

快適健康都市 佐久

～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

第二次佐久市総合計画後期基本計画

案

佐久市総合計画審議会

目次

第1部　はじめに.....	1
1　計画の意義・性格	
2　計画の構成	
3　後期基本計画の位置付け	
4　策定に当たっての基本的な考え方	
第2部　基本構想.....	7
1　基本理念	
2　将来都市像	
3　施策の大綱（政策分野ごとの方向性）	
4　施策の大綱（施策分野ごとの方向性）	
第3部　計画の策定に当たって.....	25
1　佐久市の現況と特徴	
2　時代の潮流	
3　まちづくりに対するニーズ	
4　佐久市の主要課題	
第4部　後期基本計画.....	61
1　施策体系図	
2　重点プロジェクト	
3　後期基本計画 49 施策	
第1章　生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	
第1節　将来を担うひとづくり.....	72
第2節　主体的、創造的な学びと文化の熟成.....	84
第3節　尊重され支え合う社会の形成.....	90

第2章 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり	
第1節 地域の特徴を生かしたまちづくり	96
第2節 地域をつなぐ交通ネットワークの形成.....	104
第3章 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり	
第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興.....	110
第2節 活力と魅力があふれる商業の振興.....	118
第3節 地域の魅力を生かした観光の振興.....	120
第4節 力強いものづくり産業の振興.....	124
第5節 地域を支える安定した雇用の確保.....	126
第4章 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	
第1節 生涯にわたる健康づくりの推進.....	130
第2節 地域で支え合う社会福祉の充実.....	138
第3節 安心できる出産、子育て環境の整備.....	146
第5章 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり	
第1節 豊かな自然環境との共生.....	152
第2節 良好的な地球環境の確保.....	156
第3節 快適な生活環境の創出.....	158
第6章暮らしを守る安心と安全のまちづくり.....	165
第7章 ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり	
第1節 市民の力が生きる地域社会の実現.....	178
第2節 地域の力が生きる交流と連携の推進.....	186
第二次佐久市総合計画後期基本計画 施策目標一覧.....	192
 第5部 総合計画と S D G s	195
1 S D G s とは	
2 自治体に期待される S D G s の取組	
3 総合計画における S D G s の考え方	
 資料編.....	225

第 **二** 次 佐 久 市 総 合 計 画
後 期 基 本 計 画
第 **1** 部

はじめて



1

第1部

はじめに

計画の意義・性格

総合計画は、市町村の目指すまちの姿や、その実現のために必要な基本的施策を明確に示すものです。

第二次佐久市総合計画は、人口減少の急速な進行を始めとする社会経済情勢の変化に的確に対応し、現在の世代だけでなく、将来の世代も「暮らしやすさ」、「住みやすさ」、「働きやすさ」が実感できるとともに、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、平成29年度を初年度として策定したものであり、市の施策を展開する上での最上位計画に位置付けられます。

2

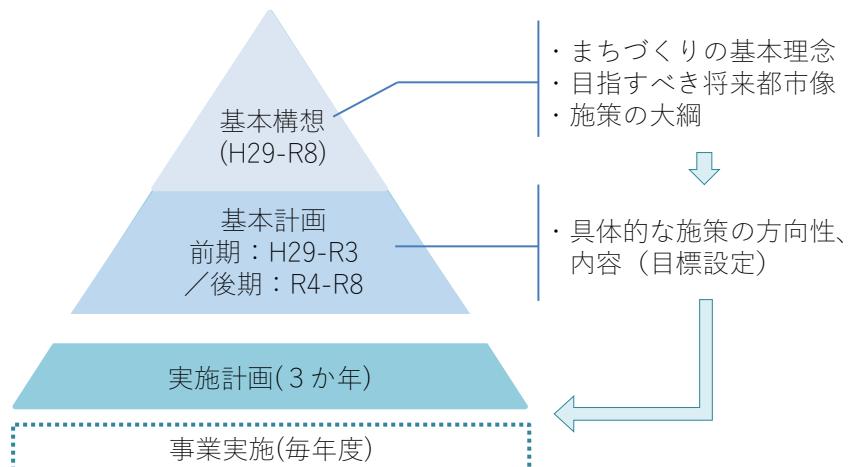
第1部

はじめに

計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成され、内容と計画期間は、次のとおりです。

	内容	計画期間
基本構想	時代の潮流や本市の特徴を踏まえ、10年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針となるものです。	10年間 (平成29年度～令和8年度)
基本計画	基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した中期的な計画です。 本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、今回見直しを行います。	5年間 (前期：H29～R3) (後期：R4～R8)
実施計画	基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度からの3年間を対象とする短期的、具体的な計画です。	3年間 (毎年度見直し)



3

第1部

はじめに

後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）の前期5年間が経過したことにより、前期5年間の施策の成果の検証と社会経済情勢の変化を踏まえてこれを見直し、令和4年度から令和8年度までの後期5年間を計画期間として、後期5年間に実施すべき施策の方向を示すために策定するものです。

4

第1部

はじめに

策定に当たっての基本的な考え方

後期基本計画は、次の5つの基本的な考え方に基づいて策定しています。

1 市民との協働による計画づくり

総合計画審議会における議論、市民等への意識調査、ワークショップの開催、住民説明会やパブリックコメントの実施など、市民意見を計画に反映する機会を設け、市民と行政が一体となり、情報を共有し合い、意見交換を行いながら計画づくりを行いました。

2 重点事項を明確化した計画づくり

社会経済の動向を見据え、将来に向けて重点的に取り組むべき事項を明確化し、戦略性のある計画づくりを行いました。

3 個別計画との整合を図った計画づくり

令和2年に策定した「第2期佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や進行中の各種個別計画における取組の方向性と整合性のある計画づくりを行いました。

4 P D C A サイクルによる継続的な改善が可能な計画づくり

施策ごとに目標を盛り込むとともに、施策評価などによる進行管理が可能な計画内容とすることことで、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）の4つの視点に基づくP D C A サイクルの循環による継続的な改善を図ることができる計画づくりを行いました。

5 市民に分かりやすい計画づくり

可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図り、達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するなど、市民にとって分かりやすい計画づくりを行いました。

第**二**次佐久市総合計画
後期基本計画
第**2**部

基本構想



基本構想

基本理念

- ▶ 「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり
- ▶ 「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり
- ▶ 「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

社会が成熟に向かう中で、生活を支える経済的な豊かさや量的な拡大だけでなく、心の豊かさや質的向上が一層求められています。

第二次佐久市総合計画が目指すまちづくりは、「まち」の活力と魅力を高めるとともに、心の豊かさにつながる「ひと」の暮らしの質を高めることで、「まち」が「ひと」を呼び込み、「ひと」が「まち」をより良いものにしていく、「まち」と「ひと」の好循環を目指すものです。

佐久市を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、「まち」と「ひと」が好循環するまちづくりを実現するため、次の3点を第二次佐久市総合計画におけるまちづくりの基本理念とします。

「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり

本市に住む全ての「ひと」が、世代や働き方は違っても、暮らしや仕事の中で、それぞれ「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」を実感できることが大切です。

市民目線で「幸福、豊かさ、満足、安心・安全、快適さ」といった実感を生み出すことのできる施策を考え、施策の実施が実感を生み出すことを目指すことを全ての政策分野に共通する基本的な姿勢とします。

また、「ひと」が幸福などを実感できるためには、心身ともに健康であることが必要であることから、日常生活、地域社会、地域経済を支える市民の健康づくりを一層進めていきます。

「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり

本市は、これまで市民の一体感の醸成や地域間ネットワークの構築を目指して各種施策に取り組んできました。

人口減少や高齢化・核家族化の進行により、家庭や地域で助け合い、支え合う形が変わってきています。

人口減少による地域社会・地域経済への悪影響を抑止するため、「ひと」と「ひと」、「ひと」と「地域」、「地域」と「地域」の結びつき（縊）を一層強固なものとし、地域の一体感のさらなる醸成を図るとともに、高速交通網の延伸や国際交流の進展といった新たな環境の変化を踏まえ、世界も視野に入れたさらなる交流、結びつきの拡大により、新たに結びつく地域とお互いを生かすことのできるまちづくりを進めることを基本的な姿勢とします。

また、「ひと」と「地域」の縊を結びつけるものとして、育まれてきた地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを進めていきます。

「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

本市は、これまで高速自動車道の開通や北陸新幹線の開業といった好機を生かしてまちの形を変えながら、発展につながるまちづくりを目指して各種施策に取り組んできました。

受け継がれてきたまちの良さや作り上げたまちの特徴を生かすとともに、環境の変化を見据え、現在だけではなく、将来の新しい発展の可能性につながるまちづくりに挑戦することを基本的な姿勢とします。

また、発展を支える「ひと」の生活を確保するため、合併以前の町村役場周辺などの地域のそれぞれの核を拠点として、生活サービスの提供といったまちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を道路や公共交通で結び合う機能集約・ネットワーク型のまちづくりを進めています。

基本構想

将来都市像

1 佐久市が目指す将来都市像

これまで培われてきた豊かな自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、関係機関・団体、行政が一体となって支える市民の健康づくりといった佐久市の魅力・強みをさらにより良いものとしていくことで、佐久市に住む全ての「ひと」が「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちを10年後の佐久市の目指す姿とします。

また、安心して出産、子育てをしたい、健康で生き生きと暮らしたい、自然・文化とふれあいたいといった様々な希望を実現できる「まち」となることで、佐久市内外の多くの人が佐久市で暮らしたい、働きたい、佐久市に行きたいと思うまちになることを目指していきます。

このため、将来都市像を

**「快適健康都市 佐久」とし、
「希望をかなえ 選ばれるまちを目指して」**

を副題とします。

2 土地利用構想

本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次の6点を第二次佐久市総合計画における土地利用の基本方針とします。

- ア 市土の特性を最大限に生かした土地利用の推進
- イ 都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- ウ 安全な暮らしの確保と快適に住み続けられるまちづくり
- エ 地域の特徴を生かした機能の集約とネットワーク化
- オ 経済の活性化と地域社会の維持
- カ 豊かな暮らしを支える健康長寿のまちづくり

3 まちづくりの将来指標

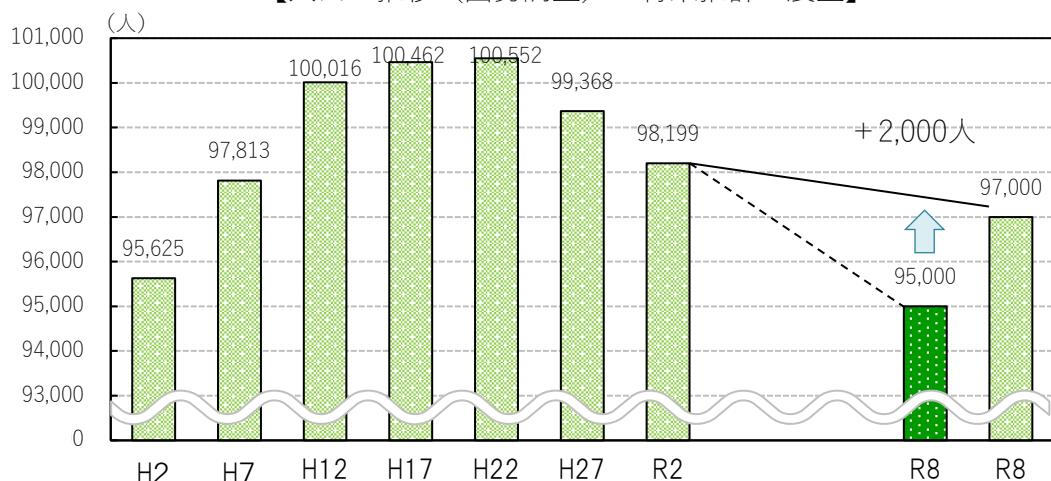
本市の人口は、令和2年国勢調査で98,199人と、平成27年の99,368人と比べ、1.2%減少しており、昭和45年以降、増加傾向で推移してきた人口が平成22年を頂点として減少に転じ、以降、減少が続いている。

佐久市の将来の人口について、人口減少がこのまま推移した場合、計画期間の終期である令和8年には、95,000人まで減少すると推計されています。

これに対し、将来の人口減少を克服するため、出生数を増やすといった自然増と、転入数を増やすといった社会増に取り組むことにより、将来推計より2,000人の人口減少を抑止し、97,000人とすることを、人口の将来展望とします。

令和8年における人口の将来展望 **97,000** 人

【人口の推移（国勢調査）と将来推計・展望】



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」（将来推計の人口）
佐久市「佐久市人口ビジョン」（将来展望の人口、仮定値を使用）

総合計画の進行管理による計画の着実な推進により、この将来展望（97,000人）の実現を図るとともに、常に将来を見据え「人口10万人を目指す」ことを念頭に、時機を失すことのないよう、常に人口動態を把握しつつ、適時の施策を推進することを第二次佐久市総合計画における人口減少克服対策の基本的な姿勢とします。

3

第2部

基本構想

施策の大綱（政策分野ごとの方向性）

将来都市像実現に向けて、次の7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性を定めます。

佐久市の
将来都市像

「快適健康都市 佐久」 ～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

1

教育・文化

生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり

2

都市基盤

地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり

3

経済・産業

力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり

4

保健・福祉

豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり

5

自然環境・生活環境

快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり

6

防災・安全

暮らしを守る安心と安全のまちづくり

7

協働・交流

ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

1 教育・文化分野「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」

〈政策の方向性〉

価値観やライフスタイルが多様化し、学び方や働き方の選択肢が広がった現代社会において、将来を担う子ども達が確かな夢や希望を持つことができるよう、生涯にわたり、主体的・創造的に学び、生きる力を育むまちづくりを目指します。

人口減少や核家族化により、ひとや地域の絆が希薄となりつつある現代社会において、これまで育まれて来た地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することのできるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 将来を担うひとつづくり

幼児教育、学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成

(2) 主体的、創造的な学びと文化の熟成

文化・芸術、生涯学習、スポーツ

(3) 尊重され支え合う社会の形成

人権尊重社会、男女共同参画社会

2 都市基盤分野「地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり」

〈政策の方向性〉

急速な人口減少は、居住地域の点在化と相まって生活の利便性を一層低下させるおそれがあることから、まちの持つ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすため、地域の特徴を生かしたまちづくりを目指します。

これまでの歴史を生かし、地域のそれぞれの核を拠点として、まちの機能を集約するとともに、その拠点と集落、地域と地域を結び合う円滑なネットワークを構築することで、将来にわたり質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 地域の特徴を生かしたまちづくり

土地利用、市街地、公共施設、住宅

(2) 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

3 経済・産業分野 「力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり」

〈政策の方向性〉

経済のグローバル化の進展などによる国内外の市場競争激化の中で、地域の農林水産業、商工業の競争力強化を支援するとともに、豊かな自然環境、高速交通網の結節点としての優位性、災害の少なさといった地域の特徴を生かした企業誘致の推進により、活力あるまちづくりを目指します。

人口減少克服と豊かな生活につながる働く場、働きの質を確保することで、働きやすく、暮らしやすいまちづくりを目指すとともに、若者、女性、障がい者などの多様な担い手が満足して活躍できるまちづくりを目指します。

消費者ニーズや販売形態の多様化により商圈や消費購買動向が絶えず変化する中で、まちの核となる商店街や商業施設、豊かな自然環境や地域文化を生かした観光地に国内外から多くの人が集い、交流する魅力あるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

農業、林業、水産業

(2) 活力と魅力があふれる商業の振興

商業・サービス業

(3) 地域の魅力を生かした観光の振興

観光

(4) 力強いものづくり産業の振興

工業

(5) 地域を支える安定した雇用の確保

就労・雇用

4 保健・福祉分野「豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり」

〈政策の方向性〉

健康であることは、一人ひとりが質の高い暮らしを営むとともに、生産年齢人口が急速に減少する中で地域社会、地域経済を健康な高齢者が支えるために必要不可欠であることから、引き続き健康長寿のまちづくりを目指します。

出生から、乳幼児期、就学期、就労期、高齢期までのライフステージの違いや、病気や障がいの違いに応じて、保健、医療、介護、福祉が連携して必要な支援を行い、誰もが安心して、質の高い暮らしを営むことができるまちづくりを目指します。

特に、人口減少克服のために、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援により、安心して出産、子育てができるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進、保健活動、医療、医療保険・国民年金

(2) 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、ひとり親家庭支援・低所得者福祉

(3) 安心できる出産、子育て環境の整備

少子化対策・母子保健、子育て支援・児童福祉

5 自然環境・生活環境分野「快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり」

〈政策の方向性〉

美しい景観、水と緑にあふれる豊かな自然環境は、暮らしの豊かさを生み出すだけでなく、佐久市への新しいひとの流れを生み出すまちの魅力であることから、魅力をさらに輝かせ、将来につなげていくまちづくりを目指します。

晴天率の高さや、豊かな自然環境といった特徴を生かし、再生可能エネルギー*の利活用などを推進することで、地球環境にやさしいまちづくりを目指します。

環境にやさしいライフスタイルが生み出す環境と調和した美しいまちの魅力や、日常生活を支える充実した生活環境が生み出す心地良いまちの魅力をさらに輝かせ、住み続けたくなる、住みたくなる快適さのあるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 豊かな自然環境との共生

環境保全、街並み緑化・公園・景観形成

(2) 良好的な地球環境の確保

地球温暖化対策

(3) 快適な生活環境の創出

環境衛生、上水道、下水道

6 防災・安全分野「暮らしを守る安心と安全のまちづくり」

〈政策の方向性〉

激甚化する自然災害への不安や多様化する社会不安を解消し、住む場所や暮らし方にかかわらず、誰もが安心して住み続けることのできる安全なまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活

* 再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスや地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー

7 協働・交流分野「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」

〈政策の方向性〉

市民ニーズや行政の果たすべき役割が多様化する中で、市民協働や民間活力を積極的に活用し、市民、地域、行政が一体となって、満足できる政策を考え、進める、ひとの力が生きるまちづくりを目指します。

人口減少・高齢化に伴い、より限られた財源で必要な施策を実施するため、「選択と集中」による計画的・効率的な行政経営を実現するまちづくりを目指します。

高速交通網の結節点であることやさらなる延長があることによる優位性といった地域の特徴を生かすとともに、世界を視野に入れたさらなる交流、結びつきを拡大することにより、多くの人がまちに集う、それぞれの地域の力が生きるまちづくりを目指します。

〈主要施策〉

(1) 市民の力が生きる地域社会の実現

市民協働・参加、地域コミュニティ*、行財政経営、高度情報通信ネットワーク

(2) 地域の力が生きる交流と連携の推進

地域間交流・国際交流、広域連携

* 地域コミュニティ: 地域住民が生活している場所や、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団

基本構想

施策の大綱（施策分野ごとの方向性）

1 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり【教育・文化分野】

(1) 将来を担うひとづくり

● 幼児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、地域の豊かな自然や文化を生かした幼児教育の充実を目指します。

● 学校教育

基礎学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性に応じ能力を伸ばすことのできる学習環境の整備を図ることで、自立して社会を生き抜く力を持った人材の育成を目指します。

体験学習などの推進や、家庭・地域社会・学校の緊密な連携を図ることで、主体的・創造的に学び、ともに生きる豊かな心を持った人材の育成を目指します。

● 高校教育・高等教育

高校教育・高等教育を受ける機会の充実を図ることで、社会を支え、発展させる人材の育成を目指します。

● 青少年健全育成

地域社会・学校・行政の連携を図ることで、社会の中で自立し、他者と連携・協働することができる人材の育成を目指します。

文化・スポーツ活動や国際交流事業への参加を促進し、心身を鍛えるとともに、幅広い視野を持ち、地域の将来を担うことが出来る人材の育成を目指します。

(2) 主体的、創造的な学びと文化の熟成

● 文化・芸術

文化財の保護や文化施設の充実・活用を図るとともに、文化芸術活動への支援を図ることで、地域の多様な自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、その保存・継承を進めるとともに、新たな文化の創造、豊かな心を育む文化の熟成を目指します。

● 生涯学習

多様化する市民ニーズに対応した学習環境づくりの推進を図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、生きがいや、やりがいを持ち、互いに支え合い、高め合うことのできる社会の実現を目指します。

● スポーツ

市民一人ひとりが生涯にわたり日常的にスポーツに親しめる環境づくりの推進を図ることで、市民がふれあいや交流を深め、心身ともに健康で活力ある豊かな生活ができる社会の実現を目指します。

(3) 尊重され支え合う社会の形成

● 人権尊重社会

市民が社会的差別を行ったり、あるいは受けたりすることがないよう、人権意識の高揚を図ることで、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対するあらゆる偏見や差別の撤廃を目指します。

● 男女共同参画社会

男女が、自らの意思に基づき社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した社会生活、家庭生活を送ることのできる社会の実現を目指します。

2 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり【都市基盤分野】

(1) 地域の特徴を生かしたまちづくり

● 土地利用

自然や文化と調和を図りながら、地域の特徴ある発展に資する各種事業や、機能集約・ネットワーク型のまちづくりにつながる土地利用を目指します。

● 市街地

居住機能や都市機能の適切な誘導に努め、地域の特性を生かした魅力ある市街地の形成と、それらをつなぐネットワークによる快適なまちづくりの実現を目指します。

● 公共施設

公共施設の適正配置、費用負担・管理体制の見直しといった総合的・計画的な公共施設マネジメントを進めることで、快適な暮らしにつながる公共施設サービスの提供を目指します。

● 住宅

空き家の適正な管理や発生の予防、流通、活用の促進を図ることで、市民の生活環境の保全を目指します。

市営住宅の適正な整備と管理の推進を図ることで、多様なニーズに対応した快適な市民生活の実現を目指します。

(2) 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

● 高速交通ネットワーク

経済活性化や救命救急医療への貢献、災害発生時の緊急輸送路としての機能などが期待される中部横断自動車道の整備促進を図ることで、高速交通網の確立を目指します。

松本佐久連絡道路の建設促進を図ることで、松本空港、中南信地域とのアクセス性の向上や計画されている中部縦貫自動車道との連携を目指します。

北陸新幹線の全線開業は、首都圏や関西圏からの移動時間の短縮や、広域的な交流可能圏域の拡大が期待されることから、全線の整備促進や北陸新幹線佐久平駅の利用促進により、その効果を最大限

に生かした交流人口の拡大を目指します。

● 地域交通ネットワーク

地域間連携・交流の拡大を図るため、地域幹線道路や生活道路の整備を推進し、ネットワークの形成を目指します。

交通機関の利便性の向上と運行の効率化を図り、誰もが利用しやすい交通システムを構築し、地域間交流の促進を目指します。

3 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり【経済・産業分野】

(1) 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

● 農業

多様な担い手の確保・育成を図るとともに、農地集積・集約と農地の確保を図ることで、農業経営の効率化・安定化を目指します。

消費者ニーズなどに対応した農作物のブランド化や6次産業化に向けた加工品開発の促進を図ることで、農業生産の活性化を目指します。

鳥獣被害対策、荒廃農地対策を進めるとともに、都市農村交流や移住・定住の促進を図ることで農村の振興を目指します。

● 林業

林業従事者の確保・育成を図るとともに、森林の適切な維持・管理を図ることで、林業経営の効率化・安定化を目指します。

新たな木材ニーズなどに対応した地元産材の活用や林産物の生産振興を図ることで、林業生産と木材産業の活性化を目指します。

適切な森林整備を図ることで、観光面や防災面、二酸化炭素吸収源としての環境面など森林の持つ多面的機能の確保・活用を目指します。

● 水産業

佐久鯉、シナノユキマスなどの地域特産品の高付加価値化、多角的な販路拡大を目指すとともに、地域文化の継承につながる水田フナの生産拡大を目指します。

(2) 活力と魅力があふれる商業の振興

● 商業・サービス業

市街地整備や空き店舗活用を通じて、にぎわいのある商店街の形成を図るとともに、地域が一体となって持続可能で魅力ある中心市街地の活性化を図ることで、市内外から多くの人が集う活力と魅力があるまちづくりを目指します。

消費者ニーズの多様化や高速交通網の整備といった時代の変化に適切に対応するとともに、健康長寿といった地域の特徴を生かすことができる活力ある商業・サービス業の振興を目指します。

(3) 地域の魅力を生かした観光の振興

● 観光

歴史、自然、文化といった地域の特徴を生かした観光拠点の整備やイベントの開催を通じて、魅力ある観光地づくりを目指します。

地域の観光資源を活用して体験型観光、広域観光といった多様な観光ニーズに対応するとともに、増加する訪日外国人旅行者への対応を進めることで、観光の振興を目指します。

(4) 力強いものづくり産業の振興

● 工業

産官学連携や地域連携を通じて、新製品・新技術の開発や企業経営への支援を図ることで、国内外での競争力を備えた力強いものづくり産業、地域の特徴を生かした魅力あるものづくり産業の育成を目指します。

企業ニーズに対応した工業用地の整備を図るとともに、高速交通網の整備や災害の少なさといった立地条件の優位性を生かした企業誘致を推進することで、地域経済の活性化を目指します。

(5) 地域を支える安定した雇用の確保

● 就労・雇用

少子高齢化の急速な進行に伴う生産年齢人口の減少による地域経済の停滞を抑止するため、女性、高齢者、障がい者などの多様な担い手の就業を支援することで、地域経済の活性化を目指します。

U・I・Jターンやテレワークといった多様な就労ニーズに対応した雇用や、安定した雇用、ワーク・ライフ・バランスの整った労働環境づくりを推進することにより、豊かな暮らしを生み出す働く場と質の確保を目指します。

4 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり【保健・福祉分野】

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

● 健康増進

地域における健康管理の担い手の育成や、健康づくり活動・食育*の推進により、市民の生活の質の向上を図ることで、さらなる健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。

● 保健活動

生活習慣病の予防や介護予防を中心とした「新しい保健」の推進を図ることで、全ての市民が生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができる健康長寿社会の実現を目指します。

● 医療

誰もが等しく安全で質の高い医療サービスを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図ることで、市民が健康で長生きできる社会の実現を目指します。

市立浅間総合病院は、地域の中核医療機関として医療ニーズに対応する環境・機能を整備することで、市民の必要とする医療の提供を目指します。

● 医療保険・国民年金

国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の健全な運営の確保を図ることで、公的医療制度として安定した持続可能な運営を目指します。

* 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育む教育

(2) 地域で支え合う社会福祉の充実

● 地域福祉

市民や市、さらには社会福祉協議会や事業所などが、誰もが生涯現役で住みよい福祉のまちづくりのためにそれぞれの役割において協働して取り組むことで、市民がともに支え合う地域ぐるみの福祉体制の確立を目指します。

● 介護・高齢者福祉

地域の特徴を生かした介護予防や生活支援の充実を図ることで、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

● 障がい者福祉

障がい者の自立と社会参加の促進を図ることで、市民が互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会の実現を目指します。

● ひとり親家庭支援・低所得者福祉

ひとり親家庭の家庭生活の安定と向上を図ることで、社会的自立と子どもの健全育成を目指します。

生活困窮者に対し、関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ることで、経済的・社会的自立の促進を目指します。

(3) 安心できる出産、子育て環境の整備

● 少子化対策・母子保健

結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援を実施することで、出生率の向上を目指します。

● 子育て支援・児童福祉

子ども・子育て支援を充実させ、子どもを安心して育てることができる環境を整備することで、児童の健全育成を目指します。

5 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり【自然環境・生活環境分野】

(1) 豊かな自然環境との共生

● 環境保全

良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることで、自然と人との共生を目指します。

水、大気、土壤などを良好な状態に保つことで、市民の健康の保護と生活環境の保全を目指します。

自然環境や生活環境の保全に関する意識の高揚を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった環境にやさしい社会の構築を目指します。

生物多様性の保全に対する意識の高揚を図り、人と自然のつながりを再構築するとともに、特定外来生物*を始め、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性の保全と、その恩恵の将来への継承を目指します。

* 特定外来生物: 外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から法律で指定されているもの

● 街並み緑化・公園・景観形成

緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の保全と街並み緑化の推進を図ることで、まち全体が緑にあふれる快適な空間の創造を目指します。

市民の憩いやふれあいの場として公園整備を進めるとともに、地域が一体となって美しく豊かな景観の保全・育成を図ることで、潤いと安らぎを与える快適な環境の創造を目指します。

(2) 良好的な地球環境の確保

● 地球温暖化対策

地球温暖化防止に対する意識の高揚と市民・事業者・行政が一体となった省エネルギー行動の実践を図るとともに、太陽光、木質バイオマス*、水力、地中熱などの再生可能エネルギーの適切な利用促進を図ることで、温室効果ガスの排出削減とエネルギーの地産地消の拡大を目指します。

(3) 快適な生活環境の創出

● 環境衛生

ごみ処理に対する意識啓発を図り、ごみの減量化や資源のリサイクル化を図ることで、市民・事業者・行政が一体となった資源循環型社会の形成を目指します。

効率的な廃棄物処理体制を整備するとともに、処理施設の適正な維持管理と効率的な運営を図ることで、美しく快適な生活環境の創出を目指します。

● 上水道

水源地の保全と水循環・水資源の重要性の啓発を図るとともに、給配水施設の適切な維持管理を図ることで、安全でおいしい水の安定した供給を目指します。

● 下水道

地域の実情に合った下水道施設の計画的な整備と維持管理を進めることで、快適な水環境の保全を目指します。

6 暮らしを守る安心と安全のまちづくり【防災・安全分野】

● 防災

市民、事業者、関係機関、行政が一体となって、持てる力の全てを発揮することで、災害による被害をできる限り減らして、激甚化・頻発化する災害から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 消防・救急

消防団、行政が一体となって、消防・救急体制を充実させることで、火災や事故に確実・迅速に対応して、火災、事故から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 交通安全

子どもから高齢者まで全ての世代において交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者にやさしい交通安全環境の整備を図ることで、交通事故のない安全な地域社会を目指します。

* 木質バイオマス:木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源

● 防犯

子どもから高齢者まで全ての世代において防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を図ることで、多様化・巧妙化する犯罪から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 消費生活

関係機関、行政が一体となって、消費者意識の高揚を図るとともに、相談体制を充実させることで、多様化・複雑化する消費者被害・トラブルから消費者を守ることを目指します。

7 ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり【協働・交流分野】

(1) 市民の力が生きる地域社会の実現

● 市民協働・参加

市民と行政が対等な立場で考え、お互いの力を合わせる市民協働のまちを目指すとともに、情報公開や広報などによる開かれた市政に市民が主体的に参加する市民参加のまちを目指します。

● 地域コミュニティ

市民が主体となって地域の特徴を生かし、その魅力を高めるとともに、「ひと」と「地域」の絆をさらに強めていくことで、子どもから高齢者まで全ての世代の豊かな暮らしにつながる地域コミュニティづくりを目指します。

● 行財政経営

厳しい財政状況や時代の変化を的確に捉えた「選択と集中」、「量から質、ハードからソフトへの転換と連携」を図ることで、豊かな暮らしと将来の発展につながる計画的・効率的な行財政経営を目指します。

● 高度情報通信ネットワーク

情報通信技術の利活用による住民サービスの向上、行政事務の効率化を目指すとともに、市民の安心につながる適正な情報セキュリティの確保を目指します。

(2) 地域の力が生きる交流と連携の推進

● 地域間交流・国際交流

まちの魅力と活力を高め、交流人口、定住人口の増加につながる「選ばれるまち」を目指すとともに、将来を担う世代が、世界と出会い、より広い価値観や考え方を身に付けることができる国際性豊かなまちを目指します。

● 広域連携

広域連合、一部事務組合の構成市町村との連携により多様化する広域行政ニーズに対応した適切かつ効率的な住民サービスの提供を目指すとともに、佐久地域定住自立圏*の構成市町村との連携によりお互いの特徴を生かし合い、佐久広域圏の活力と魅力を高めていくことをを目指します。

* 佐久地域定住自立圏: 本市を中心とし、周辺の関係市町村と連携・協力しながら、医療・福祉の充実や産業振興など、協定で締結した12分野21項目にわたって、圏域に必要な生活機能の確保と圏域全体の活性化を図る取組

第**二**次佐久市総合計画
後期基本計画
第**3**部

計画の策定に 当たって



1

第3部

計画の策定に当たって

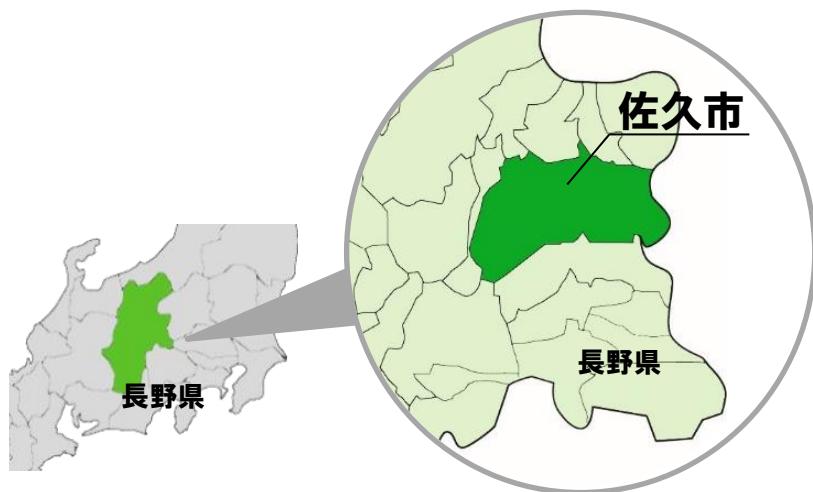
佐久市の現況と特徴

1 位置・自然

本市は、長野県の東部（東信地域）で、県下4つの平のひとつである佐久平に位置し、北に浅間山、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）に囲まれ、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれた高原都市です。

市役所位置の標高は692m、市域は東西32.1km、南北23.1kmで、面積は423.51km²となっています。

気温の較差が大きく降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地であり、気象観測史上、熱帯夜を一度も記録したことがありません。また、国内でも有数の日照時間が長い地域となっています。



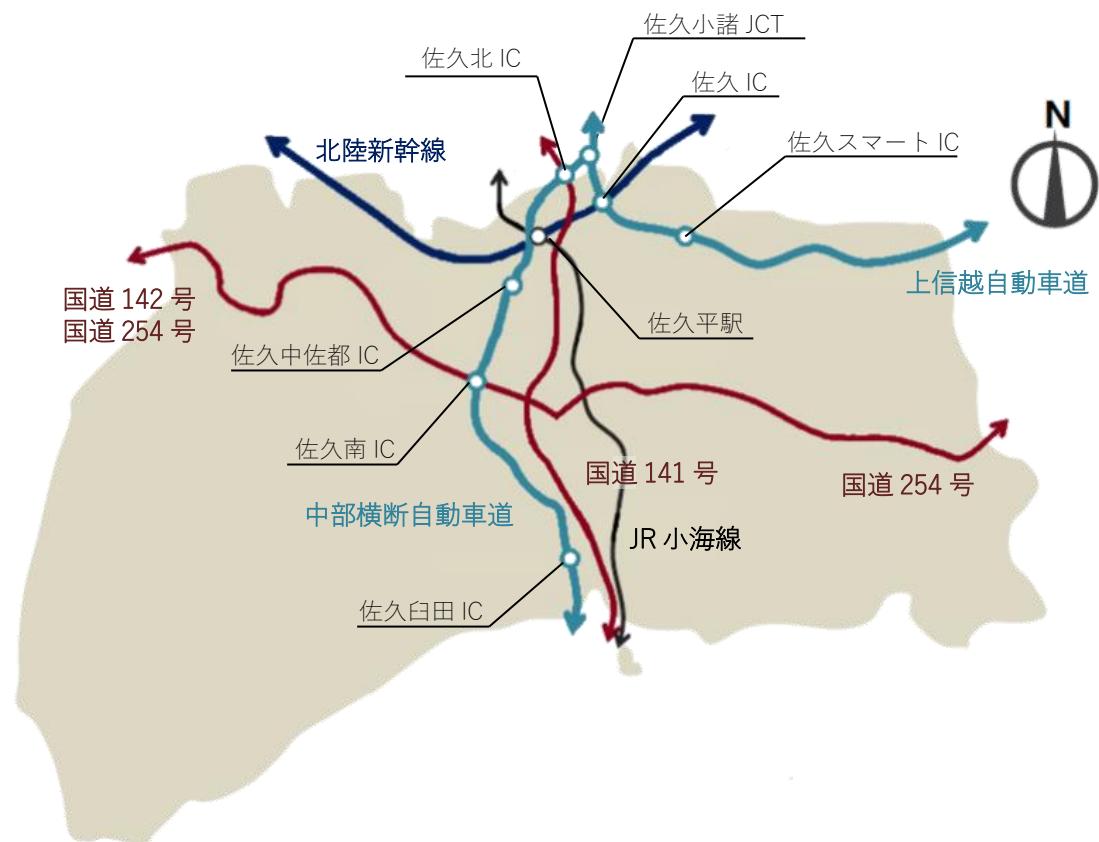
2 沿革

市内では、国内最古の石刃が出土した香坂山遺跡を始めとする数多くの原始・古代の遺跡が発掘され、古くから人々が暮らしていたことが立証されています。

江戸時代には、五街道のひとつとして整備された中山道の各宿場町はにぎわいを見せ、佐久甲州道と合わせて交通の要衝の役割を果たすとともに、様々な文化が生まれ育ちました。

近年は、北陸新幹線、上信越自動車道、中部横断自動車道などの高速交通網の整備に伴い、まちの姿も大きく変わってきています。市内に北陸新幹線佐久平駅と6つの高速道路のインターチェンジを有することから、高速交通網の結節点、交流圏の拠点として飛躍的な発展が期待されています。

【佐久市交通ネットワーク図】



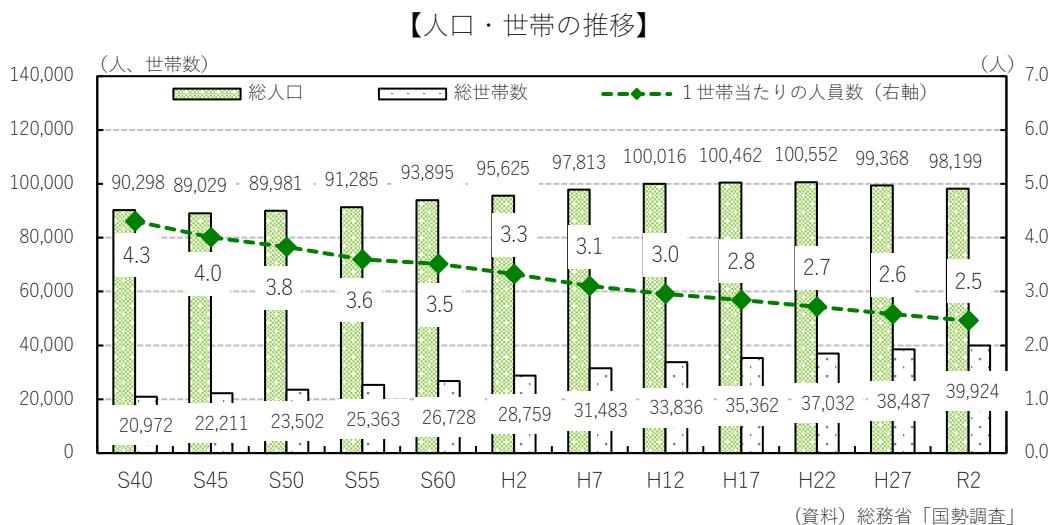
3 人口

(1) 人口・世帯

本市の令和2年の人口は、98,199人と、県内第4位の人口規模を有しています。

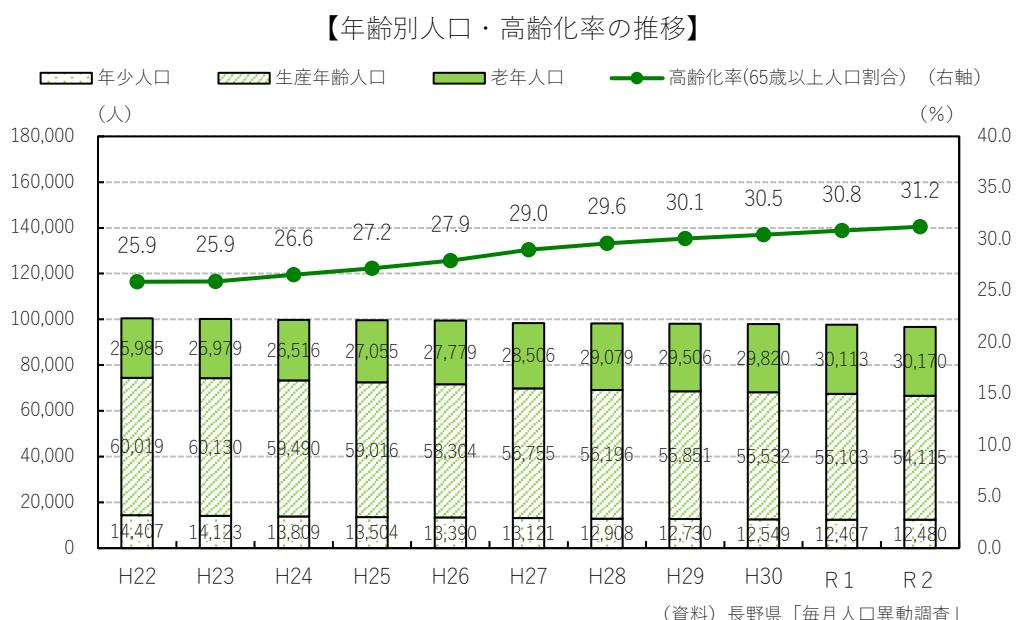
しかしながら、平成27年に比べ、1.2%減少しており、昭和45年以降、増加傾向で推移してきた人口が、平成27年に45年振りに減少に転じた後も継続して減少が続いています。

一方、総世帯数は、39,924世帯で、平成27年と比べ3.7%増加と、一貫して増加傾向が続いている。しかし、核家族化や世帯の単身化により、令和2年における1世帯当たりの人員は、2.5人まで縮小しています。



(2) 年齢別人口

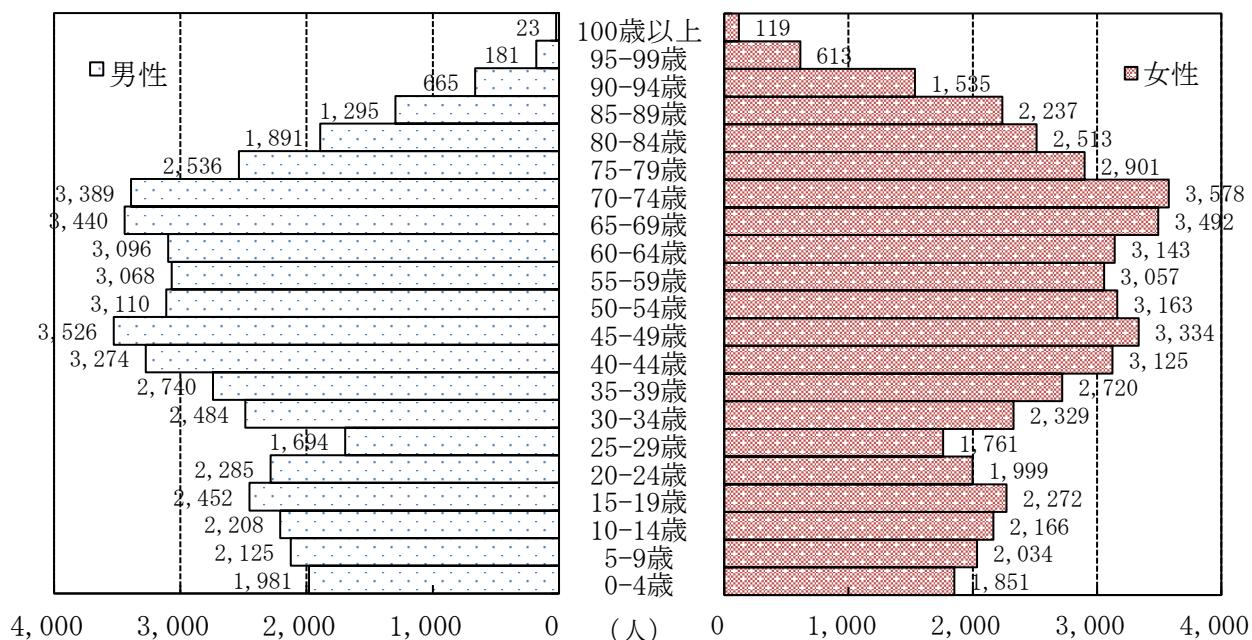
65歳以上の老人人口の割合は、平成29年に30.1%と初めて30%を超え、令和2年には、31.2%となっています。一方、年少人口と生産年齢人口は、減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



(3) 人口構造

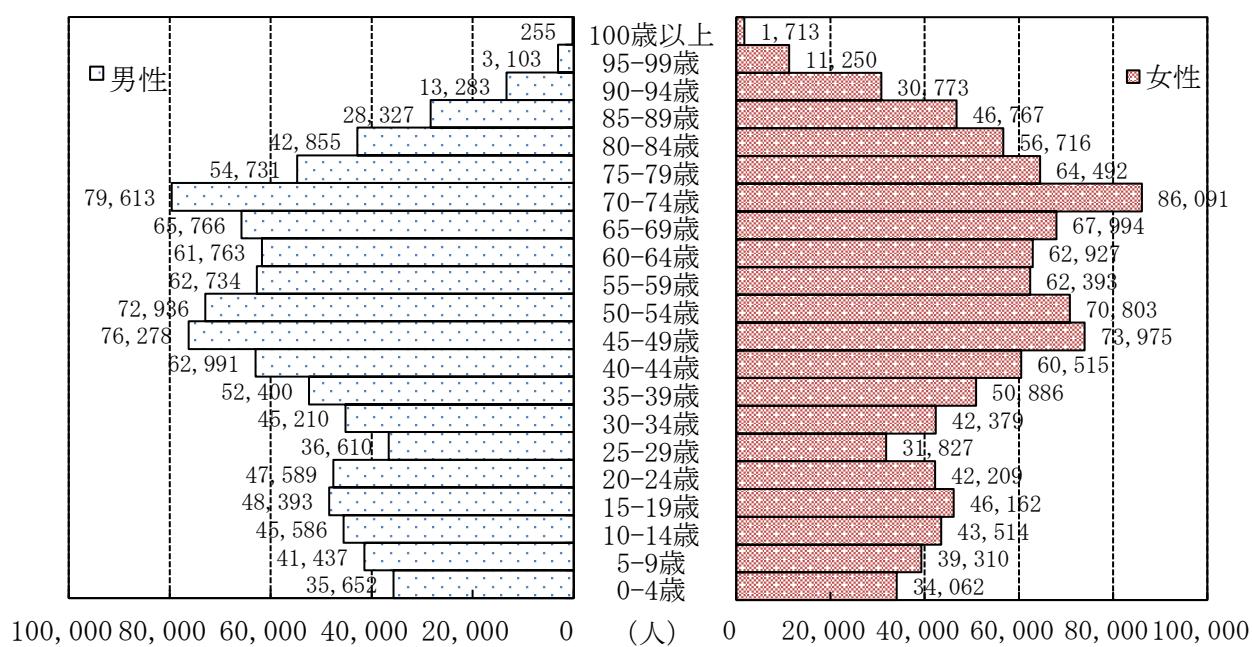
本市の人口の年齢別の構成を全国と比較すると、長野県全体の傾向と同様に20代の人口が男女ともに少なくなっています。高校卒業後の進学・就職において、東京などの都市部に若者が流出していることが影響していると考えられます。

【人口ピラミッド（佐久市）】



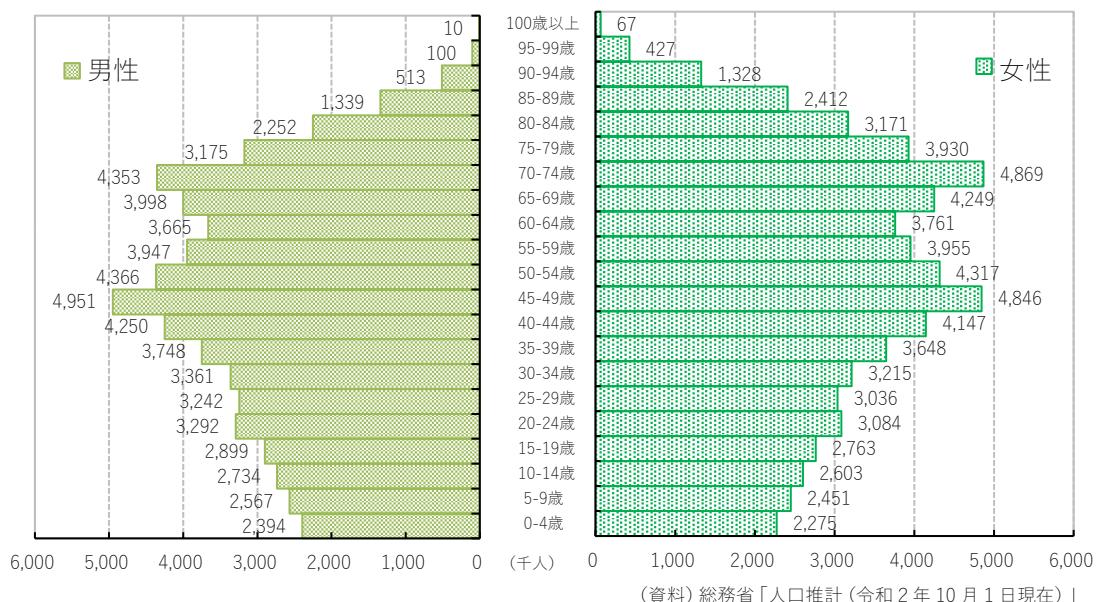
（資料）長野県「毎月人口異動調査（令和3年10月1日現在）」

【人口ピラミッド（長野県）】



（資料）長野県「毎月人口異動調査（令和3年10月1日現在）」

【人口ピラミッド（全国）】

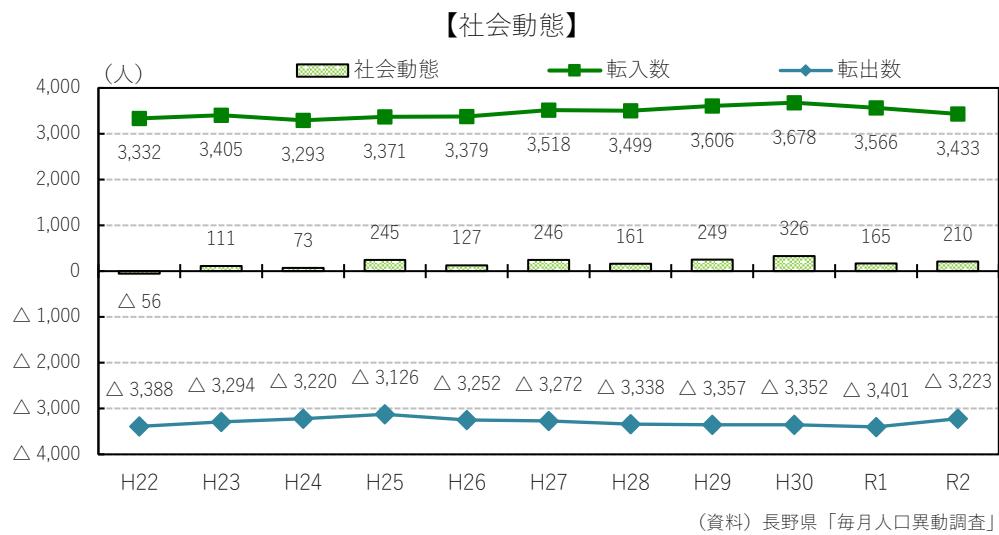
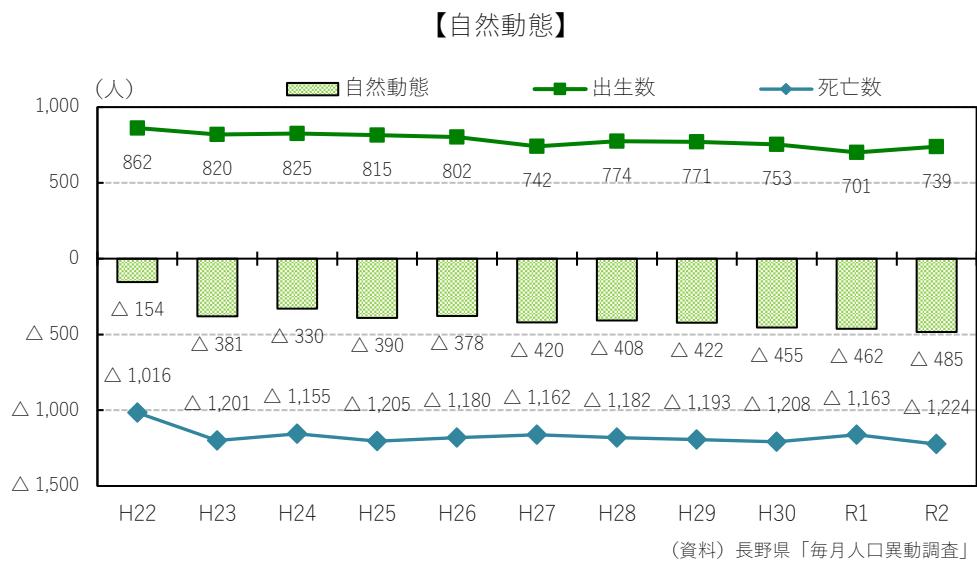


(資料) 総務省「人口推計(令和2年10月1日現在)」

(4) 人口動態

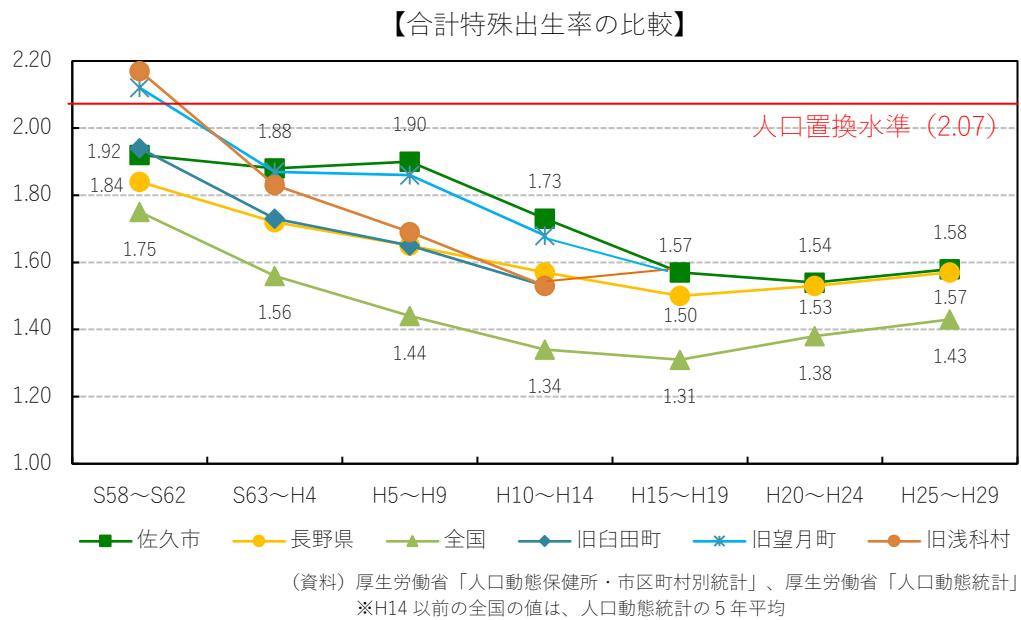
人口の動態を見ると、自然動態では、平成 14 年から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、減少幅は徐々に広がっています。

また、社会動態では、平成 23 年から 10 年連続で転入者数が転出者数を上回る社会増の状態にあります。



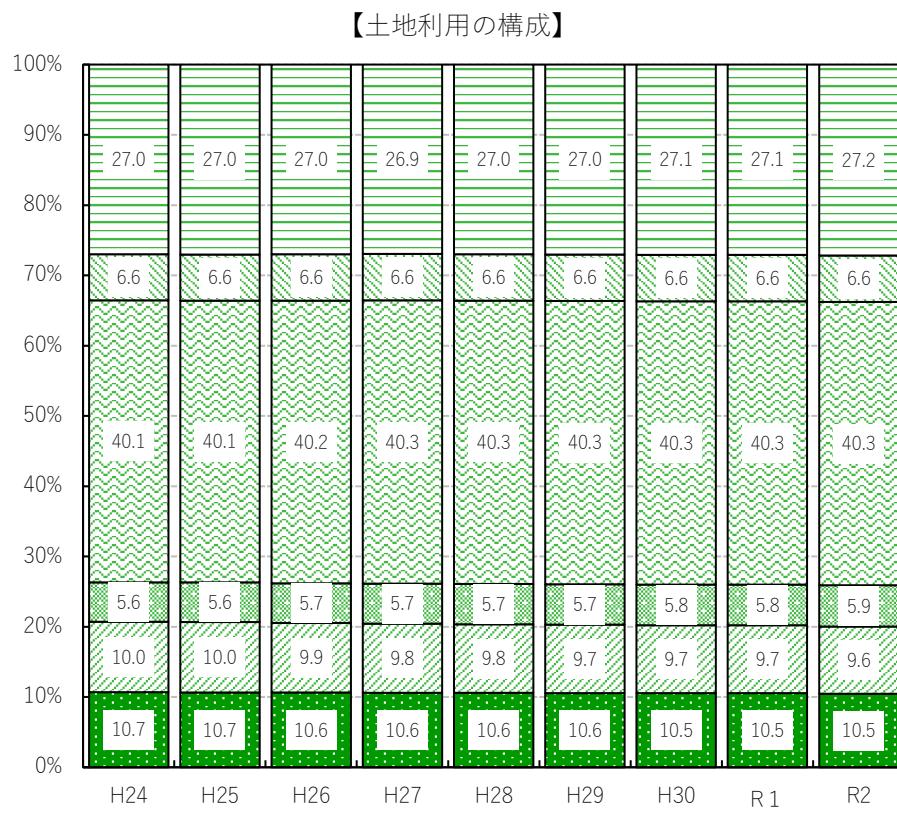
(5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率を見ると、昭和 58 年から平成 19 年まで減少傾向にありましたが、以降は横ばいとなっています。全国の平均や県の平均を上回っているものの、長期的に人口を維持できるとされる人口置換水準 2.07 を下回っています。



4 土地利用

地目別面積でみると、市域面積の約40%が山林、約20%が農地、約6%が宅地となっており、自然的土地利用が多くを占めています。面積は、農地が減少傾向にあり、宅地面積が増加傾向にあります。



(資料) 佐久市税務課「地目別面積」（各年1月1日）

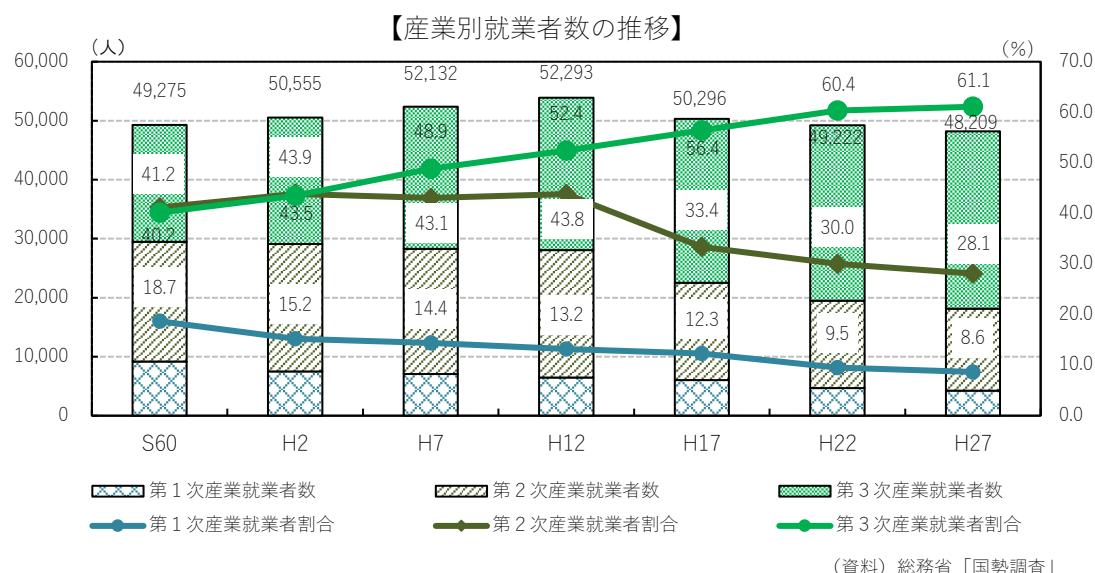
5 産業

(1) 就業人口の状況

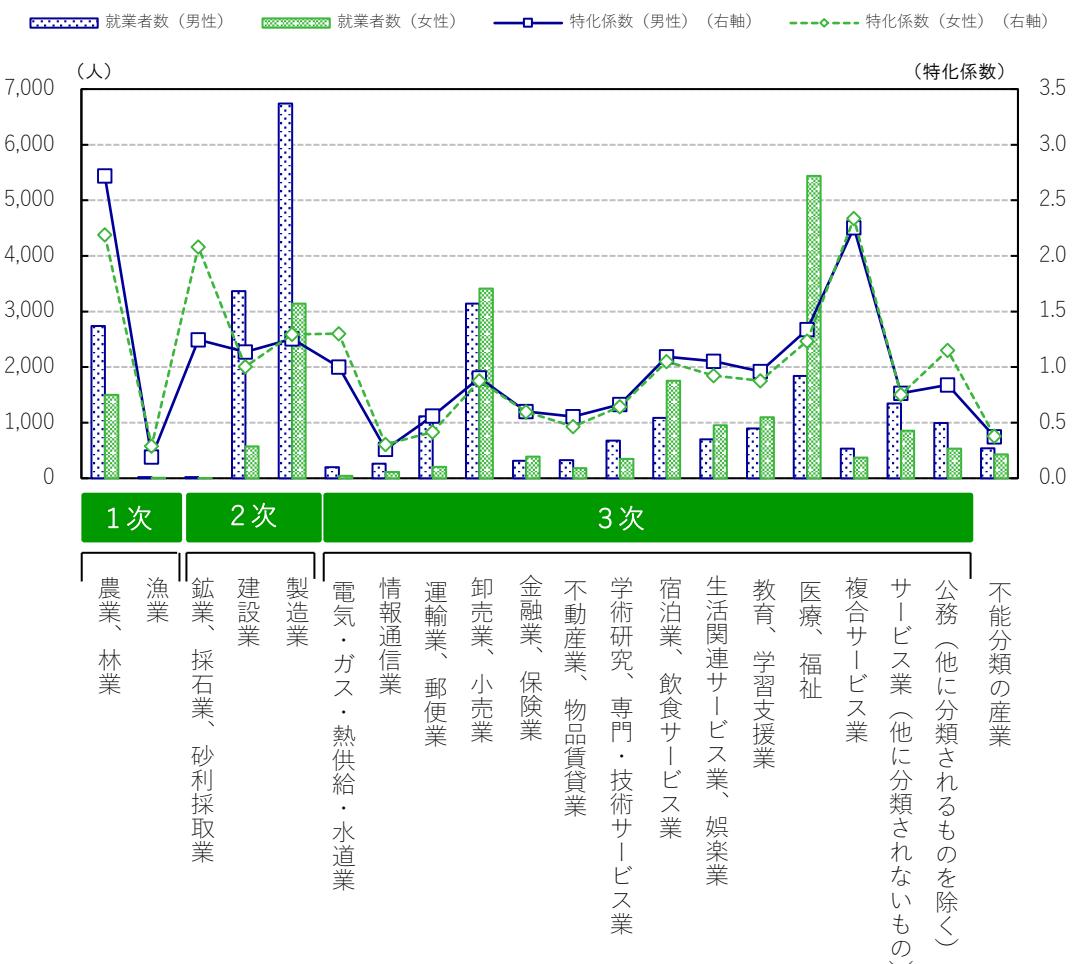
産業別就業人口を見ると、第3次産業が最も多く、第1次産業が少なくなっています。

市在住者の産業分類別の就業者数と特化係数を男女別にみると、産業により男女比に違いが見られ、男性は、農業、建設業、製造業で、女性は、医療・福祉で、それぞれ従業者が多い傾向が伺えます。

また、本市の女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下するM字カーブの傾向が見られますが、就業率は、平成22年と比較し、平成27年は20歳代後半から70歳代後半までの年代で上昇しています。

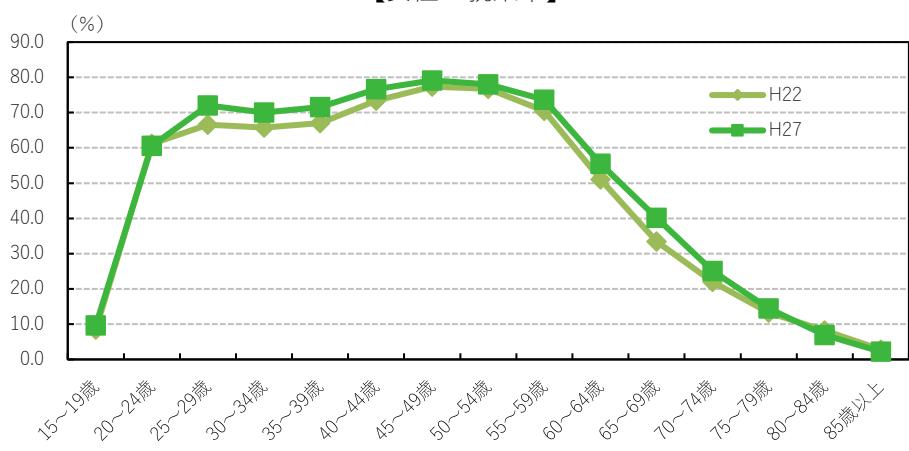


【産業別・男女別就業者数、対全国との特化係数】



(資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」

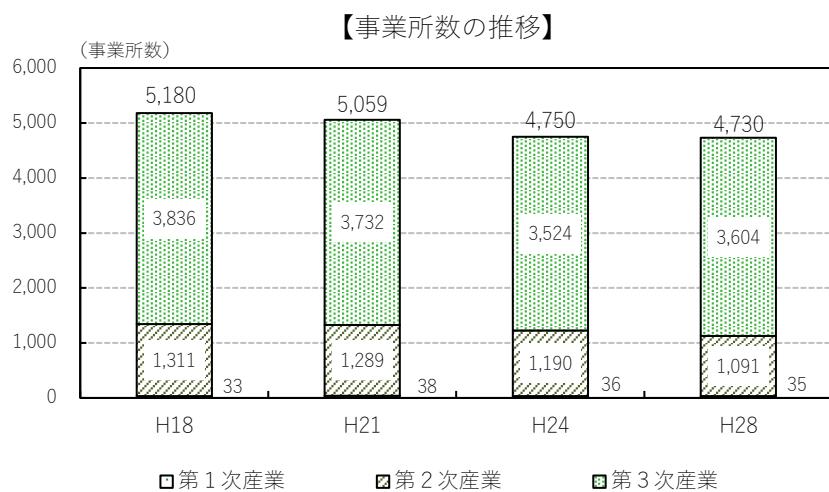
【女性の就業率】



(資料) 総務省「国勢調査」

(2) 事業所の状況

本市の事業所数を見ると、減少傾向が継続しており、産業別にみると、第2次産業が減少し、第3次産業が増加傾向にあります。



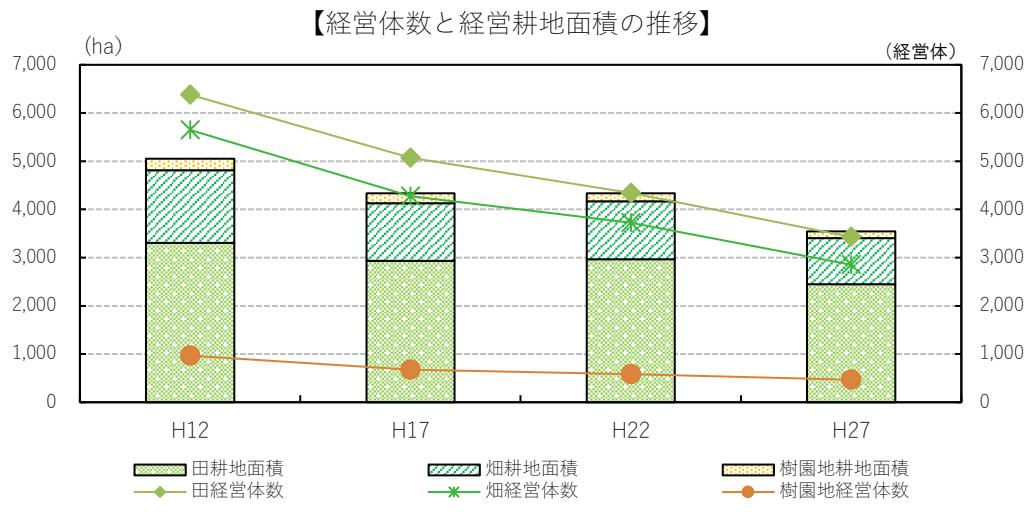
(資料) 総務省「事業所・企業統計調査」(平成18年)、
経済産業省「事業所企業統計」(平成21年)、
「経済センサス活動調査」(平成24年、平成28年)

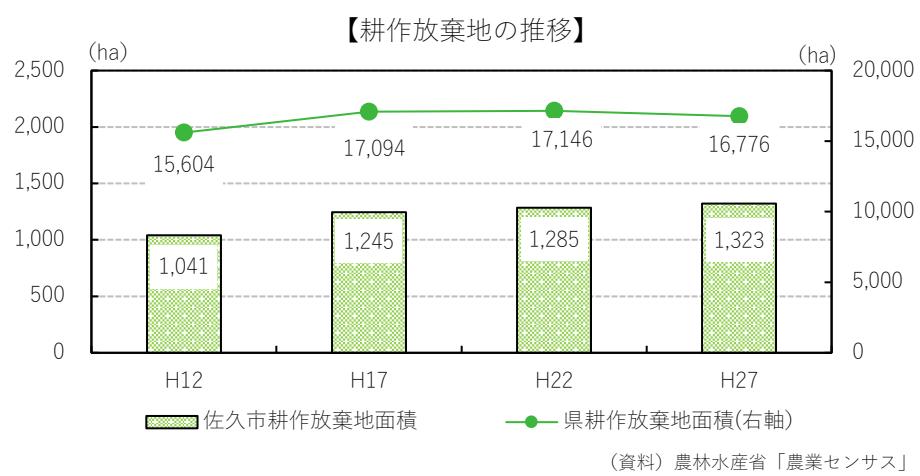
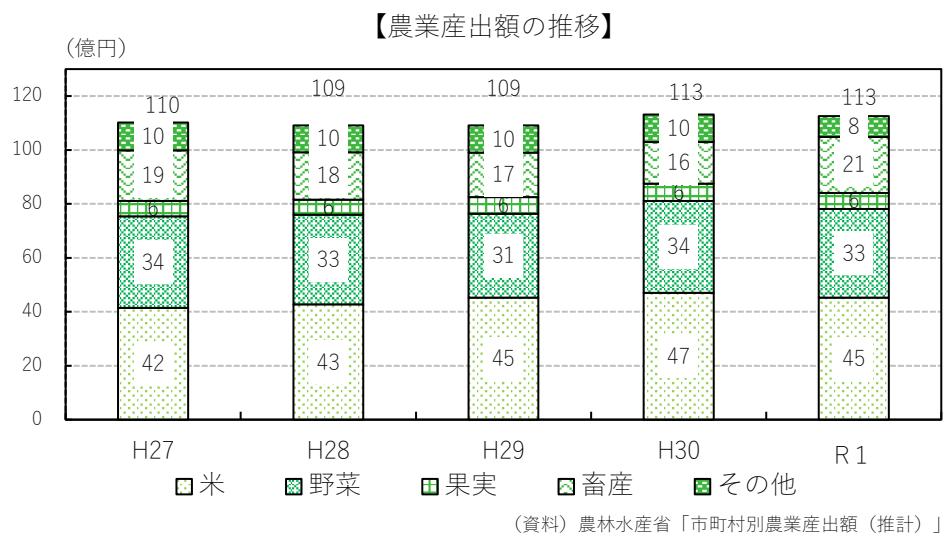
(3) 各産業の状況

ア 農業

経営体数と経営耕地面積の平成12年から平成27年までにかけての推移を見ると、年々減少傾向にありますが、農業産出額は、横ばいから微増傾向で推移しています。

耕作放棄地は、同期間において増加しています。



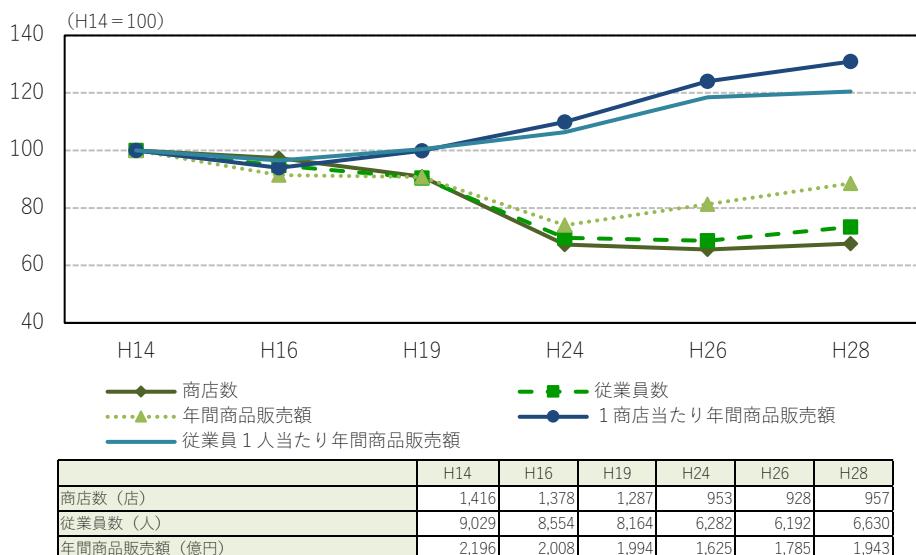


イ 商業

卸売業・小売業を合わせた事業所数、従業者数、年間販売額は、平成 24 年以降増加傾向にあります。

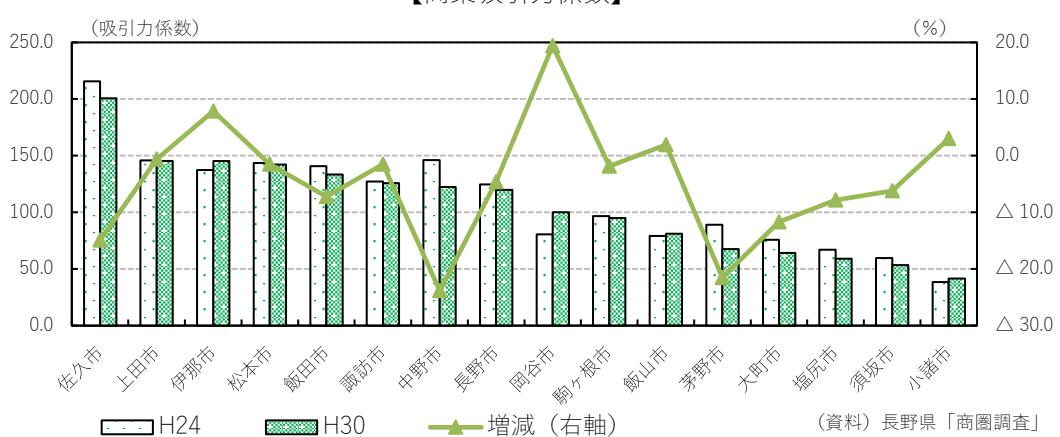
商業吸引力係数は、県内で最も高い水準にありますが、近年は減少傾向にあります。

【事業所数、従業者数、年間販売額の推移】



(資料) 経済産業省「商業統計(平成 14 年～平成 19 年)」
総務省「経済センサス(活動調査)(平成 24 年～平成 28 年)」

【商業吸引力係数】

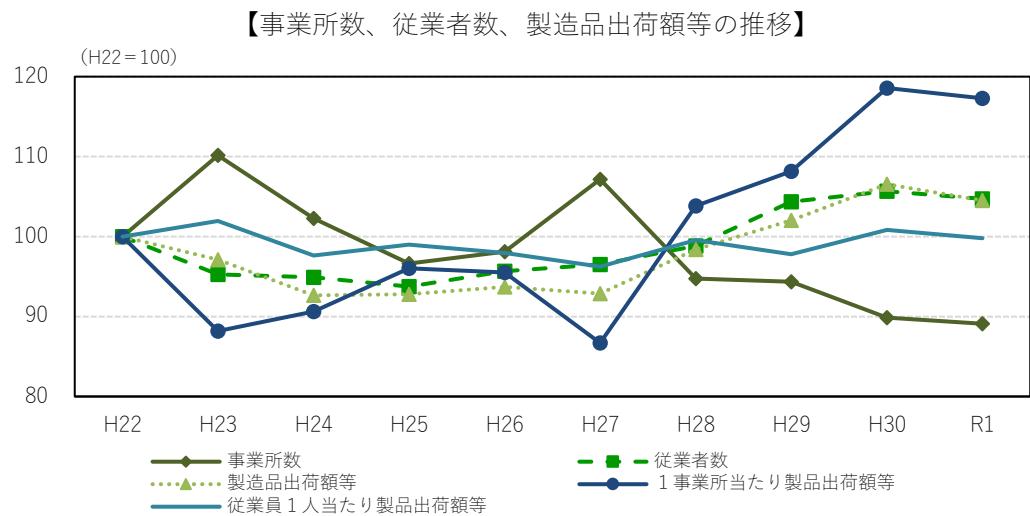


(資料) 長野県「商圈調査」

※吸引力係数とは、(吸引人口(地元滞留人口 + 流入人口) ÷ 居住人口) × 100 によって算出される。居住人口に対する吸引人口の百分比であり、数値が大きいほど地元滞留率及び他市町村からの流入人口の割合が高いことを示す。

ウ 工業

事業所数は、減少傾向にあるものの、従業者数、製造品出荷額等は増加傾向にあり、生産用機械器具製造業、電子部品、輸送用機械器具製造業などの業種を中心に操業されています。

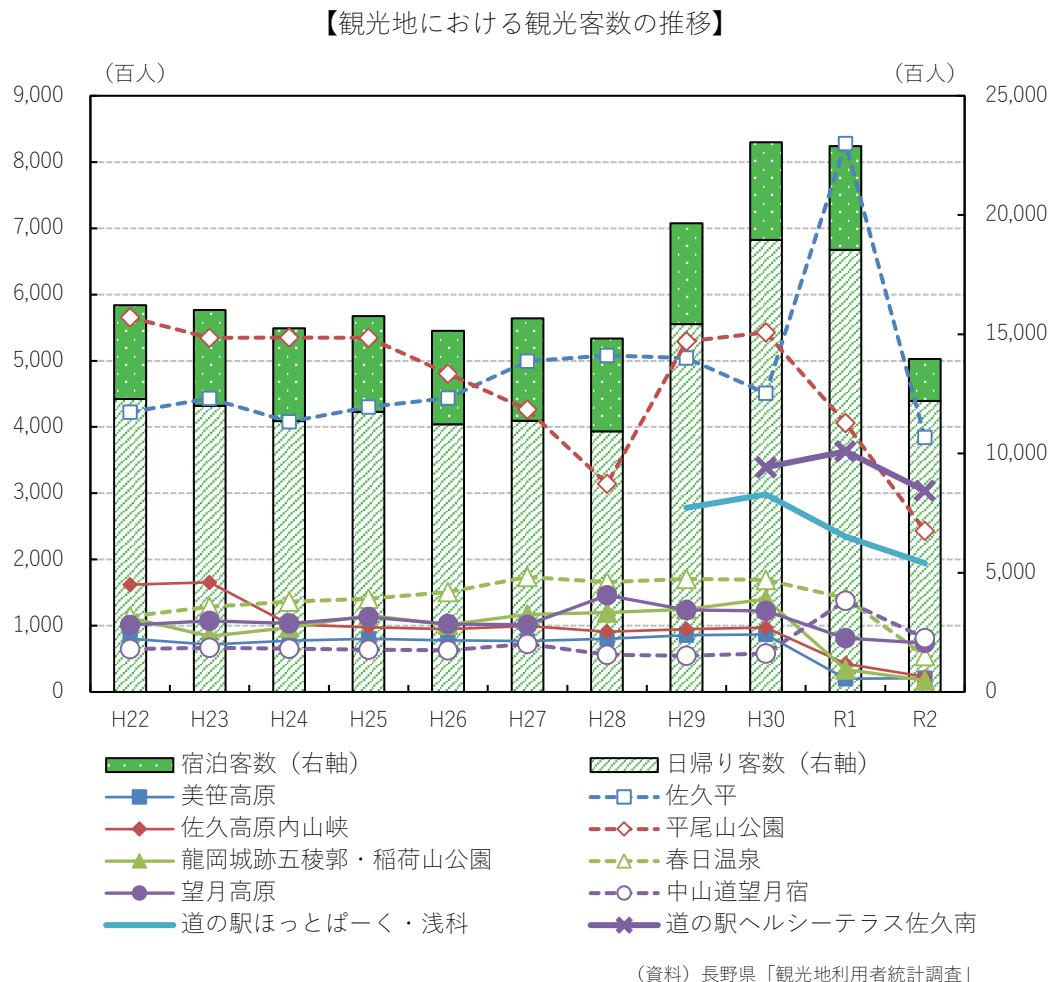


	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業所数（事業所）	266	293	272	257	261	285	252	251	239	237
従業員数（人）	8,631	8,223	8,190	8,091	8,257	8,330	8,529	9,008	9,120	9,038
製造品出荷額等（億円）	2,081.7	2,021.9	1,928.7	1,931.4	1,950.7	1,933.6	2,048.2	2,124.3	2,217.8	2,175.4
うち1事業所当たり年間製造品出荷額等（万円）	78,259.4	69,006.8	70,908.1	75,152.8	74,739.5	67,845.6	81,276.0	84,633.5	92,796.5	91,789.0
うち従業員1人当たり年間製造品出荷額等（万円）	2,411.9	2,458.8	2,354.9	2,387.1	2,362.5	2,321.2	2,401.4	2,358.2	2,431.8	2,406.9

(資料) 経済産業省「工業統計」

二 観光

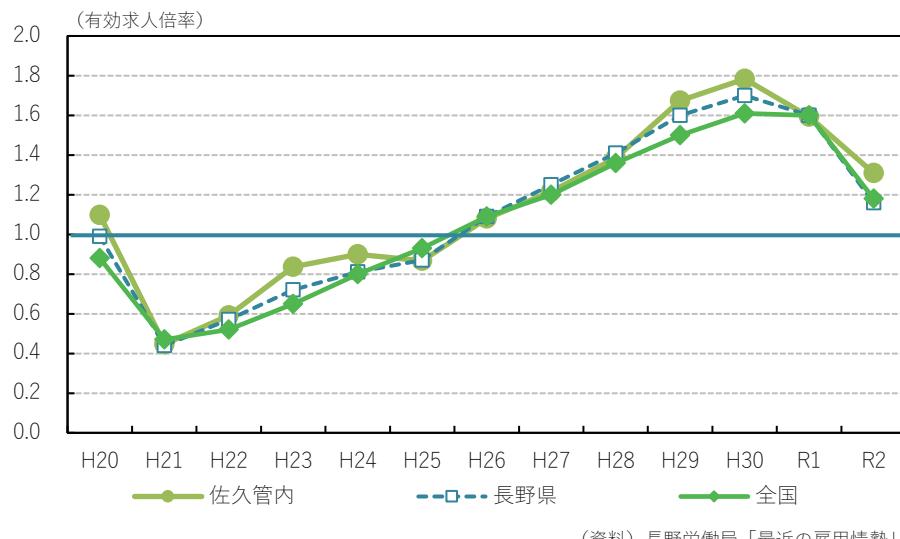
本市の観光客数を見ると、日帰り客数が大きな割合を占めています。平成 29 年以降増加に転じましたが、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。



オ 雇用の状況

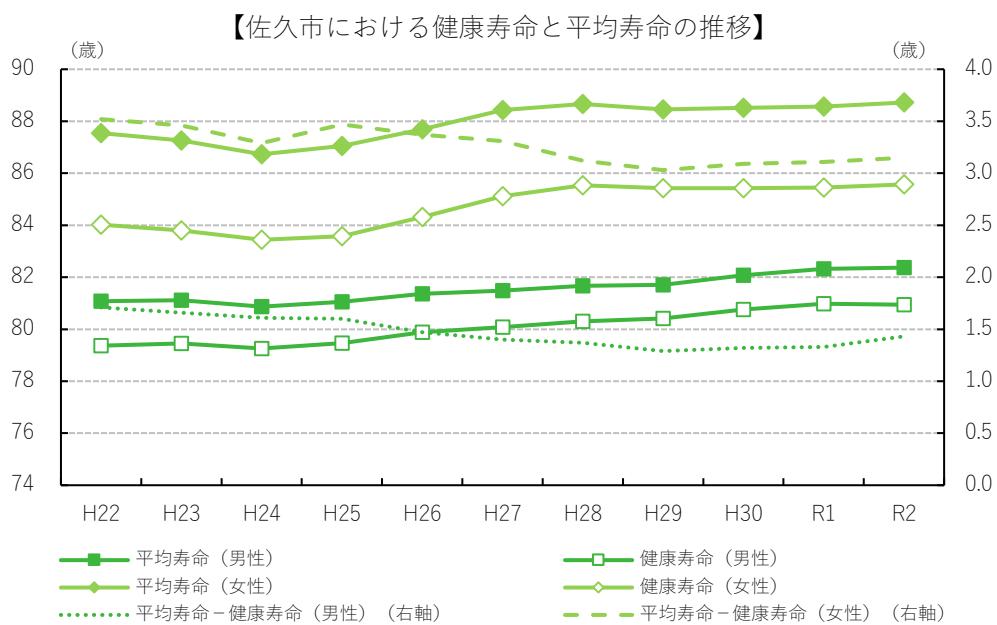
ハローワーク佐久管内の有効求人倍率は、近年の人手不足の状況を反映し、求人数が求職者数を上回る状況で推移しています。

【有効求人倍率の推移】



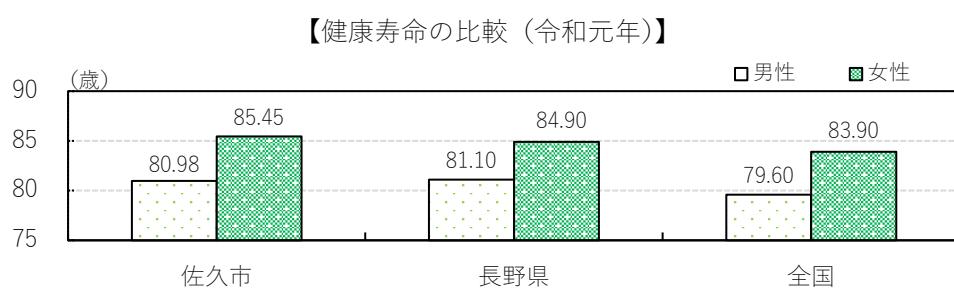
6 健康

平成 22 年と令和 2 年の健康寿命を比べると、男性は 1.57 年、女性は 1.55 年伸びています。同期間での平均寿命の伸びをみると、男性は 1.29 年、女性は 1.18 年伸びており、健康寿命の増加分が平均寿命の増加分より大きい状況にあります。令和元年の本市と長野県、全国の健康寿命を比較すると、男性・女性ともに、全国平均を上回っています。



	(単位：歳)											
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
平均寿命(男性)	81.08	81.11	80.87	81.05	81.36	81.48	81.67	81.71	82.08	82.32	82.37	
健康寿命(男性)	79.37	79.45	79.26	79.46	79.89	80.08	80.30	80.41	80.76	80.98	80.94	
平均寿命－健康寿命(男性)	1.71	1.66	1.61	1.60	1.47	1.40	1.37	1.29	1.32	1.33	1.43	
平均寿命(女性)	87.54	87.26	86.73	87.05	87.69	88.43	88.66	88.45	88.51	88.56	88.72	
健康寿命(女性)	84.02	83.80	83.44	83.58	84.32	85.12	85.54	85.42	85.42	85.45	85.57	
平均寿命－健康寿命(女性)	3.52	3.46	3.29	3.47	3.37	3.31	3.12	3.03	3.09	3.11	3.15	

(資料) 佐久市

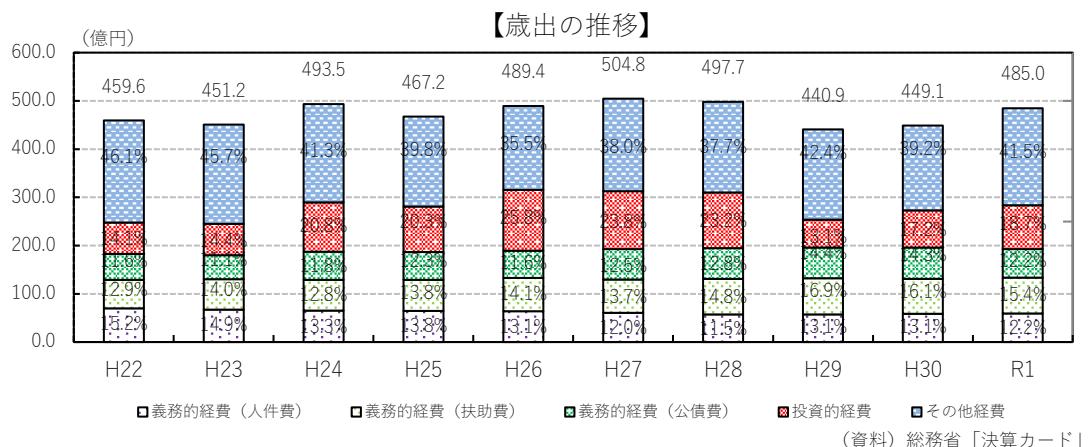
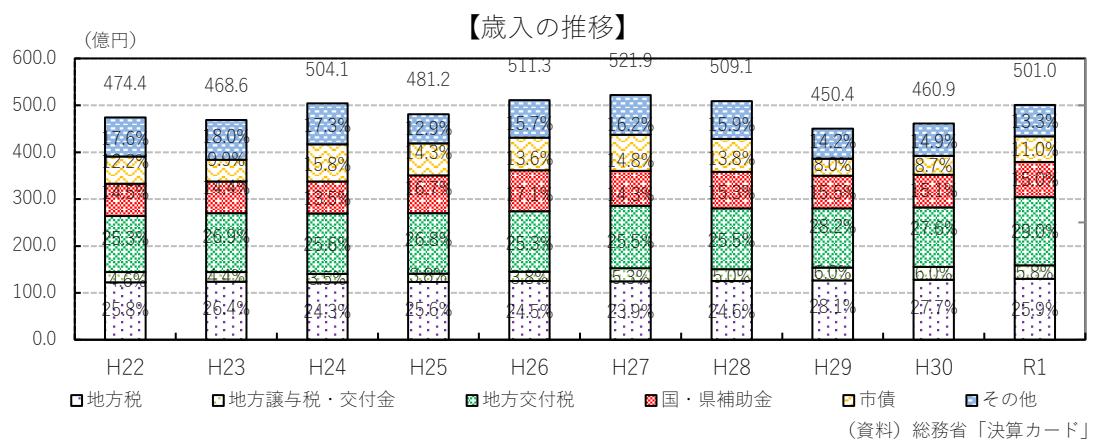


(資料) 公益社団法人国民健康保険中央会「平均自立期間」、佐久市

7 財政状況

(1) 財政状況

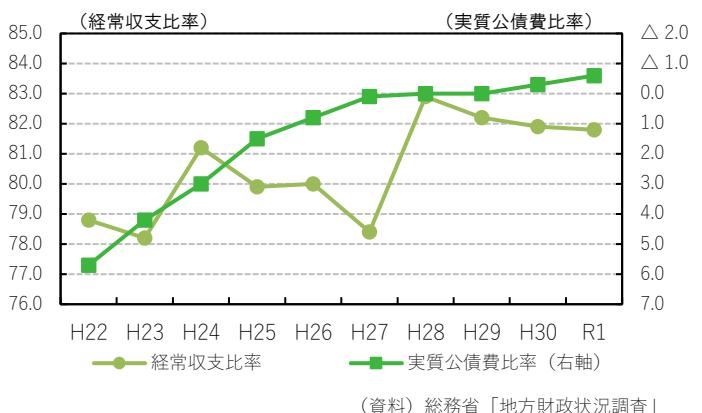
本市の普通会計歳入歳出決算額は、ここ数年は、横ばいで推移しており、令和元年度は、歳入決算額は約 501 億円、歳出決算額は約 485 億円となっています。歳入では、市税の割合が概ね 26% 前後で推移していますが、今後、人口減少に伴う税収の減少が懸念されています。また、歳出では、社会保障関係経費の伸びにより、扶助費の割合が増加しています。



(2) その他財政指標の推移

財政の健全性を表す各指標について見てみると、実質公債費比率は低下しており、また、経常収支比率は上昇傾向にあるものの、県下 19 市では最上位であり、財政構造に弾力性があるといえます。

【実質公債費比率、経常収支比率の推移】



1 人口減少・少子高齢化の急速な進行

日本の人口は、平成 27 年国勢調査において、大正 9 年の調査開始以来、初めて減少に転じ、令和 2 年国勢調査においても、その傾向は継続しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 35 年には、日本の総人口は 1 億人を下回ると予想されています。

また、人口構成も変化しており、65 歳以上の老人人口の割合は、昭和 25 年の 4.9% から一貫して上昇を続けており、平成 17 年に 20% を超え、令和 2 年には 28.7% となりました。この割合は、今後も上昇を続け、第 2 次ベビーブーム期（1971 年-1974 年）に生まれた世代が 65 歳以上となる令和 22 年には、35.3% に達すると推計されています。

一方、出生数は、平成 28 年に 100 万人を下回り、令和元年には約 86 万 5 千人と初めて 90 万人を割り込み、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の影響により約 84 万 800 人となっています。

さらに、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は、平成 7 年をピークに減少に転じており、出生数の減少により、今後も少子高齢化が加速度的に進行するとされています。

人口減少と人口構造の変化は、医療や介護サービスなどへのニーズの偏重、また、社会保障制度や地域コミュニティの維持などの課題の顕在化につながることが懸念されています。

さらに、我が国では、東京圏への人口一極集中が長年にわたり続いており、地方における人口減少が拡大しています。こうした地方の現状に対応するため、国と地方公共団体は、総力を挙げて地方創生に取り組んでいます。

2 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化

令和元年 12 月に発生が確認され、瞬く間にパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は、多くの人の命と暮らしを脅威に晒すのみならず、日々の暮らしや従来の価値観を一変させました。多くの人々が集い、様々な活動を行うことで経済やコミュニティが成り立つという、これまで当たり前だと考えられていた概念が覆されたことにより、経済活動や市民活動などの存続が危ぶまれ、人々の暮らしは未だかつてない程の変化に直面しています。これまでの生活とは異なる「新しい生活様式」の実践が求められる中、従来型の多くの活動が休止や規模縮小を余儀なくされました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人、政治、経済などが過度に都心部に集中する東京一極集中の脆弱性を浮き彫りにし、集中から分散への風潮が芽生え始めるなど、我が国全体の持続可能性を高めていくための道筋が改めて認識されることとなりました。

感染対策と社会経済活動のバランスが問われる中、テレワークやオンライン会議など新しい働き方の浸透や、教育や医療・介護をはじめとした多分野でのデジタル化の推進など、様々な社会の仕組みを根底から見直す取組が加速しています。

3 DXの推進・Society5.0の実現

IoT*の進展や、スマートフォンやタブレットなどの情報端末の急速な普及により、情報化社会が飛躍的に発展し、地理的要件や物理的要件に左右されず、ヒト・モノ・カネ・情報がつながることができる社会が実現しています。

また、ロボット技術の発達や自動運転の開発など、IoT、AI*、ビッグデータ*の駆使により、農林水産業、エネルギー、物流などあらゆる分野で産業が目覚ましい発展を遂げ、超スマート社会が現実のものとなりつつあります。

新型コロナウイルス感染症への対応において顕在化したデジタル化への遅れに対応するため、社会全体にデジタル技術を浸透させることで、新たな価値を創出し人々の生活をより良いものとし、新たな社会の仕組みへと変革する、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や、経済発展と社会的課題の解決を両立するため、IoT、AIなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応する人間中心の社会である、Society5.0の実現が求められています。

一方で、情報格差（デジタルデバイド）、個人情報の流出やサイバー犯罪の増加など、情報に関する負の側面が社会問題として顕在化してきています。

4 安心・安全を求める意識の高まり

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の北海道胆振東部地震などの大地震に加え、平成30年の西日本豪雨や令和元年東日本台風などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生が相次いでおり、我が国の国土が抱える自然災害のリスクの高さが再認識されています。^{いぶり}

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの人の命や暮らしに脅かされ、医療供給体制がひっ迫するなど、安心・安全な暮らしを守ることの大切さ、そして、その難しさが改めて浮き彫りとなりました。

さらに、手口が複雑化・巧妙化する特殊詐欺被害、サイバー犯罪や海外におけるテロ行為の発生など、住民生活を脅かす不安が広がっており、ハード・ソフトを組み合わせた安心・安全なまちづくりの重要性がますます高まっています。

5 地球環境問題への意識の高まり

近年、地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など、人間の活動が地球環境に与える影響の深刻さが懸念されています。気候変動がもたらす影響が顕在化し、我が国においても、これまで経験したことのないような集中豪雨などの自然災害が各地で頻発しています。

森林、農地、河川、都市などの国土の有する機能や価値を将来に引継いでいくことの大切さや、

* IoT: Internet of Things の略で、様々なモノがインターネットにつながり、相互に通信することで、データの収集や遠隔での管理・制御などを実行ことができる技術

* AI: Artificial Intelligence の略で、人工知能

* ビッグデータ: 従来のシステムでは管理や解析が難しい、日々生成・収集される膨大な量の、様々な種類・形のデータ(情報)で、データを解析、分析及び評価した結果得られた情報

資源やエネルギーを大量に消費する社会の在り方は正や再生可能エネルギーへの転換など、持続可能な社会への転換の必要性が改めて認識され、人々の価値観や意識に変化が生じています。

6 経済構造の変化

国境を越えたサプライチェーン*の構築やインバウンド*需要の高まりなど、日本と世界のつながりが深まり、経済のグローバル化が急速に進んできました。

このような中で生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、サプライチェーン寸断のリスクを顕在化させ、生産拠点の国内回帰・地方分散などの動きが見られています。一方で、地方創生の処方箋のひとつとして期待されていたインバウンド消費は、入国制限などにより減少傾向が続いています。

また、情報化の進展や技術革新は、消費者や企業などの地理的・物理的ハードルを低くし、暮らしや経済活動に大きな変化をもたらしています。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行は、労働力人口の減少をもたらしています。これに対応するため、高齢者、女性、障がい者、外国人など多様な人々の社会参加がこれまで以上に必要になるなど、働き手の多様化が進んでいます。

7 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化が進む中で、「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する傾向が強まっています。少子高齢化の進行による労働力人口の減少や技術革新なども相まって、個人のライフスタイルに大きな影響をもたらす働き方への意識にも変化が見られ、就労を希望する女性や高齢者が増加し、家事、育児、介護への男性の参画も増加するなど、意識の変化が見られつつあります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした場所を選ばない働き方の広がりや、ワーク・ライフ・バランスの浸透などを背景に、豊かな自然の中での子育てや、農作業やアウトドアなどの趣味の満喫など、移住することで実現できるライフスタイルを求める動きも拡大しています。

また、学びから仕事、老後へと進む単線型の生き方から、生涯のうちに学びや仕事などを何度も繰り返す複線型の生き方へと移行する、人生のマルチステージ化の進行など、人々の生き方や社会全体の在りようが大きく変化しています。

さらに、近年、障がい、性、世代、言語、人種などあらゆる多様性を認め合い、誰も孤立することなく、活躍できる社会の実現に向けた機運の高まりも見られます。

多様化する一人ひとりの生き方を尊重しながら、それぞれの個性や能力が生かされ、誰もが自分らしく豊かな暮らしを実現できる社会の構築に向けた取組が期待されています。

* サプライチェーン：商品が生産されてから消費されるまでの一連の経済活動（調達・生産・販売・消費など）

* インバウンド：外国人が訪れてくる旅行

3

第3部

計画の策定に当たって まちづくりに対するニーズ

1 市民アンケート

第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定に当たり、まちづくりに対する市民ニーズを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

実施期間：令和2年11月～12月

調査対象：佐久市内に住所を有する16歳以上の男女3,000人

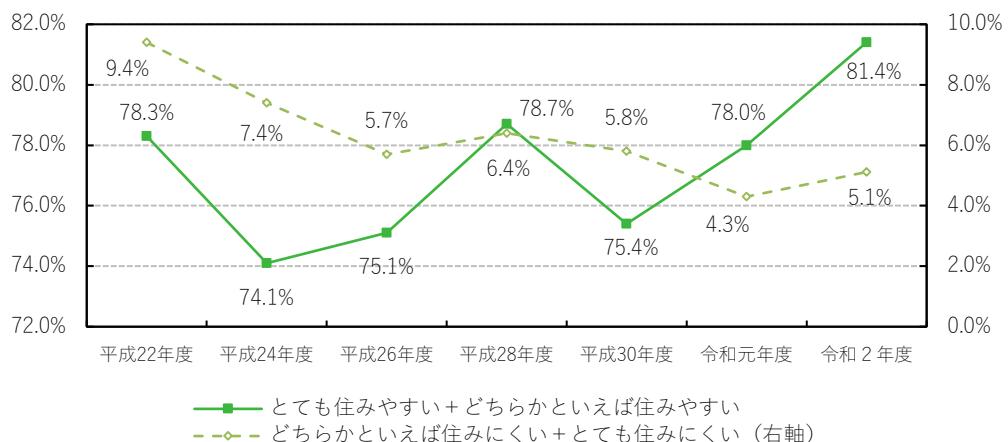
調査方法：郵送による無記名アンケート

有効回答：1,721人（回答率57.4%）

(1) 住んでいる地域の住みやすさ

「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせて、81.4%が住みやすいと評価しています。

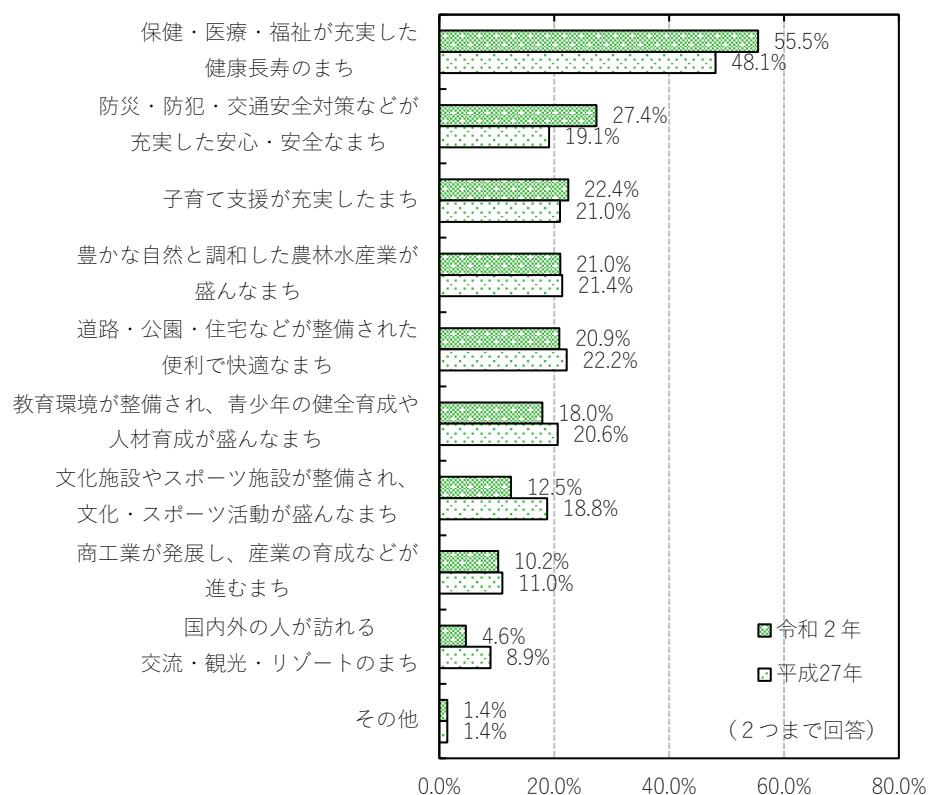
「どちらかといえば住みにくい」「とても住みにくい」を合わせると5.1%で、これまでの調査の中で2番目に低くなっています。



(2) 将来の佐久市になってほしい姿

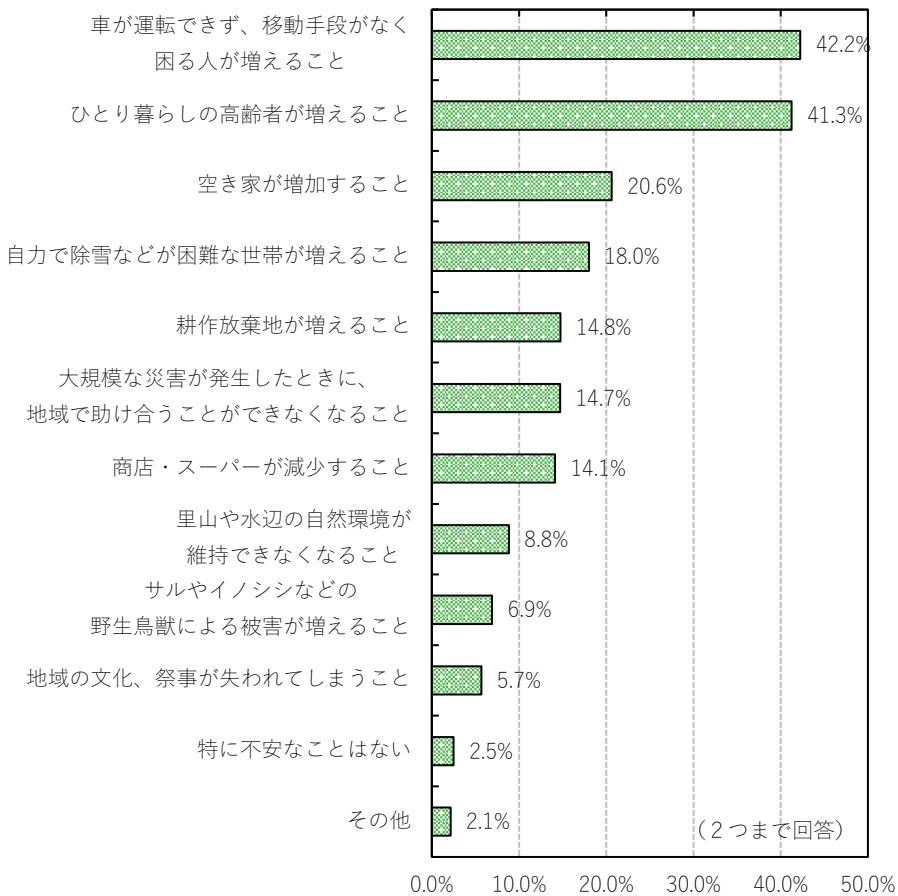
「保健・医療・福祉が充実した健康長寿のまち」が 55.5%と、他の項目と比較して最も高くなっています。次いで、「防災・防犯・交通安全対策などが充実した安心・安全なまち」が 27.4%、「子育て支援が充実したまち」22.4%と続いています。

これらの上位 3 項目は、いずれも平成 27 年度調査と比較すると、回答割合が増加傾向にあります。



(3) 佐久市で暮らしていく上での不安

「車が運転できず、移動手段がなく困る人が増えること」が42.2%、「ひとり暮らしの高齢者が増えること」が41.3%と並んで高くなっています。高齢化の進行に伴う不安を掲げる方が多いことが特徴として挙げられます。



(4) 各施策の満足度・重要度（得点）

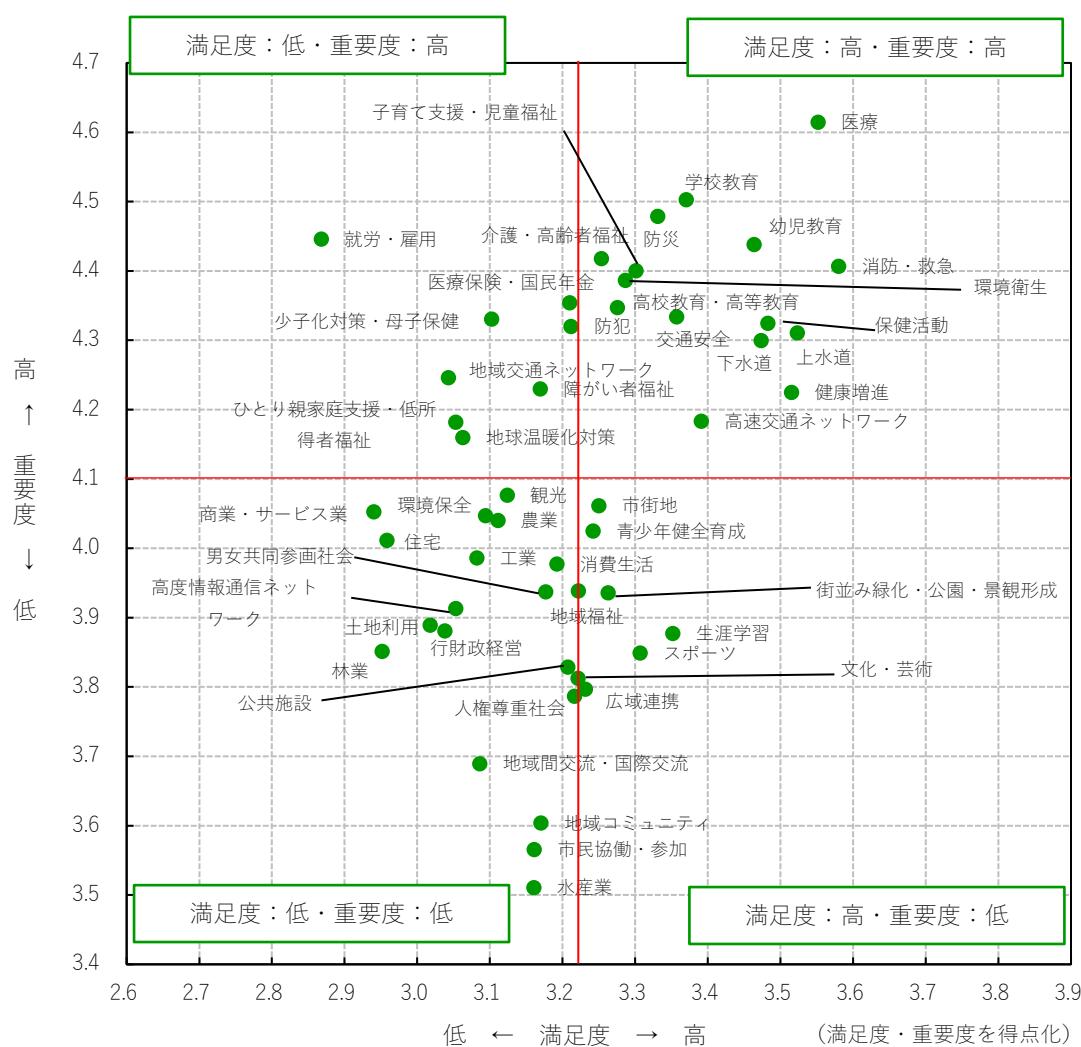
49項目の個別施策ごとに尋ねた結果、最も満足度が高い項目は「消防・救急」で、「医療」や「上水道」がこれに次いでいます。

一方、最も満足度が低い項目は「就労・雇用」で、「商業・サービス業」がこれに次いでいます。

また、最も重要度が高い項目は、「医療」で、「学校教育」、「防災」、「就労・雇用」がこれに次いでいます。

「就労・雇用」は、過去の調査においても最も満足度が低く、重要度は高い項目となっています。

「医療」、「健康増進」、「保健活動」といった医療・健康関連、「消防・救急」、「上下水道」、「交通安全」といった生活安全関連、「幼児教育」、「学校教育」といった教育関連は、満足度と重要度がともに高く、「林業」、「土地利用」、「行財政運営」などは、満足度と重要度がともに低い結果となっています。



得点は以下の方法で算出しました。

①それぞれの回答数に、以下の点数を乗じ、その合計値を算出します。

満足：5点／やや満足：4点／どちらでもない：3点／やや不満：2点／不満：1点

重要：5点／やや重要：4点／どちらでもない：3点／あまり重要ではない：2点／重要ではない：1点

②その合計値を「無回答」を除く回答数で除します。

2 中学生ワークショップ

まちづくりに対する若者のニーズを把握するため、市内の中学生を対象としたワークショップを実施し、彼らが今後どの施策に力を入れることが重要と考えているかを調査し、課題を整理しました。

実施期間	調査対象	調査方法
令和3年2月～3月	佐久市内中学校2学年の生徒	ワークショップ形式

主な意見

〈住んでいる地域の好きなところ（強み）〉

- 人と人とのつながり
- 豊かな自然環境
- 商業施設

〈住んでいる地域のもっと良くしてほしいところ（弱み）〉

- 地域公共交通の充実
- 商業の活性化
- 自然環境の維持
- 将来の働く場の確保

〈考えられる対策〉

- 地域公共交通の見直し
- 佐久市を知ること



3 高校生ワークショップ

まちづくりに対する若者のニーズを把握するため、市内の高校生を対象としたワークショップを実施し、彼らが今後どの施策に力を入れることが重要と考えているかを調査し、課題を整理しました。

実施期間	調査対象	調査方法
令和3年2月	佐久市内高等学校2学年の生徒	ワークショップ形式

主な意見

〈今後良くなりそうなこと（強み）〉

- 医療・福祉の充実
- 恵まれた高速交通インフラによる観光客誘致

〈今後悪くなりそうなこと（弱み）〉

- 少子化に伴う担い手不足
- 企業の市外移転、経済縮小
- 人口減少による空き家の増加、地域公共交通の減少

〈考えられる対策〉

- 若い人たちが来たくなる地域、佐久市のPR、子育て支援で若者を呼び込む
- 企業を呼び込む



4 子育て世代インタビュー

市内に住む子育て世代に、現在の本市に対する考え方や、子育て世代が重視する要素などをインタビューし、様々な意見をいただきました。

実施期間	調査対象	調査方法
令和3年1月	佐久市保育園保護者会連合会役員	対面によるインタビュー

主な意見

〈暮らすまちを選ぶ基準〉

- 交通の利便性（鉄道、高速道路など）
- 医療・介護施設の充実度

〈子育てしやすいまちの基準〉

- 人と人とのつながり
- 経済的負担の軽減対策の充実度
- 歩道、公園など子どもが使う施設の整備状況

〈子育てにおける課題〉

- 仕事と育児の両立
- 子育てに関する不安解消の場の創出

〈子育て世代から見た佐久市の強みについて〉

- 自然や公園が多く、のびのび育児ができる
- 医療施設が整備されている
- 育児サポートが整っている
- 商業施設の不便がない
- 見守り隊、地域の連携、人のつながりなどもあり治安が良い

〈子育て世代から見た佐久市の弱みについて〉

- 地域によっては商業施設が遠く不便
- 地域公共交通が不便であり、自動車や免許がないと移動が困難

5 転出者アンケート

市外へ転出された方の社会移動の実態などを把握するため、市内からの転出者に対しアンケートを実施しました。

【実施概要】

実施期間：令和元年 11 月

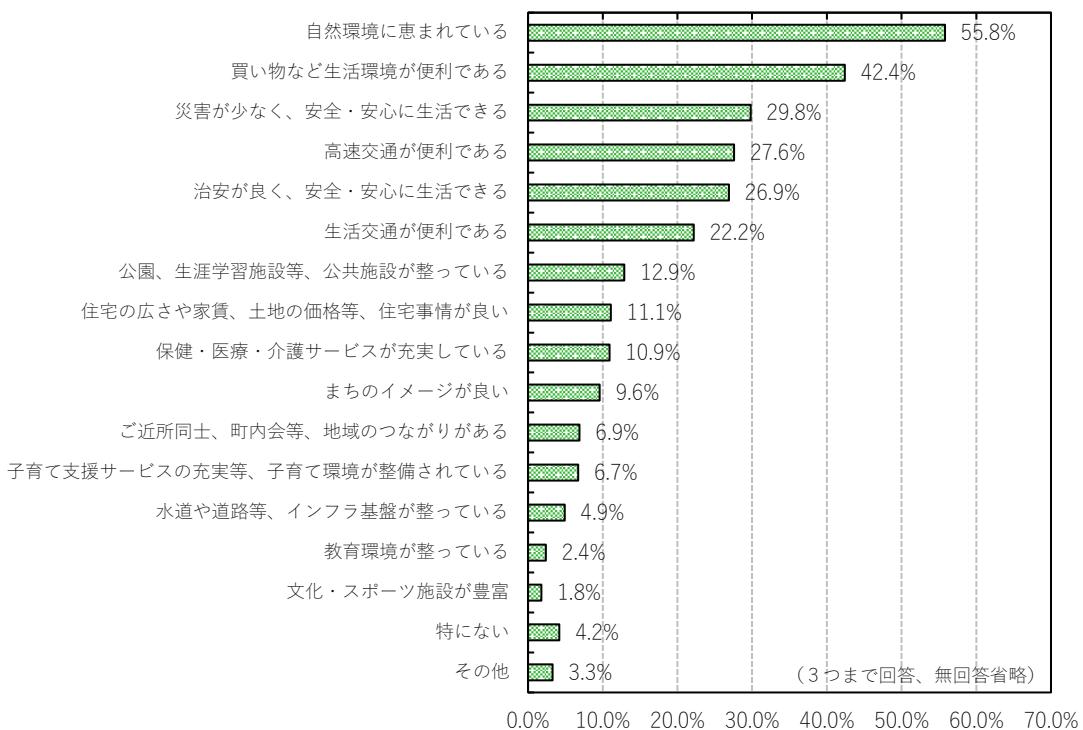
調査対象：2 年以内に佐久市から転出された 18 歳以上の男女 1,500 人

調査方法：郵送による無記名アンケート

有効回答：450 人（回答率 30.0%）

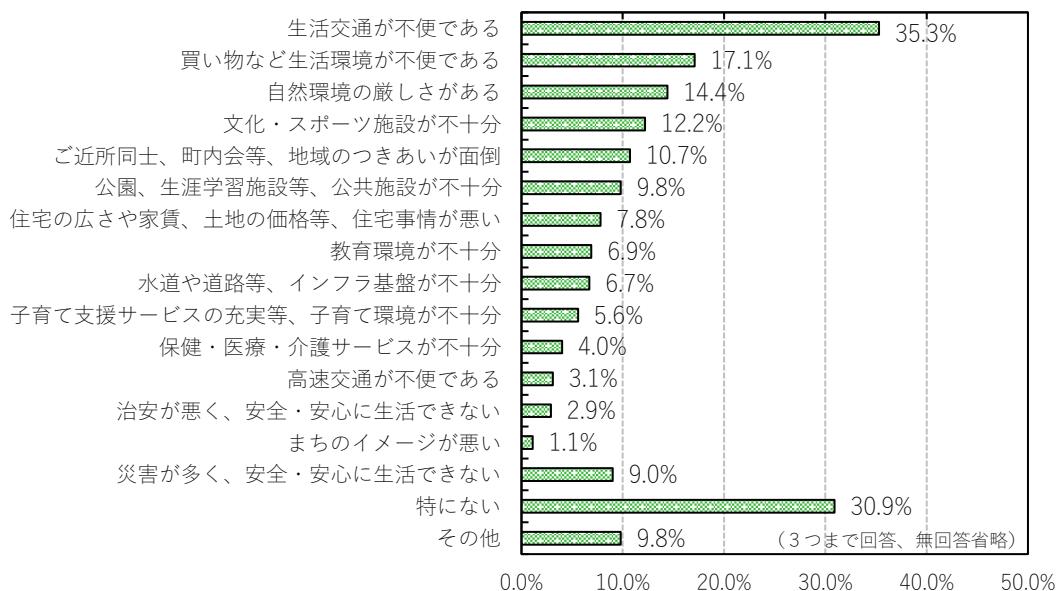
（1）暮らしやすかった点

「自然環境に恵まれている」が 55.8%、「買い物など生活環境が便利である」が 42.4%、「災害が少なく、安全・安心に生活できる」が 29.8%と、自然、利便性が評価されています。



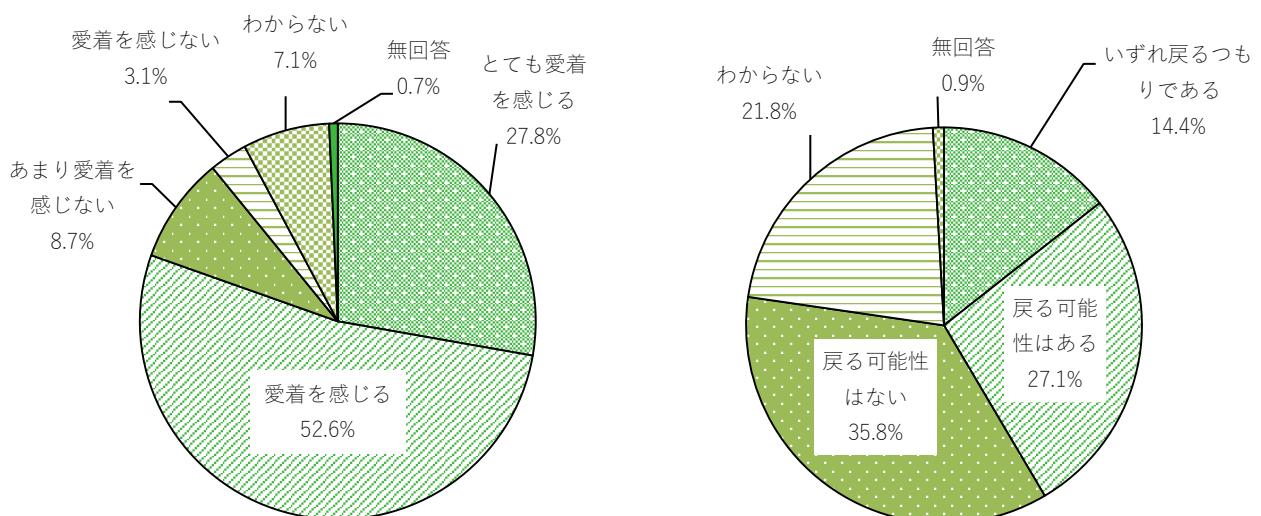
(2) 不便だった点

「生活交通が不便である」が 35.3%と他の項目に比べて非常に高く、次いで「特ない」が 30.9%と続いています。



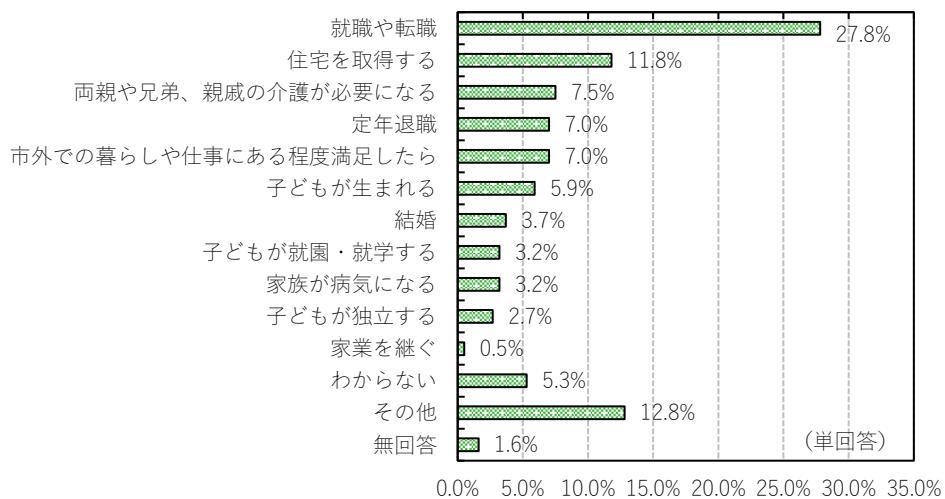
(3) 佐久市への愛着・佐久市へ戻る意向

「とても愛着を感じる」が 27.8%、「愛着を感じる」が 52.6%で、合わせて 80.4%が愛着を感じています。また、「いずれ戻るつもりである」が 14.4%、「戻る可能性がある」が 27.1%で、合わせて 41.5%が戻る可能性があるとしています。



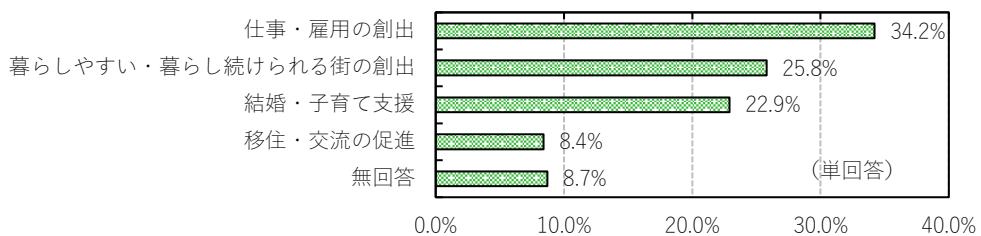
(4) 佐久市へ戻るきっかけ

「就職や転職」が 27.8% と最も高く、次いで、「住宅を取得する」が 11.8% となっています。ライフステージの変化の段階が戻るきっかけとなると考えている人が多いことが伺えます。



(5) 佐久市へ戻るために力を入れていくべき施策

「仕事・雇用の創出」が 34.2% と最も高く、次いで、「暮らしやすい・暮らし続けられる街の創出」が 25.8%、「結婚・子育て支援」が 22.9% となっています。



計画の策定に当たって 佐久市の主要課題

本市の現状、時代の潮流や市民ニーズを踏まえ、今後のまちづくりを進めるに当たっての主要な課題を次のように整理します。

1 人口減少の克服

人口減少は、税収の減少による行政サービスの低下、経済・産業活動の縮小、地域コミュニティの機能低下など、あらゆる分野において負の影響を与えるおそれがあります。

人口減少を抑制するためには、自然動態・社会動態双方へのアプローチが重要であり、特に、人口動態へ影響を持つ若者や子育て世代が住みやすいまちづくりを進める必要があります。また、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、地方回帰への機運が高まるなど、人の動きに変化が見られていることから、新たな人の流れやそのニーズに的確に対応することが特に重要です。

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環を断ち切り、確実に好循環に反転させるため、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりなどの自然増への取組と、暮らしやすさを生かした移住施策などの社会増への取組を両輪で進め、これを支える社会基盤や働く場所の充実を図ることで、「若い世代の希望をかなえ、選ばれるまち」となり、人口減少を克服する必要があります。

2 未来を切り拓く人材の育成

人口減少・少子高齢化が進行する中、本市が持続的に成長していくためには、市民一人ひとりが地域を支える一員として、その個性や能力を多様な形で発揮できることが重要であり、そのための人材育成を図っていくことが必要です。

性別、年代、国籍、障がいの有無などを問わず、全ての人が自分に合った学びを選択でき、自らの力を高め、地域での交流を深め、成長しながら活躍できる社会を構築することが求められています。

中でも、地域の未来を担う子どもたちの育成は重要であり、これまで本市の礎を築いてきた先人たちの生き方や考え方、地域の歴史や風土についての知識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを持つつ、急速な情報化の進展やグローバル化などの変化の激しい予測困難な時代を生き抜くことができる人材として育成する必要があります。

3 超高齢社会への対応

本市の総人口に占める老人人口の割合は、30%を超え、本格的な超高齢社会を迎えていきます。経済成長や社会保障といった基本的課題はもとより、安心な暮らしや地域の活力といった足元の課題にも対応していく必要があります。高齢者が必要な医療・介護が受けられる体制整備はもとより、高齢者が孤立せず、地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、地域全体での見守りや支えあいができる地域づくりが求められています。

また、平均寿命・健康寿命がともに延伸し、元気で活動的に暮らす高齢者が増加しています。高齢者がセカンドライフを楽しむと同時に、社会活動の一端を担うことで、自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健活動や介護予防などを一体的に進めながら、地域活動や就労の場といった活躍の場や生涯学習の場を創出するなど、超高齢社会に対応した生きがいづくりを進める必要があります。

4 地域産業の持続的発展と人材確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした様々な環境の変化に的確に対応するとともに、高速交通網の結節点である本市の優位性を生かし、需要に応じた産業立地を図ることで、地域企業の経営力強化や経済活動の再興と新たな産業の創出を図る必要があります。

また、地域に活力を生む新たなビジネスの創出、農林水産業・商業・工業・観光業など各分野の連携などにより、産業の活力を高めていくとともに、本市の特徴である「健康長寿」を生かすなど、他地域との差別化を図り、競争力を高める、本市ならではの個性が光るブランド力の確立が望まれています。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や、若い女性をはじめとする人材の都市圏への流出による労働力不足を解消し、外国人人材や高齢者なども含め、本市の産業の担い手となる人材の確保・育成・定着を図ることで、地域産業全般の基盤を強化していく必要があります。

5 デジタル化の推進

スマートフォンやタブレットなどの情報端末の普及は、その機能性と利便性から、SNSなどを通じた情報発信に加え、ショッピングなどの消費活動におけるキャッシュレス化の推進など、市民の暮らしや社会経済の仕組みに急速に浸透し、大きな変化をもたらしています。

本市においても、既存伝送路設備の光化（FTTH^{*}化）の促進、RPA^{*}の活用、教育現場へのICT導入などを進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、さらなるデジタル化の推進が求められています。産学官の連携により、教育、健康、働き方、行政など多分野へのデジタル化への対応を進める必要があります。

*FTTH:Fiber To The Home の略で、光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む、アクセス系光通信の網構成方式

*RPA:Robotic Process Automation の略で、人が行う定型作業をルールエンジンやAI技術を備えたロボットが代行・自動化する概念やこれを実現するツール

6 安心・安全な暮らしの確保

「災害の少ないまち」を標榜してきた本市は、令和元年東日本台風により、過去に経験したことがない甚大な被害を受け、今後のまちづくりの方向性を再考する必要性に直面することとなりました。今後も、地球温暖化に起因する気候変動による様々な災害や大規模な地震の発生が懸念される中、「災害の少ないまち」から「災害に強いまち」への転換を成し遂げるための取組を加速していく必要があります。

また、情報技術の発展による情報社会の急速な進展は、暮らしにおける利便性の向上をもたらした反面、犯罪の複雑化、巧妙化や多様化を招き、社会不安をもたらす一因となっているほか、犯罪や交通事故などによりかけがえのない命が失われていることなどに起因して、安心・安全に対する関心・ニーズが高まっています。

市民の安心・安全な暮らしを確保していくために、時代に即して社会の在り方を変容させていくとともに、予防医学の考え方をまちづくりに応用し、社会全体の課題解決を図る「ポピュレーションアプローチ*」と、真に困窮している人や事柄を重点的に支援する「ハイリスクアプローチ*」の視点を持って対応していくことが重要です。

7 機能集約型のまちづくりと地域間ネットワークの整備

モータリゼーションの進展を背景に、都市機能が郊外に拡散するなど、全国的に都市構造に関わる問題が生じる中、本市においても、居住地域の点在化により、生活の利便性の低下や行政コストの拡大が懸念されています。

居住地域の点在化は、生活インフラの維持管理に支障をきたすとともに、人口減少や高齢化の進行と相まって、高齢者や児童などの移動手段を有しない市民にとって、移動困難な地域の増加を生み出すことになります。市民ニーズの把握に当たっても、移動手段の確保に対する不安や要望が多く挙げられていることから、将来にわたり持続可能で暮らしやすい生活圏を構築するとともに、地域公共交通体系の見直しをはじめとする、地域と地域を結ぶネットワークの整備を推進し、「機能集約・ネットワーク型」のまちづくりを進める必要があります。

8 持続可能な行財政運営

高齢化の進行、市民のライフスタイルの多様化などから、行政に対する市民ニーズは複雑化・多様化していますが、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済停滞に伴う税収の縮小、社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う修繕・更新費用の増大など、厳しい財政状況により、全てのニーズに対応することが難しくなりつつあります。ヒト・モノ・カネ・情報の有効活用を徹底し、市民満足度を高める質的充実への改革を推進していく必要があります。

また、市民ニーズが複雑化・多様化する中では、行政だけで全てに対応することには限界があり、市民サービスを低下させないためには、市民や民間企業などの知恵や力を結集した協働の取組が求

* ポピュレーションアプローチ:まだ高リスクを抱えていない集団に対し、集団全体がリスクを軽減したり、病気を予防したりできるようになるよう働きかける手法

* ハイリスクアプローチ:健康障害を引き起こすおそれのある集団の中から、より高いリスクを持っている人に対し働きかけ病気を予防する手法

められます。分かりやすい情報発信に努めるとともに、情報の相互共有を推進することにより、まちづくりに対する市民の関心を高め、自発的に活動しやすい環境づくりを行うなど、協働意識の醸成と推進に向けた取組を実施していく必要があります。

第二次佐久市総合計画
後期基本計画
第4部

後期基本計画

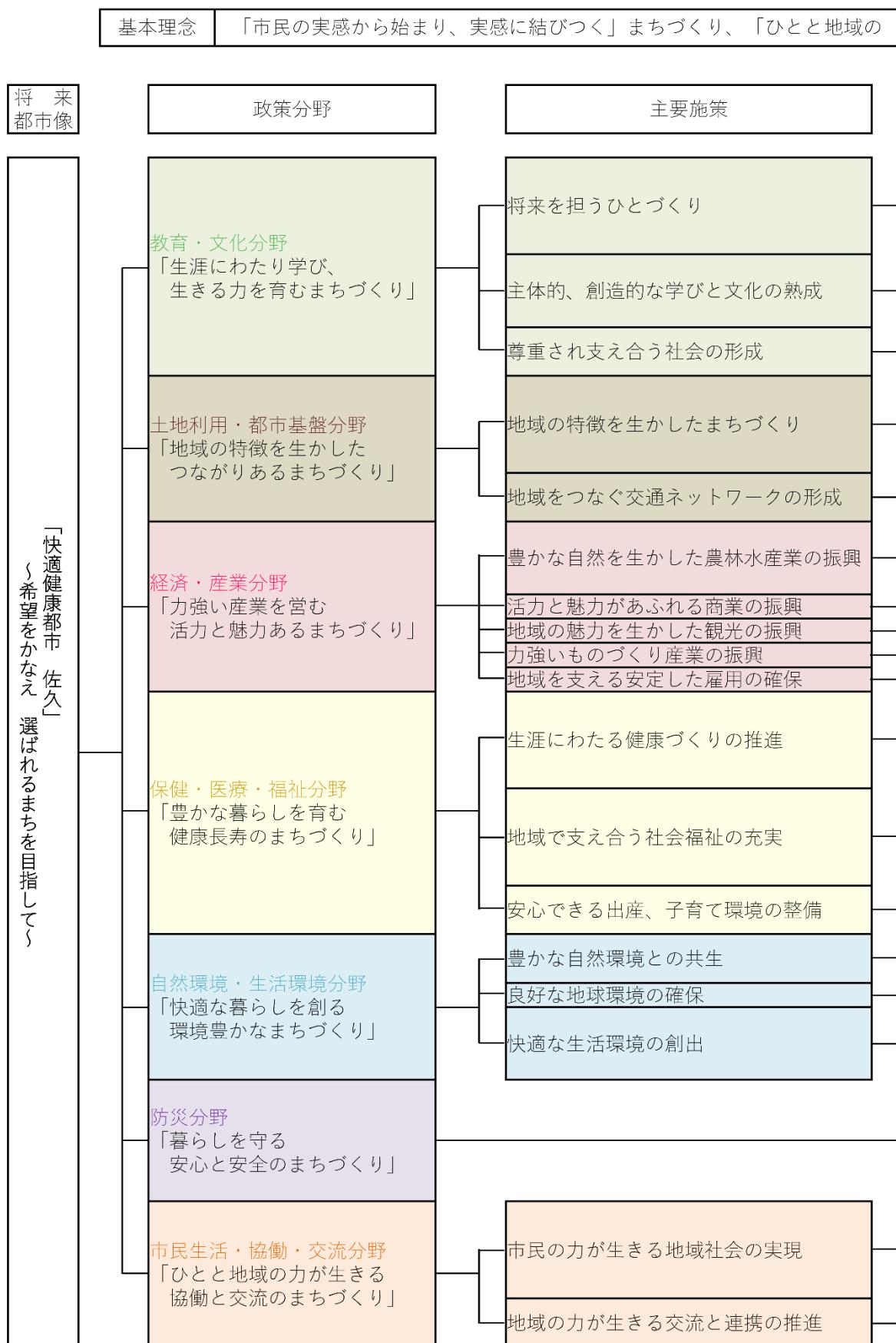


1

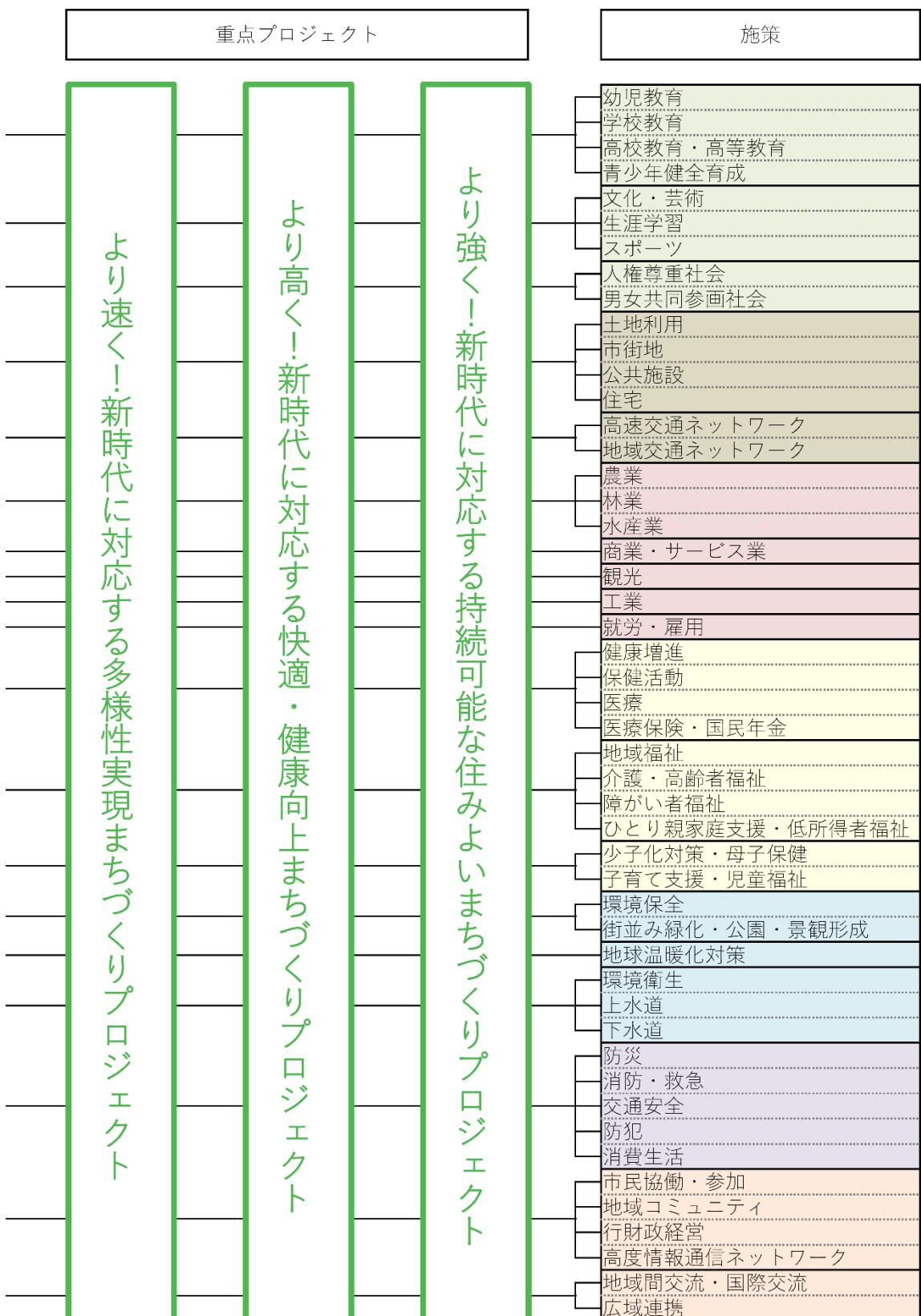
第4部

後期基本計画

施策体系図



絆をさらに強め、広げる」まちづくり、「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり



2

第4部

後期基本計画

重点プロジェクト

将来都市像である「快適健康都市 佐久」の実現に向け、ボトルネックとなる要因の克服が重要であり、そのために、重点的・横断的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置付け、その実現により、「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちにさらに磨きをかけていきます。

プロジェクト I

より速く！新時代に対応する多様性実現まちづくり プロジェクト

本格的な人口減少・少子化の進行や、全国平均に比して高水準で推移している本市の高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新しい日常（ニューノーマル）」への移行など、これまでの常識では計り知れない新たな局面を迎えており、現代において、目まぐるしく変化する時代潮流に適時に対応することで、多様性を認め合う新しい時代への転換につなげるべく、「より速く！」新時代に対応するまちづくりに取り組み、市民一人ひとりの幸福感を高めます。



戦略1 新時代に対応する「移住・定住」の促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、人々の意識・行動が変容し、新たな日常に対応した生活様式や働き方への転換が急速に進むことで、都市圏から地方圏へ人々の関心が移行しつつあります。

本市においても、このような急速な社会情勢の変化に的確に対応するため、この機を逃すことなく、若者や女性、子育て世代を中心に住みたい・住み続けたいまちとして選ばれるための施策を推進するとともに、進学などで一度本市を離れた若者のUターンを促す施策を図るなど、「移住・定住」促進にスピード感を持って取り組みます。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ シティプロモーションの推進<第7章>
- ▶ 交流人口・関係人口・定住人口の創出<第3章・第7章>
- ▶ シビックプライド*の醸成<第7章>

*シビックプライド：自分のまちに誇りを持ち、まちの良いところを人に勧めたいという行動を誘引する概念

戦略2 新時代に対応する「多様な働き方」の創出

本市には、製造業、医療・福祉産業、農業など特徴ある多様な産業が発展し、豊かな自然環境の活用や事業者間連携、先端技術の導入などにより、新たなビジネスの展開の可能性を秘めています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、3密（密閉・密集・密接）を避けた時差出勤、テレワーク、オンライン会議や副（複）業・兼業などが積極的に導入され、それに伴い、新たな働き方のさらなる拡大が期待されています。

本市においても、多様な市民がそれぞれの生活に合わせて多様な働く場・働き方を選択できるよう、ハード・ソフト両面からの対策にいち早く取り組みます。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 働く場の創出（工場、本社機能、サテライトオフィス*の誘致）<第3章>
- ▶ 働き方の創出（テレワーク、副（複）業・兼業、コワーキング）<第3章>
- ▶ 働く人の創出（時代に即した人材の育成・受入れ体制の充実）<第3章>

戦略3 新時代に対応する「DX」の推進・「Society5.0」の実現

新型コロナウイルス感染症への対応において顕在化した我が国の様々な分野におけるデジタル化の遅れが課題となっており、それに即応するため、「DX」の推進が求められています。また、我が国においては、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である「Society5.0」に取り組んでいます。

本市においても、この変革の時代に即応し、市民一人ひとりがより快適な生活を送ることができるよう、「DX」を推進するとともに、地理的・時間的制約による地域課題や産業の発展などを始めとした諸課題を先端技術の積極的活用により解決し、「Society5.0」の実現を目指します。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 自治体DX*の推進<第7章>
- ▶ 地域間高度情報通信ネットワークの構築<第7章>
- ▶ スマート農林水産業の推進<第3章>

* サテライトオフィス：企業などが本拠地から離れた場所に設けたオフィス

* 自治体DX：デジタル技術とデータを活用して、既存の制度や業務プロセスなどの改変を行い新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革する自治体

戦略4 新時代に対応する「男女共同参画」の推進

人口減少・少子高齢社会においては、生産年齢人口の減少や地域の担い手不足が深刻な課題となっており、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる女性の活躍が期待されています。

本市では、これまで市民と行政との協働によるまちづくりや各種事業の中で女性の力を掘り起こし、男性も女性も活躍できるまちづくりに取り組んできたものの、依然として女性の十分な活躍が図られているとは言い難い状況です。

本市の持続可能な発展とさらなるまちの活力の創出に向け、現状の早急な改善を図り、性別にとらわれることなく、市民一人ひとりがその力を発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現を目指します。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 佐久平女性大学の創設・運営<第1章>
- ▶ 女性の創業支援<第3章>
- ▶ 出産・子育てをしながらキャリアを継続できる環境づくり<第3章・第4章>

プロジェクトII

より高く！新時代に対応する快適・健康向上まちづくり プロジェクト

本市の強みである出産・子育て支援や本市の卓越性である健康長寿をさらに高めていくことが未来への投資と競争力に直結することから、本市が持つこれらの強みや卓越性を時代の変化にぶれない確たるものとして一層磨き上げ、「より高く！」新時代に対応する快適・健康向上のまちづくりに取り組み、市民一人ひとりの健康感を高めます。



戦略5 新時代に対応する「子育て・教育環境」の充実

本市では、出産から子育て・教育までの切れ目ない総合的な支援により、子育て世代が実感する「子育てのトップランナー」としての施策展開に注力しています。

近年、核家族化や共働き世帯の増加により、子育てに係るニーズはさらに多様化・複雑化しております、よりきめ細かな対応が求められています。

次代を担う地域社会の宝である子ども達の健やかな成長を支援するとともに、子育て世代が働きながらもゆとりを持った子育てや教育ができる環境を整備するなど、若い世代の出産・子育ての希望をより高い水準でかなえることができるよう、「子育て・教育環境」の充実を図ります。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実<第4章>
- ▶ 子育て支援拠点施設の整備<第4章>
- ▶ I C T *教育の推進（G I G Aスクール構想*の実現）<第1章>

戦略6 新時代に対応する「健やかに暮らせる環境」の充実

本市では、これまで市民主体の地域保健活動や地域医療の充実といった「世界最高健康都市構想」の実現に向けた様々な取組により、全国有数の健康長寿を実現しています。

人生100年時代と言われる超高齢社会の中、今後も将来にわたり健康長寿な地域であり続けるため、保健事業に代表されるポピュレーションアプローチ*から個人個人へのハイリスクアプローチ*までを組み合わせた保健・医療・福祉・介護の全体最適化により、健やかに暮らせる環境の充実を図ります。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 「新しい保健*」の推進・充実<第4章>
- ▶ 地域完結型の医療提供体制の充実<第4章>
- ▶ 本市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築<第4章>

* ICT:Information and Communication Technology の略で、情報通信技術

* GIGAスクール構想:Global and Innovation Gateway for All の略で、Society5.0 時代を生きる子どもたちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する取組の構想

* 新しい保健:生まれてくる赤ちゃんからお年寄りまで、家族みんなが健康長寿であり続けるため、各世代に見えてきた課題を克服する取組や手法を新しい視点から取り入れた若い世代からの保健予防活動

プロジェクトIII

より強く！新時代に対応する持続可能な住みよいまちづくり プロジェクト

生活の礎となる「まち」は、本市が持続的に発展していくに当たっての基盤となるものであることから、誰もが不安なく将来にわたり暮らし続けることができるよう、頻発する自然災害の脅威から市民を守り抜く対策や、都市機能の集約とネットワーク化などにより、「より強く！」新時代に対応する持続可能な住みよいまちづくりに取り組み、市民一人ひとりの住みやすさ感を高めます。



戦略7 新時代に対応する「地球温暖化対策」の推進

地球温暖化への対応は、我が国を含む世界各国がその取組を強化しており、我が国においても、2050年カーボンニュートラルを宣言し、積極的にその対策に乗り出しています。

本市においても、温室効果ガスの削減やエネルギーの地産地消を推進するため、太陽光エネルギーの普及促進や、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ*目標を盛り込んだ「佐久市気候非常事態宣言」を行うなど地球温暖化対策に取り組んでいますが、2050年に向けさらなる具体策を講じる必要があります。

気候変動の危機を乗り越え、このかけがえのない地球を未来の世代に継承するため、市民一人ひとりがこの危機を「自分のこと」として認識し、市民・事業者・行政が一体となり、「地球温暖化対策」の推進に取り組みます。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 省エネルギー化の推進・再生可能エネルギーの利用促進<第5章>
- ▶ 気候変動への適応策*の推進<第5章・第6章>
- ▶ 脱炭素社会に向けたライフスタイルの変革への取組促進<第5章>

*二酸化炭素排出量実質ゼロ:二酸化炭素排出量と、森林などの吸収源による除去量との間の均衡が達成されている状態

*気候変動への適応策:気候変動の影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全策

戦略8 新時代に対応する「災害に強い佐久市に向けたB B Bの取組」の推進

近年、全国的に増加傾向にある台風や集中豪雨などによる風水害、大雪による雪害や火山災害などの大規模自然災害に対して、命を守るための備えが問われています。

本市は、これまで、恵まれた地勢により「災害の少ないまち」を標榜してきましたが、平成26年の大雪災害や令和元年東日本台風など、近年は大規模災害に見舞われています。これらの災害で得た教訓を踏まえ、大規模災害が発生しても機能不全に陥らず、また、被害を繰り返さない機能強化により、「災害に強いまち」への転換を図るB B B*（ビルド・バック・ベター）の取組を推進します。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 防災体制の強化・防災対策の推進<第6章>
- ▶ 地域消防体制の充実<第6章>
- ▶ 信濃川水系緊急治水対策の推進<第2章・第6章>

戦略9 新時代に対応する「機能集約・ネットワーク型のまちづくり」の推進

人口減少、少子高齢化の急速な進行に起因して、郊外に分散した居住地から医療・福祉・商業などの都市機能にアクセスできない高齢者が増加するなど、全国的に都市構造に関わる問題が顕在化しています。

本市においても、居住地域の点在化がみられ、市民生活の利便性低下や行政コストの拡大が懸念されています。持続可能な社会の実現に向け、それぞれの地域の中心拠点への都市機能の集約と、居住地域とを結ぶ地域公共交通網の維持・向上、先端技術を活用した地域と地域を結ぶネットワークの整備などにより、「機能集約・ネットワーク型のまちづくり」の推進に取り組みます。

【重点的・横断的に取り組む主な施策】

- ▶ 広域交流拠点、中心拠点、地域拠点の特徴ある発展<第2章>
- ▶ 新たな地域公共交通の構築<第2章>
- ▶ 日本版MaaS*の推進<第2章>

* B B B:Build Back Better の略で、災害の復旧・再建・復興について、発災前より準備をし、災害リスク削減を開発施策に関する取組

* 日本版MaaS:Mobility as a Service の略で、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済などを一括で行うサービスであり、観光や医療などの目的地における交通以外のサービスなどとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する手段

3

第4部

後期基本計画

後期基本計画 49 施策

第1章

生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり

第1節

将来を担うひとづくり

第2節

主体的、創造的な学びと文化の熟成

第3節

尊重され支え合う社会の形成

第1節 将来を担うひとづくり

幼児教育

前期基本計画の主な取組

- 令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化を開始しました。
- 幼児期から豊かな心とたくましい体を育むため、様々な体験や身近な人との交流を推進しています。
- 私立幼稚園に対し、認定こども園*への移行や、空調設備などの施設整備への支援を行いました。
- 幼稚園、保育所、小学校間の連携を図るため、連絡協議会や、必要に応じ解決策を検討するケース会議を開催しています。
- 食事、睡眠、片付けやあいさつなど、保護者からのしつけに関する相談に対して情報提供を行っています。

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる能力と人格形成の基礎を培う上で重要な時期であることから、幼児一人ひとりに応じた教育を推進する必要があります。
- 子どもの発達の連続性を踏まえた幼児教育を提供するため、引き続き小学校との連携を図る必要があります。
- 幼児教育の充実を図るために、私立幼稚園の施設整備などに対する支援を行う必要があります。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、家庭における教育力の低下が指摘されていることから、子どもの健やかな成長のため、基本的生活習慣の定着（家庭のしつけ）を支援する必要があります。

* 認定こども園：「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」、「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から認定を受けた施設

後期基本計画の主な取組

(1) 幼児教育の充実

- 幼児一人ひとりの個性と発達の段階を踏めた教育や、地域の人や自然・文化に触れ合う活動を促進します。
- 幼児の学びと発達の連続性の確保のため、小学校との連携を促進し、子どもの状況や指導内容について情報共有を図ります。
- 私立幼稚園の健全な運営と幼児教育の充実を図るため、その運営や施設整備、認定こども園への移行に対する支援を進めます。

(2) 幼児の生活習慣指導の充実

- 基本的生活習慣の定着や、子どもとの関わりなどに関する情報提供を進めます。

学校教育

前期基本計画の主な取組

- 岩村田小学校の改築を行ったほか、臼田地区新小学校の整備、佐久平浅間小学校や浅間中学校の改修・増築を進めています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、公立小中学校のトイレの手洗い場などに自動水栓を導入しました。
- 確かな知性・豊かな心・たくましい実践力を育むため、コスモスプラン*を推進しています。
- 自然観察や実験など授業の充実を図るため、理科専科教員のいない小学校に理科支援員を配置しています。
- 「佐久の先人*」、「ゆめ・花・さくし*」の配布や地域の協力により、地域の先人、伝統、文化、歴史の学習を進めています。
- キャリア教育*推進のため、中学校において職業体験や福祉体験などを実施するとともに、キャリア・パスポート*を作成・活用しています。

- 外国語活動・外国語教育の充実を図るため、小中学校にALT*を配置するとともに、小学校外国語コミュニケーション事業を実施しています。
- I C Tを活用した学習環境を整備するため、児童生徒1人1台のタブレット型パソコンを全小中学校に導入しました。
- 地域と学校とが連携して子どもたちを育てるため、全小中学校においてコミュニティスクール*を組織化しています。
- 部活動の質的な向上と担当部活動の指導経験がない教員の不安を軽減するため、中学校に部活動指導員を配置しています。
- 全小中学校の図書館に司書を配置し、レファレンスサービス*の充実に努めています。
- 就学支援専門員による就学相談や特別支援教育支援員の配置により、特別な支援が必要な児童生徒への支援を行っています。

*コスモスプラン:佐久市教育振興基本計画の実践プラン

*佐久の先人:佐久市にゆかりのある先人の業績や人となりを後世に伝えるため、先人の選定、調査・検討成果の公表や活用を行う佐久の先人検討事業により作成された冊子

*ゆめ・花・さくし:市教育委員会で作成する市独自の地域資料集としての小学校3・4年社会科副読本

*キャリア教育:子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育

*キャリア・パスポート:児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動やホームルーム活動を中心として、各教科などと往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ

*ALT:Assistant Language Teacherの略で、小・中・高校などで日本人教員の助手として外国語事業に携わり、教材の準備や課外活動などに従事する外国人語指導助手

*コミュニティスクール:これまで地域と学校が連携して築き上げてきた子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が①学校運営参画 ②学校支援 ③学校評価を一体的・継続的に実践していく仕組み

*レファレンスサービス:図書館職員が利用者に対し、求められている情報や資料を提供するサービス

- インクルーシブ教育*の一環として、副学籍制度*を導入しています。
- コスモス相談*や中間教室の開設により、いじめや不登校に関する相談・支援を実施しています。
- 安全でおいしい学校給食の提供のため、地元の食材や旬の食材を取り入れるとともに、栄養のバランスやアレルギー対応にも配慮し、献立の多様化や給食内容の充実を図っています。
- 全小中学校で交通安全教室を実施するとともに、関係機関と連携し、通学路交通安全プログラム*に基づく取組を実施しています。
- 関係機関などと連携し、登下校の見守り活動に関する佐久市見守り活動ガイドラインを策定するとともに、「登下校見守り活動ハンドブック」を作成しました。
- 健康運動指導士などのインストラクターや市内企業との連携による歩行を通じた健康づくりを小中学校で実施しています。

現状と課題

- 多くの小中学校が今後、同時期に改築や大規模改修を迎えることから、計画的な改修・修繕により、費用の平準化を図りながら施設の長寿命化を進める必要があります。
- 社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、主観的な判断の下、課題を発見・解決する資質・能力の重要性が増していることから、これらの資質・能力の育成を進める必要があります。
- 豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感や他者への思いやりの心など、豊かな心を育むための教育を推進する必要があります。
- 運動能力や体力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など、健やかな体を育む教育の充実を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症や災害の発生時においても、子どもたちの学びを保障する必要があります。
- 児童生徒にメディア機器への依存傾向やネット上のトラブルに巻き込まれる事例があることから、啓発活動に取り組む必要があります。

* インクルーシブ教育：障がいの有無に関わらず、誰もが望めば合理的な配慮のもと地域の普通学級で学ぶ教育

* 副学籍制度：特別支援学校（養護学校）に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な学籍を置き、当該小中学校の児童生徒とともに行事や学習活動の交流する機会を増やし、地域とのつながりの維持・継続を図る制度

* コスモス相談：市教育委員会が実践している児童生徒の不登校・いじめ・就学などの諸問題や子育てに関する教育相談

* 通学路交通安全プログラム：これまで実施した通学路安全点検を一過性とせず、通学路の安全確保に向け継続的に取り組むため、関係機関との連携体制を構築し、策定した通学路の安全確保に関する取組の方針

- 教員が子どもの指導に専念し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、担うべき業務の見直しなど、学校における働き方改革を推進する必要があります。
- ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を推進するため、学校が地域などとより積極的に連携する必要があります。
- 少子化や核家族化などに起因する人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が懸念されていることから、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを進める必要があります。
- 少子化や新たな市街地の形成などにより、学校間の児童生徒数に変化が生じていることから、適正な教育環境の在り方について検討を進める必要があります。
- 不登校の原因が多様化し、不登校児童が増加傾向にあることから、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を図る必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもや、家庭環境などが要因となり十分に学ぶ機会が保障されていない子どもに対し、適切な学習の機会を提供していく必要があります。
- 安心・安全な給食を提供するため、給食施設・設備の計画的な維持管理を進める必要があります。
- より効率的な学校給食の運営を図るため、民間活力の導入について検討する必要があります。
- 生活習慣病の低年齢化が問題視されていることから、子どもの頃からの健康意識の向上と疾病リスクへの注意喚起を行う必要があります。
- 登下校時における事件や事故から子どもを守るため、保護者、地域住民、警察などの関係機関と連携し、安全確保対策を進めるとともに、子ども自身の安全意識を高める必要があります。
- 令和元年東日本台風における経験を踏まえ、あらゆる災害の状況に応じ、的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるよう、防災教育などの充実を図る必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 学校教育施設の充実

- 学校施設の状況や時代のニーズに応じ、修繕や長寿命化改修など適切な対応を図ります。
- 閉校となった学校施設や今後統合により廃校となる学校施設の跡地利用について、検討を進めます。

(2) 小中学校の教育の充実

- 児童生徒の生きる力の基盤となる基礎的・基本的な知識、技能、思考力・判断力・表現力や、主体的に学びに向かう力をバランスよく育む教育を推進します。
- 課題を発見・解決する能力の向上を図るため、学力向上支援を実施し、学びへの興味を喚起するとともに、科学的な根拠を基に表現する力を養う教育を推進します。
- 情報化の進展に対応した教育環境の整備など、ＩＣＴを活用した授業づくりに取り組むとともに、情報を正しく安全に活用するための知識を身に付ける情報モラル教育*を推進します。
- 教員の勤務負担軽減に向けた取組を進めるとともに、経験や職能に応じた教員研修の実施などにより教員の指導力向上を図ります。
- 社会の中に多様な価値観があることを理解し、他の人の価値観を尊重しながら自分らしく生きていくことの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- 子どもたちのふるさとへの愛着と誇りの醸成を図るため、地域、関係団体や企業と連携し、様々な体験を通じて地域の産業、伝統、文化、歴史などを学ぶ機会の充実を図ります。
- 学校図書館や学校司書を活用し、児童生徒の豊かな感性や知的探求心を育む読書活動を推進します。
- 運動能力や体力の向上を図るため、子どもたちが運動の楽しさや喜びを実感し、積極的に運動に取り組む環境づくりを進めます。
- 外国語活動・外国語教育におけるＡＬＴの配置など、時代に沿ったカリキュラムの充実を図り、社会変化に応じた教育体制の整備を進めます。
- 家庭、地域、企業などと連携し、児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に進路を選択することができるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクールなどを活用し、地域や市民活動団体などとの協働による特色ある教育活動を推進します。
- 子どもたちの基本的生活習慣や社会性などを家庭で安心して育てができるよう、保護者の交流の場や相談体制の充実などにより、家庭の教育力の向上を支援します。
- 児童生徒数の変動を踏まえ、通学区域の見直しや教育施設の適正配置を検討します。

*情報モラル教育：情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、誰もが身につけておくべき考え方や態度を育てる教育

(3) 多様な子どもの学習機会の保障

- いじめや不登校など様々な悩みや問題に対応するため、スクールメンタルアドバイザーの配置や中間教室の設置などにより、相談支援体制の充実を図ります。
- 特別支援教育支援員の配置や医療的ケアが必要な児童生徒のための看護師の配置などにより、特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた支援・指導の充実を図ります。
- 外国人児童生徒に対し、日本語指導や学習支援などを進めます。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、学校生活を送る上で必要な費用の一部助成を進めます。

(4) 学校給食の充実

- 児童生徒の心身の健全育成、望ましい食習慣の形成に資するため、食生活を取り巻く社会環境の変化を考慮しながら、栄養バランスの充実はもとより、食物アレルギーへの対応、地産地消、行事食の実施など、安心・安全で魅力ある学校給食の提供を推進します。
- 給食施設・設備の計画的な改修や更新、調理業務への民間活力導入の検討により、学校給食の安定的で効率的な運営に努めます。

(5) 子どもの健康と安全対策の推進

- 生涯にわたり健康な生活を送るための基礎を作るため、自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身に付けられるよう、健康教育を推進します。
- 交通安全、防犯や防災の観点から、通学路の危険箇所調査・点検を行い、通学路における安全対策を進めるとともに、家庭や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみで児童生徒を見守る体制づくりを推進します。
- 安全意識の向上のため、交通安全教室の充実を図ります。
- 児童生徒が危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるよう、計画的な避難訓練の実施や防災教育などの充実を図ります。

高校教育・高等教育

前期基本計画の主な取組

- 市内の各高校と小中学校間における交流活動や中学生の高校体験入学などを実施しています。
- 令和2年3月に望月高等学校が廃止され、同年4月に望月高等学校校舎を活用した長野西高等学校望月サテライト校が開校しました。
- 県教育委員会からの要請を受け、令和元年11月に「佐久地域の高校の将来像を考える地域の協議会」が設置され、令和2年1月に佐久地域の学びの在り方に係る意見書が提出されました。
- 佐久市奨学金貸与制度に加え、平成30年4月からSAKUコスモス育英基金奨学金を、令和3年4月から佐久市保育士修学資金貸与制度をそれぞれ開始しています。
- 佐久大学に新たに開設された人間福祉学部について、県と連携し新校舎の建設費などに対する財政支援を行いました。
- 地域の発展や人材育成などを目的に、令和2年8月に佐久大学・佐久大学信州短期大学部と、令和3年1月に信州大学と包括連携に関する協定をそれぞれ更新しました。

現状と課題

- 地域に根差したキャリア教育や交流を推進するため、小中学校、高校や大学との連携を深めていく必要があります。
- 子どもたちや地域に必要とされる特色ある高校づくりが図られるよう、高校再編に向けた動向を注視する必要があります。
- 国や日本学生支援機構による奨学金制度・授業料免除制度の充実やSAKUコスモス育英基金奨学金などの新制度創設により、佐久市奨学金の利用者が減少傾向にあることから、利用者のニーズを踏まえながら、制度を運用する必要があります。
- リカレント教育*など、多様なニーズに応じた学習機会の提供や、高等教育機関のもたらす地域活力の享受を図るために、高等教育機関の育成や誘致に努める必要があります。

*リカレント教育:学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返す教育

後期基本計画の主な取組

(1) 高校教育の充実

- 小中学校、高校、大学間の連携による交流授業、交流活動、放課後補充授業、体験学習などを推進します。
- 県立高校の再編に向けた動向を注視するとともに、高校教育を受けられる機会の拡充を促進します。

(2) 将来を担う優秀な人材の育成

- 子どもたちが経済的な理由により進学を諦めることなく、安心して学び、地域を支える一員となる意欲が醸成されるよう、市貸与型奨学金の返還免除制度（一部・全額）の活用を図ります。
- 各種高等教育機関の充実や誘致に努め、多様な専門教育を受けられる機会の拡充を図ります。
- 各種高等教育機関との連携により、医療・福祉を始めとする地域産業の活性化と、その担い手となる人材の掘り起こしや育成を図ります。

青少年健全育成

前期基本計画の主な取組

- 地域の特徴を生かした伝統行事や奉仕活動など、育成会活動の支援を行うとともに、佐久っ子だよりなどでイベントの周知を行っています。
- 子どもの数が減少し、活動が困難な育成会に対し、継続した育成会活動が行えるよう、近隣地区との共同開催による活動を促進しています。
- 青少年健全育成のための強調月間、信州あいさつ運動などの啓発活動や、青少年健全育成市民集会、佐久市子どもまつりなどのイベントを開催しています。
- 各地区的補導委員、学校、P T Aと連携した街頭補導や専門補導委員による少年相談、青少年に有害な地域環境の実態調査を実施しています。
- 中学生海外研修や子ども交流研修による異文化体験、ジュニアリーダー研修事業や銀河連邦*子ども留学交流による自然・社会体験などの研修機会を提供しています。
- 生涯学習センターなどに学習室を設置し、子どもたちが安全に利用できる自主学習の場を提供しています。

現状と課題

- 青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、地域、学校、家庭、関係団体などと連携し、地域ぐるみで青少年を育てる体制づくり、環境づくりを進める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化により、子どもたちを地域で見守り育てる機能や地域の防犯機能が低下傾向にあることから、子どもの見守りや非行を未然に防止するための取組を進める必要があります。
- 青少年がS N S やインターネットによるトラブルや犯罪に巻き込まれる事案が後を絶たないことから、これらを安心・適切に利用するための環境づくりを推進する必要があります。
- 飲酒、喫煙、薬物乱用など、青少年を取り巻く有害環境を浄化するため、啓発の強化を図る必要があります。
- 日常生活で自然と触れ合う機会や多様な人々との交流の機会が減少していることから、青少年が心豊かに健やかに成長する上で必要とされる体験活動や交流の場を提供していく必要があります。
- 国際感覚を身に付け、グローバルに活躍する人材を育成するため、国際交流の取組を推進する必要があります。

* 銀河連邦：文部科学省宇宙科学研究所の研究・観測施設などのある5市2町で組織する交流組織される「銀河連邦共和国」のことで、首脳サミット、銀河フォーラム、子ども留学交流、物産販売を始めとする経済交流などの各種交流事業を実施

後期基本計画の主な取組

(1) 地域ぐるみの青少年育成

- 地域ぐるみで子どもを見守り、育てる意識を醸成するため、地域の特徴を生かした育成会活動を支援するとともに、模範となる育成会活動の紹介や各種イベントの情報提供を図ります。
- 青少年の健全育成や非行防止のため、街頭補導活動、青少年に有害な地域環境の実態調査、青少年健全育成協力店の登録活動などを推進します。
- 関係機関と連携し、SNSやインターネットの適切な使用に関する啓発活動の強化を図ります。
- 多くの青少年が参加するイベントなどにおいて、飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための啓発活動の強化を図ります。

(2) 将来を担う青少年育成

- 社会性や豊かな人間性を育むため、ジュニアリーダー研修事業など、仲間づくりや郷土について学び、自然に触れ合う体験活動などの提供を推進します。
- 中学生海外研修など、異なる文化や言語に触れ、多文化共生についての理解を深める体験活動などの提供を推進します。

(3) 交流・学習拠点施設の充実

- 交流・学習拠点となる施設の展示内容や機能の充実を図ります。
- 特色ある事業展開を図るため、関連施設、地域、学校などとの連携強化を進めます。

第2節 主体的、創造的な学びと文化の熟成

文化・芸術

前期基本計画の主な取組

- 佐久市文化振興基金の運用益を活用し、「キッズ・サーキット in 佐久*」などを開催しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で発表機会を喪失した文化・芸術活動の再開支援のため、文化ホール使用料助成事業を実施しました。
- 市内の児童生徒の作品による展覧会や市民などを対象とした公募展を開催するほか、文化・芸術団体による展覧会の開催支援として、近代美術館の視聴覚室を市民ギャラリーとして提供しています。
- 各文化施設間の相互の連携強化と魅力向上、交流人口の創出を図るため、「ぐるっと佐久スタンプラリー」を開催しました。
- 龍岡城五稜郭*を維持、管理、活用するため、令和3年3月に史跡龍岡城跡整備基本計画を策定しました。
- 「佐久の先人」の功績を紹介・周知するため、冊子の販売やタペストリーの掲出を行っています。
- 文化財の状況調査のための文化財パトロールの実施や、文化財の適切な保護・保存のための支援を行っています。

- 考古遺物の活用のため、文化財事務所の考古遺物展示室における展示や、文化財の普及啓発のための講座を実施しています。

現状と課題

- 生涯にわたり市民がより豊かな人生を送る活力源となるよう、市民の文化・芸術活動を促進する必要があります。
- 文化・芸術活動が将来にわたり継続されるよう、新たな担い手の育成や若い世代の参加を促進する必要があります。
- 幼少期から文化・芸術に親しむ機会を持つことが重要であることから、子どもたちが文化・芸術に身近に触れる機会を提供する必要があります。
- 文化施設の特徴や利用状況などの条件を総合的に検討し、計画的な改修や修繕を行う必要があります。
- 文化財の滅失や散逸を防ぐため、文化財保護の担い手の確保に取り組む必要があります。
- 郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、郷土への誇りや愛着を育む必要があります。

*キッズ・サーキット in 佐久：日本を代表する有名劇団などを招き、市内のホールで開催する国内最大規模となる児童・青少年のための舞台芸術フェスティバル

*龍岡城五稜郭：函館五稜郭とともに日本に2つしかない星型稜堡をもつ洋式城郭

後期基本計画の主な取組

(1) 市民の文化・芸術活動の促進

- 佐久市文化振興基金の運用益を活用し、関係団体との連携により魅力ある文化・芸術イベント等を開催し、多様な文化・芸術に触れる機会の提供と充実を図ります。
- 芸術文化活動事業補助事業や芸術文化振興激励金交付事業などにより、市民や団体の自主的な文化・芸術活動を支援し、新たな担い手や若い世代の参加を図ります。
- 次代の文化・芸術を担う子どもたちの感性を育むため、学校や各種団体と連携し、優れた文化・芸術に親しむ機会の提供と充実を図ります。

(2) 文化施設の充実と有効活用

- 既存施設の特徴を考慮し、連携と役割分担による効率的な運用と適切な維持管理を図ります。
- 各文化施設の特徴を生かした企画展の開催や、施設間の相互連携による共同企画事業を進めるとともに、教育や観光など他分野との連携による新しい魅力づくりにも努め、多くの人が訪れる施設運営に努めます。
- 美術品、歴史資料や古文書などの収集・調査研究・適正な保管を行うとともに、展示などにより有効な活用を図ります。

○ 近代美術館において、本市ゆかりの芸術家の企画展や収蔵品を生かしたコレクション展などの開催を推進します。

○ 龍岡城五稜郭の計画的な整備と適切な保存・管理に努めるとともに、様々な情報配信ツールを活用し、歴史的価値の共有を図ります。

(3) 「佐久の先人」の功績の継承

○ 大給恒*や市川五郎兵衛*ら郷土の偉人の功績を周知することにより、郷土への誇りと愛着を醸成するとともに、その功績を次代へ継承します。

(4) 文化財の保護・継承と活用

- 文化財の調査・保存に努めるとともに、教育資料や観光資源としての活用を図ります。
- 国内最古の後期旧石器時代の石刃が出土した香坂山遺跡の国史跡指定に向けた取組を推進します。
- 地域の文化財や郷土の歴史の普及のため、考古遺物展示室での文化財の展示や講座の開催を進めます。
- 文化財の保護・保存・継承のため、保存会などへの支援を推進します。

*大給恒(1839～1910)：三河国奥殿藩8代藩主、のちに信濃国田野口藩(竜岡藩)主で、日本赤十字社の創設者のひとり
*市川五郎兵衛(1572～1665)：三河田新田、市村新田、矢島新田(のちの五郎兵衛新田)の三新田の開発者

生涯学習

前期基本計画の主な取組

- 公民館講座の参加者にアンケート調査を実施し、市民ニーズや参加者の傾向を分析することにより、公民館講座の充実に努めています。
- 生涯学習関連情報を月ごとにまとめた「マナビイさく」を毎月発行し、情報を提供しています。
- 様々な立場の市民が参加しやすいよう、男性向けの料理教室や託児付きの講座を開催しています。
- 地域の指導者や専門知識を有する方を生涯学習リーダーバンク*に登録し、その情報を市民に提供しています。
- 改築を進めていた中込会館と浅間会館が平成29年に、浅科会館と東会館が令和3年にそれぞれ開館しました。
- 市民の生涯学習活動を一層促進するため、生涯学習センターの改築を進めています。
- 市民がより読書に親しめるよう、ブックスタート*、セカンドブック*、読書通帳事業*などを実施しています。
- 誰もが利用しやすい読書環境づくりのため、インターネットによる蔵書予約システム、移動図書館車「草笛号」の巡回、録音図書の貸出などのサービスを提供しています。

現状と課題

- 人生100年時代を豊かに生きるため、若者から高齢者まで、誰もが学びに向かうことができる環境づくりを進める必要があります。
- 各種講座や公民館活動の参加者に固定化や高齢化の傾向が見られることから、学びに対する多様な市民ニーズを把握し、幅広い年代や様々な立場の市民が参加できるよう、工夫を図る必要があります。
- 自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に対応した講座やインターネットを活用した講座など、時代に即した講座の内容や開催方法について検討する必要があります。
- 老朽化の進んだ生涯学習施設の計画的な整備を進める必要があります。
- 時代の変化に伴い、多様化する市民や地域の抱える課題に対応していくためには、知識や情報が一層重要となることから、図書館サービスの充実を図る必要があります。

* 生涯学習リーダーバンク: 地域、グループ、サークルなどで学習活動をするときに指導や助言を行う、地域に在住する指導者や専門分野の知識を有する方を登録し、その情報を市民に提供する事業
* ブックスタート: 生後4か月の子どもに絵本をプレゼントする事業
* セカンドブック: 3歳になった子どもに絵本をプレゼントする事業
* 読書通帳事業: 図書館で借りた本の名前と、借りた年月日が専用の機械で印字できる通帳を発行し、自分で読書歴を管理することにより、市民の継続した読書活動を促進する事業

後期基本計画の主な取組

(1) 生涯学習活動の充実

- 市民の多様な学習ニーズに応じた講座、地域課題の解決や学び直しのための講座の実施など、市民が生涯にわたり気軽に主体的に学習活動ができるよう、学習機会の充実を図ります。
- 市民の学びへの関心を高め、学習活動の実践につなげるため、様々な情報配信ツールを活用し、講座や活動団体に関する情報提供を行い、生涯学習のきっかけづくりを進めます。
- 生涯学習施設が身近な学びの場となるよう、利用方法に関する情報提供などを進め、利用しやすい環境づくりに努めます。
- 市民の学習活動を活性化するため、公民館学習グループの立上げや活動に対し支援を進めます。
- 市民の学習活動を支援し、学びの成果が適切に地域に還元されるよう、生涯学習に関し指導的役割を担う人材の確保・育成を進めます。

(2) 生涯学習環境の整備

- 市民の学びを支える生涯学習施設の計画的な整備と機能の充実を図ります。

(3) 図書館サービスの充実

- 他の施設との複合化も視野に入れ、中央図書館の再整備を進めます。
- 市民ニーズに応じた図書館資料の収集と提供を進めます。
- インターネットやデータベースなどの活用を含めたレファレンスサービスやレフェラルサービス*の提供を図ります。
- 市民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するサービスの提供を図ります。
- 自主的・自発的な学習活動を支援するため、ボランティア団体と連携し、講座の開催や図書館資料の展示など多様な学習機会の提供に努めます。
- 関係機関・団体と連携を図り、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。

*レフェラルサービス：利用者の求める質問に対して、図書館にない情報や人を紹介するサービス

スポーツ

前期基本計画の主な取組

- 市民のスポーツに対するニーズを把握しながら、スポーツ大会、教室やイベントを開催し、年代や障がいの有無を問わず、生涯にわたりスポーツに親しめる機会の提供を行っています。
- 佐久市体育協会、総合型地域スポーツクラブ*、スポーツ少年団の活動に対し支援を行っています。
- AC長野パルセイロや信濃グランセローズなどのプロスポーツの公式試合を実施するなど、一流のスポーツに触れる機会の提供を行っています。
- ホストタウン*として東京 2020 オリンピックに出場するエストニア共和国選手団の事前合宿を受け入れるなどの支援を行い、交流を深めました。
- エストニア共和国の柔道選手団や日本オリンピアン・パラリンピアンと市民とのスポーツ交流に取り組んでいます。
- 白田総合運動公園を始めとする体育施設の改修を計画的に実施しています。
- 市外からのスポーツ合宿や県域を越える大会の誘致に取り組んでいます。

現状と課題

- 誰もが生涯にわたりスポーツを親しめるよう、主体的・継続的にスポーツに参加できる環境づくりを進める必要があります。
- 地域におけるスポーツ振興のため、佐久市体育協会などの関係団体との連携を強化とともに、各団体の育成や支援を行っていく必要があります。
- スポーツ大会やスポーツイベントを開催することにより、スポーツへの関心を高め、競技力の向上を充実を図る必要があります。
- ホストタウンに登録され、進めてきたエストニア共和国との交流の取組が一過性で終わることのないよう、これまで築いてきた関係性を生かした取組を進めていく必要があります。
- 体育施設の適正な維持管理を図るとともに、新たな施設整備や統廃合を含め、計画的な改修や整備などを進める必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 生涯スポーツの振興

- スポーツに対する市民ニーズの把握に努めるとともに、スポーツ推進委員や佐久市体育協会と連携し、誰もが気軽に参加できるスポーツイベントの開催や、地域のスポーツ大会などを支援します。

* 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブ

* ホストタウン：東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るために、登録を受けた地方公共団体

- 身近な地域でスポーツを楽しむ機会を提供する総合型地域スポーツクラブの加入を促進するとともに、その活動を支援します。
- 子どもの健全育成とスポーツに親しむ機会の提供のため、スポーツ少年団の運営を支援するとともに、学校、地域、各競技団体などと連携した取組を推進します。
- 障がい者が気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントを開催するとともに、活動を支える団体などの育成に努めます。
- 誰もが気軽に楽しめる軽スポーツ*やニュースポーツ*の普及促進を図ります。
- スポーツを通じた健康づくりを推進するため、スポーツの有効性や必要性について普及啓発を図ります。
- スポーツによる怪我や熱中症などの予防、スポーツ障害の防止などに関する普及に努めます。

(2) 競技スポーツの振興

- プロスポーツの試合の誘致やトップアスリートによるスポーツ教室の開催、県域を超える大会の誘致などにより、市民のスポーツへの関心と競技力の向上を図ります。
- 佐久市体育協会や各競技団体の活動に対し支援を行うことにより、競技スポーツの振興や指導者の発掘・養成に努めます。

- 市民の国際大会や全国大会などへの出場を激励するほか、スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民を紹介するなど、より高い目標を目指し挑戦する競技者を奨励します。
- 国際大会や国民スポーツ大会*を始めとする全国大会に向け、佐久市体育協会や各競技団体などと連携し、ジュニアアスリートの育成を促進します。

(3) スポーツの持つ多面的機能の活用

- 地域の強みや資源を生かしたスポーツイベントを開催し、市外・県外からの参加者などの増加による交流人口・関係人口の創出を図ります。
- スポーツ合宿や各種大会の誘致、ホストタウン交流事業を通して、観光分野や文化分野などにおける交流人口・関係人口の創出と地域経済の活性化を図ります。

(4) 体育施設の充実

- 施設の老朽化の状況や市民ニーズを踏まえつつ、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用などの多目的利用にも配慮した施設や設備の改修を計画的に進めます。
- 民間のノウハウや I C T の活用などによる効率的で利便性の高い施設の管理運営に努めます。
- スポーツ活動の機会を創出するため、公立小中学校の体育館やグラウンドなどの市民スポーツ団体への開放を図ります。

***軽スポーツ**:運動量、ルール、精神的疲労度などが他のスポーツに比べて軽度であるスポーツ

***ニュースポーツ**:勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼としたスポーツ

***国民スポーツ大会**:旧国民体育大会

3節 尊重され支え合う社会の形成

人権尊重社会

前期基本計画の主な取組

- 人権尊重社会の実現のため、第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画を策定しました。
- 市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、様々な講座、学習会やイベントを開催しています。
- インターネットを悪用した人権侵害をなくすため、利用者のモラル向上を目的とした研修会などを実施しています。
- 関係機関と連携を図り、家庭、地域や職場における講座や学習会などを開催しています。
- 幼児期から思いやりの心を育むため、幼稚園、保育所、小中学校の保護者や保育者、教職員を対象とした研修会や講座を開催しています。
- 人権教育の指導に当たる人材の養成を行うとともに、相談体制の充実を図っています。

現状と課題

- 同和問題を始めとして、障がい者、女性、子ども、高齢者、外国人などに対する様々な差別は今も存在していることから、一層の人権教育・啓発の充実により、あらゆる差別のない明るいまちづくりを進めていく必要があります。
- 人権が尊重されるまちづくりを進めるため、幼児期から人間の尊厳や生命の大切さについての理解を深めていく必要があります。
- 人権の重要性を単に知識として習得するだけでなく、今も差別が身近に存在していることを認識し、日常のあらゆる場において人権に配慮した態度や行動が取れるよう、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 人権侵害問題に対する相談体制の充実や、人権相談窓口の周知、関係相談機関との連携による救済・擁護体制の充実を図る必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 人権教育・啓発の推進

- あらゆる差別を解消し、一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合うまちづくりを進めるため、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例に基づき、人権施策を総合的に推進します。
- 人権問題に対する正しい知識や理解を深めるため、家庭、地域、職場や関係機関と連携し、ライフステージに応じた人権教育を推進します。
- 人権教育・啓発の効果的な指導方法について学習する機会を提供し、地域や職場などにおいて人権教育・啓発を担う人材の養成を図ります。
- 人権課題の解決のための各種事業や相談業務を行うなど地域に密着した人権教育・啓発活動と、住民交流の拠点として隣保館の活動の充実を図ります。
- SNSやインターネット上の誹謗中傷、性的マイノリティ*や新型コロナウイルス感染症に関連した差別など新たな人権侵害への理解を促進するため、研修会の開催や啓発活動を推進します。

(2) 人権擁護の確立と推進

- 人権擁護委員や関係機関との連携を図り、様々な人権課題に対応できる相談体制の充実と人権相談窓口に関する情報提供に努めます。
- 人権相談所などの関係機関と連携し、適切な救済・擁護体制の充実に努めます。

* 性的マイノリティ: 性的指向や性自認など、性に関しての在り方が多数派とは異なるとされる人々

男女共同参画社会

前期基本計画の主な取組

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第四次佐久市男女共同参画プランを策定しました。
- 女性団体の設置支援や団体間の交流機会を拡充し、活動を促進しています。
- 幼稚園や保育所、学校などでの男女共同参画の教育推進とともに、家庭、地域、職場において固定的性別役割分担意識*の是正など、男女共同参画意識の啓発を進めています。
- 地域社会で活躍できる女性リーダーを養成するため、女性リーダー養成研修を開催しています。
- 各分野における方針決定過程へ女性の視点を反映させるため、各種審議会や委員会などへ女性の登用を推進しています。
- 多様な働き方の普及、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、男女がともに働きやすい環境づくりを促進するため、男女共同参画推進事業者表彰*を実施するとともに、男女共同参画の推進に取り組む事業者の好事例を公表しています。
- 男女間のあらゆる暴力の予防や根絶のため、男女平等意識の啓発を図るとともに、女性相談員の配置など被害者への支援体制の充実を図っています。

現状と課題

- 固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行により、無理解や偏見による不平等や生きづらさを抱えている人がいることから、あらゆる立場や世代の人々に向け、意識改革のための取組を進める必要があります。
- 女性の社会進出を推進するため、出産・育儿・介護などにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰や再就職、起業など個人の意欲と能力が生かされる環境づくりに加え、就労を支える家庭への働きかけを進めていく必要があります。
- 男女がともに仕事と育児や介護などを両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、柔軟な働き方の浸透が進む一方、家事・育儿など女性への負担の増大や、非正規雇用者の収入減といった貧困問題など、女性や社会的に弱い立場に置かれている人々に関する諸問題が顕在化していることから、その対応を図る必要があります。
- 貧困、障がい、国籍、性的マイノリティなどを理由として困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して暮らしていくよう、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、その対応を図る必要があります。

* 固定的性別役割分担意識：夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく役割分担意識

* 男女共同参画推進事業者表彰：男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていける事業者を表彰し、その取組内容を広く周知することで、男女共同参画の社会づくりを一層促進する事業

- 男女ともにその個性と能力を十分に發揮するためには、生涯を通じて心身の健康を保つことが重要であることから、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）
*の視点に立った健康支援を進めていく必要があります。

- ドメスティック・バイオレンス（D V）やセクシュアル・ハラスメントなど、人権侵害行為の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 男女共同参画の意識づくり

- 男女が対等の立場で互いの人権を尊重し、その能力を最大限に生かすことができるよう、家庭・地域・職場など、あらゆる場面において、男女共同参画に関する意識改革を推進します。
- 固定的性別役割分担意識によらないキャリアプランの形成を促すため、幼稚園・保育園・学校などと連携し、幼児期から男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

(2) 男女がともに活躍できる環境づくり

- 行政や地域活動などにおいて、方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 男女共同参画の推進に向け、市民団体の活動に対し支援を行うとともに、男女共同参画社会の推進リーダーとなる人材育成のための教育や学習活動の充実を図ります。
- 男女ともに働きやすい環境づくりを進めため、自営業における経営への女性参画を促進します。

- 雇用安定につながる処遇改善や労働条件の整備を促進するため、男女雇用機会均等法を始めとする関係法令などの啓発を進めます。

- 男女問わず育児・介護休業を取得しやすい職場づくりの促進やワーク・ライフ・バランスの重要性について、企業や労働者に周知し、浸透を図ります。

- 柔軟な働き方の普及促進に向けた啓発に取り組むとともに、出産・育児などでいったん離職した者の再就職などの支援を進めます。

- 子育て・介護支援体制の充実を図り、男女が仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくりを進めます。

(3) 人権の尊重と安心・安全な社会づくり

- 誰もが性別、年齢、障がいの有無や国籍を理由に自立や社会参画が妨げられることのないよう、人権の尊重や多様性を認め合う意識の醸成、就労や地域活動など社会参画に対する支援や、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな支援を進めます。

- 全ての人が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることができるよう、男女の身体的性差の理解促進を図るとともに、ライフステージに応じた健康支援を推進します。

- 男女間のあらゆる暴力の予防と早期発見、根絶を目指し、暴力を許さない機運の醸成や女性相談員による相談支援の提供などに努めます。

* 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：女性が生涯にわたり身体的、精神的、社会的に良好な状態であること及びそれを享受する権利

第2章

地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり

第1節

地域の特徴を生かしたまちづくり

第2節

地域をつなぐ交通ネットワークの形成

第1節 地域の特徴を生かしたまちづくり

土地利用

前期基本計画の主な取組

- 平成30年3月に佐久市都市計画マスタートップランの改訂を行うとともに、第二次国土利用計画（佐久市計画）や各種土地利用に関する計画に沿った秩序ある土地利用を進めています。
- それぞれの地域において、各地域の強みや個性を生かしたまちづくりに資する土地利用を推進しています。
- 佐久臼田インター工業団地においては、産業振興に資する土地利用を図るため、容積率を緩和しました。
- 優良農地の保全に努めるとともに、荒廃農地*などの有効利用に向けた支援を行っています。
- 佐久市森林整備計画に基づき、伐採や造林など森林整備を推進しています。
- 国土調査は、地区ごとの進捗率を勘案しながら、年次計画に基づき進めています。

現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の進行、頻発・激甚化する自然災害などの社会情勢の変化に対応した土地利用を推進する必要があります。
- 地域の活力を維持し、将来にわたり安心・安全な暮らしを営めるよう、地域の特徴を生かした拠点形成を図るとともに、拠点と集落、地域間とのネットワーク化を図る必要があります。
- インターチェンジ周辺や幹線道路沿線の開発需要が高まっていることから、開発需要とのバランスを図りながら、優良農地の保全に努める必要があります。
- 森林は、水源のかん養のほか、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全、災害の防止など多面的な機能を有していることから、関係機関や林業事業体と連携し、計画的かつ適切な森林整備を促進する必要があります。
- 土国の保全や土地取引の円滑化のほか、今後発生が懸念される自然災害からの復旧・復興の迅速化を図るため、新技術などによる効率的な国土調査を実施する必要があります。

* 荒廃農地：現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

後期基本計画の主な取組

(1) 秩序ある土地利用の推進

- 第二次国土利用計画（佐久市計画）や各種土地利用に関する計画に沿った持続可能な秩序ある土地利用を推進します。

(2) 機能の集約とネットワーク化

- それぞれの地域の拠点に生活サービスの提供といった機能を集約するとともに、各地域の強みや個性を生かし、その特徴を磨き上げる、機能集約型の土地利用を推進します。
- 各地域の特徴を生かし、相乗効果による発展を促進するため、地域間を結ぶ道路や公共交通のほか、情報通信網などの様々なネットワークの再構築・最適化に資する土地利用を推進します。

(3) 土地需要の調整と土地利用の適切な誘導

- インターチェンジ周辺は、産業振興のための土地利用を図るなど、市域全体の活性化に寄与する適切な土地利用の誘導を推進します。
- 工業用地や商業・業務系用地は、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和や適正配置に配慮しつつ、産業の活性化を促進する土地利用を推進します。
- 農業振興地域においては、無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の保全に努めます。

- 荒廃農地の発生防止と再生利用を促進します。

- 水源のかん養のほか、地球温暖化の緩和、自然災害の防止など森林の持つ多面的な機能を持続的に發揮できるよう、計画的かつ適切な森林整備を推進します。

(4) 国土調査の推進

- 関係機関と連携し、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入などにより、円滑かつ迅速な国土調査を推進します。

市街地

前期基本計画の主な取組

- 佐久市都市計画マスターplanや佐久市立地適正化計画に基づき、用途地域内への都市機能や居住機能の適切な誘導に努めています。
- 平成30年1月に佐久平駅南地区地区計画の都市計画決定を行うとともに、佐久平駅南土地区画整理事業を認可し、技術的支援を行っています。
- 佐久平駅南地区まちなみ整備方針を定め、佐久平駅やその周辺地区とのつながりを考慮した居心地が良い空間整備を行うとともに、情報発信や交流機能を有する広場の整備を進めています。
- 地域の良好な環境の形成や保持のため、平成30年4月に中部横断自動車道佐久臼田インターチェンジ周辺地域を特定用途制限地域*に指定しました。
- 令和元年8月に国土交通省が目指す「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに賛同し、ウォーカブルなまちづくりを進めています。
- 令和3年8月に佐久市における無電柱化の基本的な方針などを定めた佐久市無電柱化推進計画を策定しました。

現状と課題

- 人口減少が進行することにより、一定の人口集積によって支えられている生活便利施設や、拡散した都市インフラの維持が困難となることが懸念されることから、居住機能と都市機能の適切な配置、誘導に努める必要があります。
- 少子高齢化の進行や人の流れの変化に伴い、都市のスポンジ化*が懸念されます。
- 佐久平駅南地区においては、新たな商業系などの都市的利用を進め、市民生活の利便性の向上や交流人口・関係人口・定住人口の創出に資する市街地形成を推進する必要があります。
- 良好的な都市環境の形成を図るため、都市計画法に基づく地区計画*の策定や見直しの促進、住民協定の締結などにより、多様な担い手とともに地域の特性に応じたまちづくりを推進する必要があります。
- 地域の活力の低下が懸念されることから、市街地の魅力を向上させ、まちなかにぎわいを創出する必要があります。
- 無電柱化の推進に当たっては、多大な整備費用や長期の整備期間を要することから、計画的に推進する必要があります。

* **特定用途制限地域**: 用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、その良好な環境の形成や保持のため、当該地域の特性に応じ合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域

* **都市のスポンジ化**: 都市の内部において、空き地、空き家など低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもつて、相当程度の分量で発生する現象

* **都市計画法に基づく地区計画**: 建築物の建築形態や施設配置など、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備、開発、保全するための計画

後期基本計画の主な取組

(1) 良好な市街地の形成

- 居住機能・都市機能の適切な配置、誘導により、魅力ある市街地の形成を推進します。
- 都市計画区域や用途地域の指定に基づき、無秩序な市街地の拡散を抑制するなど、適正な土地利用を推進します。
- 計画的かつ秩序ある市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図るとともに、土地区画整理事業の導入を進めます。
- 用途地域内の低・未利用地の有効利用を促進します。
- 佐久平駅南地区においては、本市の中心市街地としての整備や、佐久広域圏の拠点地域として都市機能を高める土地利用を推進するとともに、公民連携による持続可能な魅力あるまちづくりを推進します。
- 中部横断自動車道佐久臼田、佐久南、佐久中佐都の各インターチェンジ周辺においては、特定用途制限地域の指定に基づき、地域の良好な環境の形成や保持を図ります。
- 地区計画の策定や住民協定の締結などを促進し、多様な担い手とともに地域の特性に応じたまちづくりを推進します。

○ まちなかにおける交流・滞在空間の創出を図るため、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進します。

○ 関係団体と連携し、低コスト手法の導入や財源確保を図り、計画的に無電柱化を推進します。

公共施設

前期基本計画の主な取組

- 佐久市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適切な保全と最適な配置を実現するため、個別施設ごとの状態や対策の内容、実施時期などを定める個別施設計画を策定しました。
- 個別施設計画に基づき、浅科支所や野沢会館の複合化に取り組むなど、公共施設の最適化を推進しています。
- 望月支所内の余裕スペースを金融機関に貸し付けるなど、公共施設の有効活用を図っています。
- PPP^{*}により、新築移転した民間病院内に中込会館を開設しました。
- サウンディング型市場調査^{*}を導入し、施設運営への民間活力の活用手法について検討を進めています。
- 道路、公園などの維持管理にアダプトシステム^{*}の導入を進めています。

現状と課題

- 人口構造や社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な行財政経営を実現するため、複合化や多機能化による施設保有量の最適化や公共施設の適正な配置を図る必要があります。
- 個別施設計画に基づき公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります。
- 既存施設の余裕スペースの活用や転用など公共施設の有効活用を図る必要があります。
- 効率的かつ効果的に公共サービスを提供するため、公共施設の整備や管理について、民間の資金、経営能力や技術的能力などを活用する必要があります。
- 公共施設の管理に当たっては、指定管理者制度^{*}の効果的な運用を図る必要があります。
- 市民との協働などによる有効な施設の管理運営を図るために、アダプトシステムの活用を推進するほか、新たな手法の導入を検討する必要があります。

* PPP(官民連携):PFI、指定管理者制度、包括的民間委託など、公民が連携して公共サービスの提供を行う、新しい官民協力の手法

* サウンディング型市場調査:案件の内容、公募条件などを決定する前段階で、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理のために行う、公募に応じた民間事業者との直接対話による意向調査

* アダプトシステム:「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが「里親」として、道路や公園などを「里子」のように愛情をもって面倒を見る(清掃・美化)ため、市と役割分担について協定を結び、必要な支援を受けつつ、継続的な美化活動を実施する制度

* 指定管理者制度:公の施設について、市の指定を受けた民間事業者などに管理運営を行わせることにより、民間のノウハウを活用しながらサービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とする制度

後期基本計画の主な取組

(1) 公共施設の適正な更新と整備

- 佐久市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の最適化を推進します。
- 施設ごとに計画的な適正化を図るため、個別施設計画の適切な進捗管理を実施します。
- 公共施設の余裕スペースの民間事業者への貸付けや、用途転用による利活用により、既存公共施設の有効活用を図ります。
- 公共施設の整備について、PFI*を含むPPPの導入を引き続き推進します。
- 「子ども環境形成ガイドライン*（仮称）」を踏まえた公共施設や公共空間の整備に努めます。

(2) 公共施設の適正な管理

- 公共施設の管理運営方法について、民間活力の導入を引き続き推進します。
- 指定管理者制度について、社会情勢の変化に応じた制度運用の見直しを推進します。
- 効果的、効率的な管理運営のため、引き続きアダプトシステムの活用を推進するとともに、業務のアウトソーシング*などによる新たな手法の導入を検討します。

* PFI: 公共施設等の設計、建設、維持管理や運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることを目的とした手法

* アウトソーシング: 外部から人材やサービスを調達し、仕事の一部を委託する経営手法

* 子ども環境形成ガイドライン: 子どもにとってより良い環境を形成するため、主に子どもが利用する公共施設の整備の際に配慮することが望ましい要素や、公共空間の使い方などをまとめたガイドライン

住宅

前期基本計画の主な取組

- 令和2年3月に佐久市公営住宅等長寿命化計画を策定し、将来必要な公的賃貸住宅供給量を定め、計画的な修繕や改善を進めています。
- 市営住宅白山団地をリフォームしました。
- 空き家の適切な管理と活用・流通の促進を図るため、平成30年3月に佐久市無居住家屋等対策計画を策定しました。
- 空き家情報を提供する空き家バンク*「おいでなんし！佐久」の活用を推進しています。
- 住宅所有者などへの啓発により、空き家化の予防や空き家の解体・撤去を促進しています。
- 断熱性能向上リフォーム工事や土砂災害特別警戒区域などにある住宅の移転などに対する補助を実施し、住環境の向上の取組を支援しています。
- 令和3年3月に佐久市耐震改修促進計画の改訂を行うとともに、木造一戸建て住宅の無料耐震診断や耐震補強工事に対する補助を実施し、建物の耐震化を促進しています。

現状と課題

- 公営住宅について、地域の住宅需要に応じて、入居者の安全面や利便性を考慮しながら、安全で快適な住まいを長期間にわたって活用していく必要があります。
- 適切な管理が行われず放置されている空き家は、防災、衛生、景観など多岐にわたる問題を生じさせることから、引き続き、所有者などへの啓発を行うとともに、関係団体などと連携し、対策を進めていく必要があります。
- 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等*の増加が懸念されることから、有識者と連携し、対策を進めていく必要があります。
- 良好的な景観と住環境の形成を図るため、住民主体による住環境空間の向上の取組を促進する必要があります。
- 市民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、住宅の耐震化を促進する必要があります。

* 空き家バンク：空き家情報を市ホームページ上で公開し、移住・交流希望者に提供するサービス

* 特定空家等：空家等対策の推進に関する特別措置法において定められた、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険な状態、衛生上有害な状態、適切な管理がなされず景観を損ねる状態や周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態の家屋など

後期基本計画の主な取組

(1) 公営住宅の整備と管理

- 佐久市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な住宅戸数を確保し、計画的な整備と管理を推進します。

(2) 空き家対策の推進

- 空き家に関する相談体制の充実を図るとともに、不動産関係団体などと連携し、解体・撤去や市場流通を促進します。
- 空き家の利活用や除却を促進するため、国・県補助金などを活用し、支援します。
- 特定空家等になるおそれがある空き家について、佐久市無居住家屋等対策協議会と連携し、所有者に対する助言などを行い、適切な管理を促進します。

(3) 良好な住環境空間の形成

- 住民協定の締結を始め、住民が主体的に取り組む住環境整備を促進します。

(4) 耐震改修の促進

- 関係団体と連携し、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造一戸建て住宅の耐震改修を促進します。

第2節 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

高速交通ネットワーク

前期基本計画の主な取組

- 平成30年4月に中部横断自動車道八千穂高原インターチェンジから佐久南インターチェンジまでの間が開通しました。
- 中部横断自動車道の全線開通に向け、長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会のほか、産業関係団体などと連携し、要望活動を行っています。
- 松本・佐久間が地域高規格道路*として位置付けられるよう、関係市町村と連携し国・県に対する要望活動を実施しています。
- 市内に6か所あるインターチェンジの利用促進活動の一環として、観光施設などと連携し、信州佐久ドライブキャンペーン*に取り組んでいます。
- 北陸新幹線の早期全線開通に向け、関係地方公共団体と連携し、要望活動を行っています。

現状と課題

- 中部横断自動車道について、(仮称)長坂ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間の整備計画区間への早期格上げとともに、長野県内全区間の無料化を実現する必要があります。
- 地域の活性化及び産業振興を図るため、高速交通網を活用した取組を推進し、市内のインターチェンジのさらなる利用を促進する必要があります。
- 令和3年7月に策定された関東ブロック新広域道路交通計画において、松本佐久連絡道路が構想路線に位置付けられたことから、早期事業化に向け、国や県に対して要望していく必要があります。
- 北陸新幹線の全線開通により交流可能圏域の拡大が期待されることから、大阪までの整備を促進する必要があります。
- 北陸新幹線佐久平駅の停車本数の確保・増加を図るために、乗降客の増加に向けた取組を推進する必要があります。

***地域高規格道路**: 高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系を築き、地域相互の交流促進・連携強化を図る上で緊急性・重要性が高い道路
***信州佐久ドライブキャンペーン**: 夏季における市内観光施設への集客の増加を図るとともに、高速道路利用者のサービス向上を目指すキャンペーン

後期基本計画の主な取組

(1) 高規格幹線道路等の整備と利用の促進

- 中部横断自動車道について、(仮称) 長坂ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間の整備計画区間への早期格上げとともに、長野県内全区間の無料化の実現に向けた要望活動を推進します。
- インターチェンジの利用率向上を目指し、観光施設や関係機関と連携し、利用促進に向けた取組を推進します。
- 中部横断自動車道の全線開通を見据えて、沿線自治体や関係機関と連携し、交流の拡大や産業の振興に資する取組を推進します。
- 地域経済の発展や文化の交流、医療機関へのアクセスの向上により、地域の一層の発展に寄与する松本佐久連絡道路の早期実現を促進します。

(2) 北陸新幹線の整備と利用の促進

- 首都圏や関西圏からの移動時間の短縮や、交流可能圏域の拡大に向け、北陸新幹線の全線開通を促進します。
- 北陸新幹線佐久平駅の乗降客の増加と、さらなる利便性の向上に向けた取組を推進します。

地域交通ネットワーク

前期基本計画の主な取組

- 国道 142 号中部横断自動車道佐久南インターチェンジ以西の 4 車線化は平成29年11月に、県道上小田切臼田停車場線アクセス道路(下小田切バイパス)は平成 30 年 3 月に、県道塩名田佐久線(中佐都バイパス)は令和 3 年 3 月にそれぞれ整備が完了しました。
- 令和 2 年 4 月に都市計画道路跡部臼田線第 3 工区の道路整備が完了しました。
- 東西幹線第 3 期工区や市道 65-7 号線(長者原地区)などの道路整備を実施しました。
- 道路ストック点検による路面性状調査*に基づく舗装長寿命化修繕計画によって、計画的な主要市道の舗装打替を進めています。
- 橋梁の法定点検により現状を把握し、計画的な修繕や補修などを実施しています。
- 歩道、植樹帯などの美化活動や維持管理をアダプトシステムにより行っています。
- 利用者や運行事業者などを対象としたアンケート調査などにより、公共交通に対するニーズを把握しながら、公共交通の利便性の向上と運行の効率化を図っています。

現状と課題

- 国県道などの幹線道路における未改良区間にについて、道路整備を促進する必要があります。
- 地域幹線道路や生活道路の一部で渋滞が発生しているほか、狭あいな道路や歩道の未整備箇所など、市民生活の利便性や安全面・防災面での課題が生じていることから、対応を図る必要があります。
- 道路施設の老朽化を踏まえ、計画的・効率的な維持管理と更新を行い、長寿命化を図っていく必要があります。
- 道路の効率的な維持管理や道路愛護意識の高揚を図るため、市民との協働による道路管理を推進する必要があります。
- 高齢化の進行により、公共交通の必要性が今後さらに高まることが見込まれることから、将来にわたり持続可能で効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの再編を推進する必要があります。
- 路線バスの利用者の減少により、運行の維持が困難な状況であることから、路線再編などの運行の最適化や利便性の向上などの取組を進める必要があります。

* 路面性状調査:道路舗装を維持管理する際に必要なデータであるひび割れ・わだち掘れ・平坦性などを測定し、道路の現状を把握する調査

後期基本計画の主な取組

(1) 地域幹線道路網の整備

- 国道141号浅茅大橋の4車線化、都市計画道路相生大手線・相生赤岩線、県道小諸中込線、岸野高瀬・志賀・三分田口バイパスなどの国県道の整備を促進します。
- 地域間交通の渋滞緩和や利便性の向上を図るため、国庫補助金などを活用し、地域幹線道路の整備を推進します。

(2) 生活道路の整備充実

- 市民の利便性や安全面の向上、防災機能の強化を図るため、狭あいな道路の拡幅など必要な生活道路の整備を推進します。
- 歩行者や自転車が安全・安心に道路を通行できるよう、歩道やガードレールの整備のほか、段差の解消などユニバーサルデザイン*に配慮した道路整備を推進します。

(3) 道路等の計画的な維持管理

- 危険性や緊急性の高い路線から計画的な拡幅整備を推進するとともに、舗装長寿命化修繕計画に基づく維持管理を推進します。
- 定期的な点検による橋梁の異常・損傷の早期発見に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
- アダプトシステムなどを活用し、市民や企業などと協働して道路施設の維持管理を行うとともに、道路愛護意識の高揚を図ります。

(4) 新たな地域公共交通の構築

- 事業者・行政が連携し、新技術の積極的な活用を図るとともに、多様なニーズや利便性の向上に対応した新たな地域公共交通の構築を目指します。
- 現状の利用状況を踏まえたバスの運行形態・運行本数などの最適化や利便性の向上を図ります。
- 市民の身近な交通手段であるバスや鉄道などの相互の接続性の向上を図り、利用を促進します。

* ユニバーサルデザイン:年齢、性別、身体の状況などに関係なく誰でも使用することができる製品やサービスなどの設計・デザイン

第3章

力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり

第1節

豊かな自然を生かした農林水産業の振興

第2節

活力と魅力があふれる商業の振興

第3節

地域の魅力を生かした観光の振興

第4節

力強いものづくり産業の振興

第5節

地域を支える安定した雇用の確保

第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

農業

前期基本計画の主な取組

- 就農相談会の開催や新規就農者などに対し支援を行うとともに、佐久市営農支援センターによる野菜栽培講習会や花き・果樹アシスタント講習会を開催しています。
- 農地中間管理事業などの活用により、農地の集積・集約化を促進し、農業経営の安定化に向けた支援を行っています。
- 荒廃農地を含む農地の有効活用を促進するため、未利用農地に関する情報を発信するとともに、補助事業の活用などにより、荒廃農地の再生・利用を促進しています。
- 農業生産性の向上を図るため、水路や農道の整備など農業基盤整備を推進しています。
- J A 佐久浅間の長者原野菜予冷施設や望月の酪農家から供給された牛乳を原料としたアイス・ヨーグルトの製造工場の整備に対し、支援を行いました。
- 地元産の原料を使用したワインや日本酒など新たな特産品の創出に向け、醸造用ブドウや新たな県ブランドの酒造好適米「山恵錦」の栽培試験を実施しました。
- 国内の米の消費が減少傾向にあるため、令和2年度から輸出に関する取組を行っています。

- 学校給食へ地域の農産物を供給するため、学校給食応援団*の活動を支援しています。
- 故郷ふれあい交流事業や「暮らしとしての農業」農家創出事業を展開し、農家と消費者の交流を推進しています。

現状と課題

- 少子高齢化や後継者不足による生産性・収益性の低下がみられることや、耕作放棄地が増加傾向にあることから、新規就農者などの確保・育成、農業経営の法人化などの組織経営体の創出や農地集積などを進める必要があります。
- 高速交通網の結節点といった地理的な条件や寒暖差の大きい気候など、地域の強みを生かした農産物の生産振興を進める必要があります。
- 購買形態の多様化が進む中で、農産物の販路拡大・消費拡大を図るため、農商工連携や6次産業化*に向けた取組を支援するとともに、国内外への情報発信を推進する必要があります。
- 経年により多くの農業水利施設の老朽化が進んでいることから、標準耐用年数の超過に伴う突発事故や災害による事故の発生、施設の機能低下を防止するため、計画的な整備を行う必要があります。

*学校給食応援団：本市の地産地消推進と子どもへの地元食材に対する食育を推進することを目的とし、地元農家から農作物が直接、学校給食に提供される体制づくりのため、地区ごとに設立された組織

*6次産業化：農山村活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売など）に係る事業の融合による地域ビジネスの展開と新たな業態の創出に向けた取組

- 農村は、美しい景観の形成や大雨時の貯水機能など多面的機能を有することから、その機能の維持・向上を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた都市部における田園回帰^{*}の動きを捉え、就農希望者の定着に向けた取組や営農支援を進める必要があります。
- 国が進める持続可能な農業生産を進めるため、耕畜連携のサイクルの確立を図る必要があることから、輸入飼料価格などの高騰の影響を受けている畜産農家の経営安定を図る必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 農業経営基盤

- U・I・Jターンなどの新規就農者や農業後継者の確保・育成を進めるほか、就農による定住を促進するための支援体制の充実を図ります。
- 人・農地プラン^{*}における中心的経営体となる認定農業者に対し、低利資金の融資や経営相談、研修会などの支援を行い、経営感覚に優れた地域農業の担い手となる人材の育成を進めます。
- 農業従事者の高齢化や農業形態の多様化を踏まえ、関係機関と連携し、認定農業者^{*}や大規模生産者の法人化など、地域の実情に沿った組織的な取組を推進します。

(2) 農業生産基盤の整備と維持

- 担い手への農地の集積、遊休農地の活用や農家の経営規模拡大を図るために、農地中間管理事業による農地の流動化を促進します。
- 農地パトロールや農地利用状況調査により、荒廃農地の状況把握とその発生原因の調査・分析を行い、発生防止と再生利用のための対策を推進します。
- 有害鳥獣による農作物の被害を防ぐため、計画的な捕獲や防護柵設置を支援します。
- 農業水利施設の整備を行うとともに、適切な維持管理と長寿命化を推進します。

(3) 安全・安心な食料の供給

- 佐久市産農産物のブランド化と農業経営の安定化を図るために、関係機関との連携により、佐久市の風土・特徴、需要を捉えた新たな作物や優れた栽培技術の導入と普及、必要な施設整備などを支援します。
- 畜産物の加工施設に対する支援により畜産経営の安定を図るとともに、飼料用米や堆肥の活用による耕畜連携のサイクルの確立を図ります。
- 様々な媒体を活用した農産物に関する定期的な情報発信や、海外ニーズを捉えた農産物の輸出の促進などにより、農産物の販路拡大・消費拡大を推進します。

* 田園回帰：過疎地域などにおいて都市部から人の移住・定住の動きが活発化している現象

* 人・農地プラン：地域での話し合いにより、集落や地域における農業の現状、課題などを整理し、地域の農業の持続可能な力強い農業構造を実現することを目的に地域の中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積などについて作成した計画

* 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業経営者・農業生産法人

- 農商工連携による6次産業化や特產品開発による農産物のブランディングなど、農産物の高付加価値化に向けた取組への支援を推進します。
- 地域での地産地消を図るため、郷土料理の普及や飲食店などでの地元農産物の利用を促進します。
- 学校での食育と地産地消を図るため、地元農産物を小中学校に提供する学校給食応援団の活動を推進します。
- I C TやA Iなど先端技術を用いたスマート農業*の導入促進を図ります。

(4) 活力ある農村づくり

- グリーン・ツーリズム*による都市部住民との交流や、田園回帰の機運の高まりを捉えた農村への移住・定住の促進により、農村の活性化を図ります。
- 農村の多面的機能を維持するため、地域ぐるみで行う農村の地域資源の保全管理に係る取組を支援します。
- 環境にやさしい農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度*や有機農業への取組などを推進するとともに、G A P（農業生産工程管理）*の導入を促進します。

*スマート農業：ロボット技術やICTなどの先端技術を活用し、超省力化や高品質生産などを可能にする新たな農業

*グリーン・ツーリズム：農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動

*環境保全型農業直接支払制度：化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度

*GAP(農業生産工程管理)：農業生産活動を行う上で必要な関係法令などの内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検と評価を行うことによる持続的な改善活動

林業

前期基本計画の主な取組

- 国や県と連携し、森林整備の一層の促進と林業事業体などの経営体制の強化を図っています。
- 白田支所、浅科支所や白田地区新小学校、長野県立武道館など公共施設の整備に当たり、地元産材であるカラマツ材の積極的な活用を進めています。
- 区などから要望があった保安林の改良について、市から県へ改良要望し、保安林の機能強化を図るため事業化を促進しています。
- 健全な森林の保全のため、区の要望などによる森林病害虫被害（松枯れ）対策の実施や佐久市猟友会による有害鳥獣の駆除など、森林被害の予防・防止の取組を進めています。
- 林業事業体などが計画的に事業を実施できるよう、森林環境（譲与）税を活用して林道を整備するなど、災害に強い林道づくりを推進しています。
- 森林セラピー*など、森林の多面的な機能を活用した交流人口・関係人口の創出に向けた取組を行っています。

現状と課題

- 木材価格の低迷、土地所有者の高齢化や林業従事者の減少などにより、適切な管理が行われていない森林があることから、土地所有者や関係機関と連携し、対応を図る必要があります。
- 森林は、木材の生産を始め、水源のかん養、土砂災害や地球温暖化の緩和、保健機能など多面的な機能を有することから、適切な維持管理と保全を行う必要があります。
- 林業生産基盤の強化を図るため、林道の整備を行うとともに、林業事業体などによる森林整備を促進する必要があります。
- 森林病害虫（松くい虫）対策のための重点期間を設定し集中的に取り組んできたものの、被害が抑制されていないことから、継続した取組を進める必要があります。
- 有害鳥獣の駆除に従事する担い手の高齢化や減少が続いていることから、担い手確保に向けた支援の実施により、有害鳥獣の駆除を促進し、森林被害の予防・防止を適切に行う必要があります。
- 区などの要望による治山事業の実施について、関係機関との協議の中で保安林への指定などをを行い、事業化を促進する必要があります。

*森林セラピー：医学的な証拠に裏付けされた森林浴効果を活用し、心身の健康維持・増進を図る取組

後期基本計画の主な取組

(1) 林業経営基盤の確立

- 林業事業体などの経営体制の強化を図り、林業従事者の確保・育成、就業環境の向上などを促進します。
- 森林環境（譲与）税を活用し、林地台帳の整備やスマート林業*の実現に向けたＩＣＴの導入などを推進します。
- 公共施設や住宅などへのカラマツ材を始めとする地元産材の利用を促進します。
- 林地残材の木質バイオマスの活用など、森林資源の有効活用を図ります。
- S G E C 森林認証*木材の高付加価値化と流通促進に向けた取組を進めます。
- シイタケなどの特用林産物*の販路拡大や栽培技術向上のための支援などにより産地化に努めるとともに、生産基盤の強化・作業の効率化に向けた取組を推進します。

(2) 林業生産基盤の整備と維持

- 森林環境（譲与）税を活用し、災害に強い林道整備などの林業基盤整備の推進や森林施業の機械化・集約化の促進により、森林整備の効率化と生産性の向上を図るとともに、森林の適正な保全を推進します。

- 森林病害虫や有害鳥獣などによる森林被害の予防・防止を適切に行い、健全な森林の保全を図ります。

(3) 多面的機能を發揮する森林づくり

- 保安林改良事業の活用や適正な間伐・枝打ちなどにより森林の保全を図るなど、森林の多面的機能の維持・回復に向けた取組を推進します。
- 観光業などと連携し、森林を活用した健康づくりやヘルスツーリズム*などの各種イベントを実施します。
- 緑の教室を始めとする森林学習など、森林の多面的機能の重要性を未来へ継承する取組を推進します。

*スマート林業：ロボット技術や ICT などの先端技術を活用し、森林管理を可視化することにより、安全面、コスト面など多角的に効率のよい経営を目指す林業
*SGEC森林認証：国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム
*特用林産物：森林から生産される産物のうち、きのこ類、山菜や木ろうなどの樹脂類など木材以外の林産物
*ヘルスツーリズム：医学的な根拠に基づく健康回復、維持や増進につながる観光

水産業

前期基本計画の主な取組

- 特産魚の生産振興を図るため、使用されなくなった養魚池の有効活用の促進など、養魚施設の整備に関する補助を行っています。
- 小鮎の生産者と生産量の確保を図るため、小鮎セミナーや養殖技術講習会を開催しています。
- 佐久鯉の消費拡大のため、佐久 k o i 研究会や長野県水産試験場と連携し、佐久鯉の新たな食べ方として「熟成鯉」を考案・商品化し、農業祭、銀座NAGANO*、まるまるひがしにほん*などでPRを行っています。
- 佐久鯉、シナノユキマスや信州サーモンなどの消費拡大のため、様々な情報配信ツールを用いて情報発信を行っています。
- 地産地消推進の店などと連携し、市内で生産される特産魚を使った料理などを提供する店の増加を図っています。
- 地域の特産魚への理解を深めるとともに、幅広い世代における消費拡大を図るため、学校給食で佐久鯉や小鮎を提供するなど、食育の取組を推進しています。

現状と課題

- 小鮎の養殖技術は、生産者の経験による部分が大きく、新たな担い手などへの継承が難しいため、科学的根拠に基づいた養殖技術を確立する必要があります。
- 小鮎の生産者の減少や高齢化が進んでいるため、需要に応じた生産量を確保できるよう、生産活動への支援と新たな担い手の確保を図る必要があります。
- 商業や観光業と連携してPRや販路拡大を図るなど、水産業の多面的な振興を促進する必要があります。
- 佐久鯉の消費需要が伸び悩んでいることから、消費拡大に向けた取組に対し支援を行うとともに、市内外へのPRを推進する必要があります。

* 銀座NAGANO:平成26年に東京銀座にオープンした長野県のアンテナショップで、東京と信州をつなぐ首都圏情報発信拠点

* まるまるひがしにほん:様々な地方公共団体・地場企業の催しや特産品の販売などを実施できる、さいたま市とさいたま商工会議所の共同事業で、JR東日本大宮駅前に東日本の地方公共団体のシティプロモーションの拠点として開設した施設

後期基本計画の主な取組

(1) 内水面漁業の振興

- I o T技術を活用し、溶存酸素などの環境要因による養殖漁場環境の変化について検証を行うことにより、科学的知見に基づく養殖技術の確立を進め、生産の振興を図ります。
- 関係機関と連携した生産安定化のための情報提供や技術指導の実施により、事業継承や新規参入を促進するなど、新たな担い手の確保を図ります。

(2) 魅力ある水産物のブランド化と発信

- 佐久の水産魚のブランド力強化に向け、千曲川の清流で育つなどのイメージを生かし、様々な情報配信ツールの活用により佐久鯉、小鮎、シナノユキマス、信州サーモンやニジマスなどのP Rを積極的に行い、消費拡大を図ります。
- 商業・観光業と連携し、佐久鯉をモチーフとした菓子や鯉を原料とした商品の販売のほか、新たな商品開発を支援することなどにより、水産業の多面的な振興を促進します。
- 食や教育、伝統文化など内水面漁業が有する多面的機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、学校給食に佐久鯉や小鮎の提供を行うとともに、内水面漁業者と地域住民が連携して行う伝統文化の継承などの学習の取組や交流活動を支援します。

第2節 活力と魅力があふれる商業の振興

商業・サービス業

前期基本計画の主な取組

- 商工会議所、各商工会で行う総合的な経営指導事業に対し支援を行うとともに、経済動向や資金需要を把握し、制度資金の改定を行いました。
- 国の制度などを踏まえ、岩村田商店街の再構築に係る取組について地元と協議しながら、中心市街地活性化基本計画*の策定に向か、総合的な調整を図っています。
- 経営者・後継者の育成につながるよう、佐久市健康長寿産業振興ビジョンに基づき、平成30年に設立した一般社団法人佐久産業支援センター（S O I C）を通じた企業向けの人材教育講座などを実施しています。
- 令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、突発的な事象による市内事業者への影響に対して、国、県、商工会議所や各商工会と連携し、事業継続の支援を行っています。
- 商店街活性化を促進するため、街灯のLED化などの環境整備、空き店舗対策に係る支援やプレミアム付商品券など、全市的な商業系事業を実施しました。
- 多様な方々にとって魅力的で快適な商店街となるよう、国・県の補助事業などを活用した取組に対して支援を行いました。

現状と課題

- 県内トップ水準の本市の商圈に係る吸引力係数*を維持するため、特に寄与度が高いと考えられる流通業やサービス業について一層の振興を図り、市外からの多くの誘客を促進する必要があります。
- 商工団体や金融機関と連携し実施している市内事業者の経営健全化のための制度融資について、各機関の専門性がより生かされる制度を検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響は大きく、長期化していることから、関係機関と連携し、市内事業者の事業継続や新たな体制づくりなどを支援していく必要があります。
- まちなかの賑わいを保つため、魅力ある商店街づくりや空き店舗解消などに向けた取組を通じて、商店街の活性化を一層推進する必要があります。
- 多岐にわたる分野の業種や関係機関との連携により、本市の強みを生かした健康長寿のまちづくりを推進し、商店街への誘客を図っていく必要があります。

* 中心市街地活性化基本計画：中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、市町村が策定する計画

* 吸引力係数：他市町村から消費者を集め、自らの居住人口を上回る集客力を持っていることを表す、市町村の商業力の基本的な指標のひとつ

後期基本計画の主な取組

(1) 商業経営基盤の確立

- 中小企業者への経営支援のため、中小企業者の資金需要に対して、迅速に対応します。
- 関係機関と連携し、事業者が抱える様々な経営課題に対応できる相談・支援体制の充実を図るとともに、経営指導などの課題解決に向けた伴走型の支援を推進します。
- 商工団体との連携などにより、各種研修会を充実させ、事業承継や社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めます。
- 一般社団法人佐久産業支援センター(SOIC)への企業参加を促進することにより、機能強化と運営の安定化を図り、全市的な産業振興を進めます。

(2) 魅力ある商店街の形成

- 商店会組織を始めとする各種団体、意欲ある起業・創業者など、商店街の活性化に向け取り組む団体や人を発掘・支援することにより、まちなかの賑わいの創出と商業の活性化を図ります。
- 関係機関と連携し、空き店舗対策に取り組むとともに、地域に密着したイベントの開催の支援など、賑わいの創出に向けた取組を促進します。

- 各種アプリケーションなどを活用したポイント事業の統合など、購買意欲やリピート率を高める仕組みづくりを支援し、サービス力や集客力の向上を図ります。

(3) 魅力ある中心市街地の形成

- 市民、事業者などが一体となり進める中心市街地の環境整備や活性化事業を支援します。

(4) 良好な商業環境の形成

- 既存商店街と地域の活性化に配慮した商業集積を図ります。
- まちづくり3法*に基づき大型店出店が適切に行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。
- 買い物弱者への対応や観光振興との連携など、新たな顧客の獲得に向けた商店街の取組への支援に努めます。

(5) 流通・サービス業の振興

- サービス業の活性化のため、専門的技術を備えた人材の育成・確保を支援します。

(6) 魅力ある商品のブランド化と発信

- 農業・観光業や関係機関との連携により、健康長寿など地域の特徴を生かした新たな商品の開発や普及を支援します。
- 関係機関との連携により、本市の魅力ある商品の情報発信と販売活動を促進します。

*まちづくり3法:都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の3つの法律

第3節 地域の魅力を生かした観光の振興

観光

前期基本計画の主な取組

- 歴史・文化・景観・自然などの観光資源や、健康長寿など本市の強みを生かしたイベントの開催や物産の販売を行っています。
- 望月地域の活性化と地域ブランディングを図るため、望月馬事公苑旧職員宿舎をリノベーションし、暮らすような滞在空間の拠点整備を支援しています。
- 在日外国人をターゲットとした周遊モデルプランの作成やファムトリップ*の実施など、佐久市版インバウンドモデルの構築を進めています。
- 平成31年3月に策定した佐久市内山地区アウトフィールド基本構想に基づき、内山牧場キャンプ場のサニタリー棟の改修やトレーラーハウスの新設など、利用者ニーズに対応した施設整備を行いました。
- 大河ドラマ「青天を衝け」の放映をきっかけとして、タイトルゆかりの地である内山地区を中心に、観光誘客のための案内看板の設置や、各種メディアを活用したPRを実施しました。
- 本市出身で、漫画「北斗の拳」原作者の武論尊氏を始めとする関係者の協力の下、「佐久市」×「北斗の拳」のコラボレーションによる観光PRを行っています。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により打撃を受けた地域経済の活性化に向け、「がんばろう佐久！トラベル応援券」による宿泊客誘客と市内での消費喚起や、「『佐久産品』応援キャンペーン」による地元産品のPRを行いました。

現状と課題

- 本市の観光客は、日帰り観光が多くを占め、滞在時間が短く、観光消費額も低い傾向にあるため、宿泊や観光消費の拡大につながる体験型・着地型観光*を進める必要があります。
- 本市の歴史・文化・景観・自然などの多様な地域資源を観光資源として十分に活用するとともに、新たな観光資源となり得る地域資源の発掘・活用を官民連携により進める必要があります。
- 社会経済情勢やニーズの変化など、時代に即した魅力ある観光誘客イベントの開催に向け、適切な見直しを図っていく必要があります。
- 観光情報の入手方法が多様化していることから、様々な情報配信ツールを活用し、本市を選んでもらうための情報発信力を強化する必要があります。
- 地域の強みである充実した高速交通網を生かし、近隣市町村と連携した広域観光ルートの創出により、特徴ある観光エリアとしての魅力の向上を図る必要があります。

* ファムトリップ：旅行商品、旅行情報として取り上げるよう働きかけるため、ターゲットとする国の旅行事業者、ブロガー、メディアなどを地域に招待して観光情報を提供するツアー

* 体験型・着地型観光：観光地が、地元ならではのプログラムを企画し、旅行者が体験できる観光

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、国内旅行やマイクロツーリズム*、インバウンドなどの需要の先行きが不透明な中、感染症収束後の観光ニーズに対応するための受入態勢の整備を進める必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 魅力ある観光地づくり

- 佐久バルーンフェスティバルを始めとする各種イベントについて、より誘客性の高いイベントとなるよう、精査・見直しを図るとともに、地域が主体となったイベント運営を促進します。
- 多様な観光コンテンツを磨き上げ、それらを複合的に活用することにより、リピーター数や滞在時間の増加につながる体験型・着地型観光を推進します。
- 地域の強みである充実した高速交通網を生かし、ヘルシーテラス佐久南や平尾温泉みはらしの湯など、既存施設の機能の充実を図り、さらなる観光客の誘致を進めます。
- 国内外の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、インバウンドの再開に備えた体制づくりを進めます。

(2) 観光基盤の整備

- 本市を訪れる観光客が安心・快適に観光できるよう、観光施設の適切な運営と計画的な整備を進めます。

○ ワークーション*など、時代に即した新たな観光ニーズに対応するため、観光地マーケティングに基づき、観光基盤の整備を図ります。

○ 外国人、高齢者、小さな子ども連れや障がい者などの多様化するニーズに対応し、誰もが快適に滞在できる環境の整備を推進します。

○ 地域における観光の担い手の発掘・育成を始め、地域おこし協力隊や関係人口を活用した担い手の確保など、様々な面から観光地域づくりを担う人材の発掘・誘致・育成の強化を図ります。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光ニーズの変化に合わせ、時代に即した観光協会の在り方について見直しを図るとともに、安心・安全に観光できる体制整備を進めます。

(3) 観光情報の発信

- ビッグデータの分析により誘客ターゲットの明確化を図るとともに、コンテンツの分析や有効なプロモーション手法などを検討します。
- 様々な情報配信ツールを効果的に活用し、ターゲットやコンテンツに合わせた鮮度の高い見栄えある観光情報の発信に努めます。

*マイクロツーリズム：近隣地域内での観光

*ワークーション：「ワーク(work)」と「バケーション(vacation)」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇を取る過ごし方

- 効果的な誘客を図るため、年度ごとにターゲットエリアを選定し、旅行者に届くプロモーション活動を推進します。
- 市外在住の地元出身者や企業との連携、「北斗の拳」など本市ゆかりの漫画の観光資源としての活用などにより、効果的な観光PRを推進します。
- テレビ番組やCM、映画など、ロケーション撮影の誘致により、フィルムツーリズム*による観光振興を図ります。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- 近隣市町村、姉妹都市や交流都市などとの連携により、観光誘客の仕掛けづくりやPR、海外からの誘客などに努めます。
- 農林水産業や商工業を始め、多様な主体間の連携が図られる体制を整備し、地域が主体となった観光地域づくりを推進します。

* フィルムツーリズム：映画やテレビ番組などの舞台となったロケ地や、原作の舞台をめぐる旅

第4節 力強いものづくり産業の振興

工業

前期基本計画の主な取組

- 一般社団法人佐久産業支援センター（S O I C）と連携して、市内企業の開発力の強化や人材の育成など、既存産業の経営基盤の強化の取組を支援しています。
- 佐久市ものづくり支援事業補助金を始め、一般社団法人佐久産業支援センター（S O I C）を通じたプレメディカルケア*産業開発プロジェクトなど、産学官連携による新製品開発を支援しています。
- 一般社団法人佐久産業支援センター（S O I C）を通じた産業育成事業において、ヘルスケア製品などの開発に向けた講習・ワークショップを実施するとともに、市内企業の海外への新規販路開拓を支援しています。
- 高速交通網の要衝にある本市の立地条件を生かし、中部横断自動車道佐久臼田インターチェンジに隣接する佐久臼田インター工業団地を整備し、全区画について進出企業が決定しました。
- 社会経済情勢の変化により働き方の多様化が進んでいることから、佐久情報センターを改修して整備したワークテラス佐久などのテレワーク施設*や、サテライトオフィスの設置補助など、新たな働き方に対応するための支援を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑

制に資する新製品の試作開発費や、デジタル化に対応するためのITツール導入費などに対して支援しました。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症や働き方改革など社会経済情勢の変化に伴い、多様な人材の活躍を重視した柔軟な働き方・基盤づくりなど、時代に即した経営基盤の確立が求められることから、さらに先を見据えた支援を推進する必要があります。
- 地域の特徴を生かした健康長寿産業などについて、販売実績が少ないとや、製品開発・販路拡大において国内外の市場ニーズの分析・検証などが十分でないことから、段階に応じた伴走支援を行う必要があります。
- 市内工業団地に空き用地がなくなったことから、新たな工業用地を整備していく必要があります。
- 地域産業がグローバル市場に対応できるよう、一般社団法人佐久産業支援センター（S O I C）を中心とした産学官連携により、技術革新、環境対策や健康経営などに係る取組について支援し、地域産業を育む必要があります。
- 社会情勢の変化や働き方改革の促進により、テレワークなど多様な働き方が普及していることから、中小企業の従業員の人材育成や、首都圏人材の活用などによる課題解決を目的とした適切な支援を行う必要があります。

* プレメディカルケア:病気にならないようにするための予防、健康で自分らしく暮らせるための仕組み

* テレワーク施設:情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟に働ける場所

後期基本計画の主な取組

(1) 工業経営基盤の確立

- 市内の経済・雇用を支えるものづくり企業を支援するため、経営安定化に向けた各種補助金制度の活用や、健康経営の導入などを促進します。
- 健康長寿などの地域の特徴を生かしたヘルスケア関連産業などについて、新製品の開発などによる工業振興を図るため、製品の試作開発から市場ニーズの分析、商品化、販売促進まで、産学官連携による継続的な伴走支援を実施します。
- 受注機会の創出・拡大や新たな優秀人材の確保を図るため、市内企業の突出した技術や健康経営に資する取組などを情報発信するブランディング戦略に対して支援を実施します。

(2) 工業生産基盤の整備と活用

- 本市の優れた立地条件などを生かし、企業ニーズに応えることができる工業団地の整備を推進します。
- 世界市場で通用する製品や技術、サービスを地域産業として育むため、インダストリー4.0 *とその後の技術革新に対応した生産基盤整備を支援します。

(3) 企業誘致の推進

- オフィスや工場などの立地先として多くの企業に選ばれるよう、太平洋圏と日本海圏の交通結節点としての優位性や、市内に活断層が發

見されていないことなどの災害リスクの低さなどの発信に努めます。

- 佐久市産業立地応援プランなど各種制度の運用により、市内に新たに進出する企業及び既存誘致企業の事業拡大や設備投資を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による都市部からのオフィス移転などの潮流を捉え、ワークテラス佐久の運営やサテライトオフィスの整備に対する支援などを通じ、企業・個人事業主の誘致を推進します。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- 地域の特徴を生かしたヘルスケア関連などの医療関連産業と、農業や観光などの地場産業との連携を支援することで、新たな製品・サービスの開発を促進します。

(5) ものづくり人材の育成

- 関係機関などとの連携により、地域企業のリクルーティングや採用後の人材育成に係る支援を図ります。
- 高度な技術・能力を備えた人材の育成を促進するため、佐久高等職業訓練校の安定的な運営を支援します。
- テレワークや副業など、時代に即した多様な働き方の実現を支援することで、専門性の高い技術・能力を備えた外部人材の誘致を進めます。

* インダストリー4.0: 第4次産業革命の意味合いで、スマート工場を中心として、複数の工場がリアルタイム連携し、エコシステムを構築するといった「工場をつなぐ」スマートファクトリーの考え方(第1次は水力・蒸気機関の活用による機械化、第2次は石油・電力の活用による大量生産化、第3次はIT技術の活用による産業革命)

第5節 地域を支える安定した雇用の確保

就労・雇用

前期基本計画の主な取組

- 佐久公共職業安定所や県などの関係機関と連携し、地方版ハローワーク「さくさくワーク」の取組をさらに充実することにより、市内企業の求人と、移住予定者も含む市内の求職者とのマッチングを実施し、適切な雇用を実現しています。
- 佐久高等職業訓練校の安定的な運営に対する支援を行うとともに、佐久技術専門校と連携し、地域における人材の育成を図っています。
- インターンシップに際し、企業、学生など、双方へ補助金を設定するとともに、就職支援員から企業側に対し学生などの受入れを働きかけ、利用の促進を図っています。
- 佐久公共職業安定所、県や公益社団法人佐久シルバー人材センターなどの関係機関や団体と連携し、障がい者や高齢者の雇用を促進しています。
- 県と連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、啓発活動を行っています。
- 勤労者の福祉の充実を図るため、佐久勤労者互助会への加入を促進して福利厚生事業を進めています。

- 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響に対し、佐久公共職業安定所や県などの関係機関と連携し、倒産企業における離職者に向けた就職面接会を開催するなどの支援を行っています。

現状と課題

- 安定した雇用の確保の実現のため、さくさくワークにおける企業や求職者に寄り添った支援を行う必要があります。
- 地域外の人材が地元企業への就職を考えるに当たり、インターンシップは貴重な機会であることから、インターンシップ実習生支援事業がさらに活用されるよう制度を見直すとともに、周知を図る必要があります。
- 就労機会の提供については、職業安定協会、市や県などにおいて、類似の取組がなされているため、より効率的・効果的な実施方法について、職業安定協会の在り方を含め体制を見直していく必要があります。
- 市内企業などの人材確保のため、全国の求職者が気軽に市内の企業情報の収集を可能とする仕組みを構築する必要があります。
- 関係機関や企業と連携し、女性、高齢者、障がい者や外国人などの雇用機会の充実、雇用における処遇や労働条件の向上、技術・知識を十分に発揮できる就労体制の整備を促進する必要があります。

- 豊かな暮らしを実現するため、仕事と育児などの生活を両立できる労働環境の整備を進めていく必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 雇用機会の確保と人材育成

- 企業誘致やU・I・Jターン施策などの推進により、雇用機会の確保を図ります。
- 佐久公共職業安定所などの関係機関や地元企業、近隣の大学・専門学校などと連携し、相互の情報収集・提供に努めるとともに、さくさくワークにおいて、市民や移住希望者からの相談に応じ、市内企業とのマッチングを支援します。
- 佐久高等職業訓練校などと連携し、専門的な技術・技能を備えた人材の育成を支援します。

(2) 就労機会の確保

- 企業の人材確保のための手段が多様化し、インターンシップなどからの採用も一般的になりつつあることから、時代に即した手法について企業側へ情報提供するとともに、必要な支援策について検討します。
- 関係機関との連携を図る中で、企業と求職者の対面によるマッチングの機会として就職ガイダンスなどを開催するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止策としてオンラインによる採用活動を促進し、求人情報の積極的な収集・提供に努めます。

- 市内企業などの人材確保のため、全国の求職者が気軽に市内の企業情報の収集を可能とするウェブサイトなど、インターネットを活用した取組を推進します。

(3) 多様な担い手の就業の創出

- 関係機関との連携を図り、女性、高齢者、障がい者や外国人などの雇用の促進を図ります。
- 新興感染症の感染拡大などの社会情勢の変化に対応可能な労働環境や、時代に即した新たな働き方などの実現を促進するため、テレワークなど時代に即した新しい働き方に係る支援を実施します。

(4) 働きやすい環境づくり

- 仕事と育児などの生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの整った労働環境の整備を促進するため、情報提供を図るとともに、協力的な企業に対するインセンティブなどを検討します。
- 勤労者の福祉向上を図るため、佐久市勤労者互助会への加入を促進するとともに、ニーズに応じた勤労者福利厚生事業を推進します。

第4章

豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり

第1節

生涯にわたる健康づくりの推進

第2節

地域で支え合う社会福祉の充実

第3節

安心できる出産、子育て環境の整備

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進

前期基本計画の主な取組

- 保健補導員*を養成するとともに、保健補導員による地区自主活動に対し支援を行っています。
- 食生活改善推進員*を養成するとともに、推進員による伝達講習会や地域での食育活動に対し支援を行っています。
- 市民の健康に対する意識の高揚を図るため、健康に関する講演会、ピン・ピン講座*やぴんころステーション*などを実施しています。
- ライフステージに応じた歯や口腔のケアを図るため、お口の相談日、2歳児歯っぴ一教室や在宅要介護者等訪問歯科検診などを実施するとともに、令和2年7月から、事業の内容を紹介する動画配信を行っています。
- 妊婦歯科健診を受診しやすい環境づくりを進めるため、平成31年4月から、集団健診での実施から市内歯科医院における個別健診へ移行しました。
- 学校、市内飲食店や食生活改善推進協議会などと連携し、ぴんころ食の普及や食育教室などを実施しています。

現状と課題

- 保健補導員、食生活改善推進員や会員活動の参加者の固定化や高齢化が進んでいることから、対応を図る必要があります。
- 生活習慣病は、その多くが食生活、運動不足、喫煙や飲酒など生活習慣の積み重ねが発症の起因となっていることから、市民の生活習慣を改善する必要があります。
- 健康的な生活習慣の形成や改善における課題は、ライフステージごとに異なるため、乳幼児期から高齢期に至るまで、それぞれの年代の特徴や課題に応じた健康づくりを進める必要があります。
- むし歯や歯周疾患は、糖尿病、早産・低体重児出産、肥満や血管の動脈硬化など全身疾患と深い関わりがあることから、幼少期から歯と口腔の健康づくりに取り組む必要があります。
- ライフスタイルの変化に伴う栄養の偏り、朝食の欠食や食文化に対する関心の低下などが問題視されていることから、食に関する正しい知識の普及に努めるとともに、食への関心の向上や地域や家庭での食文化の継承に取り組む必要があります。

***保健補導員**: 区長の推薦を受け市長により委嘱され、市民の健康生活推進のための保健事業について理解を深め、研修会などで学んだことを家族や地域へと普及する地域の健康づくりの担い手となる者

***食生活改善推進員**: 生活習慣病の予防や食育の推進のため、地域での普及活動を推進する者

***ピン・ピン講座**: 年間4回、市内各地区で開催される運動講座

***ぴんころステーション**: 健康相談、栄養相談、ぴんころ食(健康長寿者の食生活の知恵を参考に長野県栄養士会佐久支部とともに作った料理)の紹介、調理実習など、公民館活動や保健補導員などの地区活動として実施される健康教室

後期基本計画の主な取組

(1) 地域における健康管理の担い手の養成

- 地域における保健活動の主体となるよう、保健補導員や食生活改善推進員の養成を進めるとともに、研修などの充実により、会員の地域における自主活動を促進します。
- 保健補導員が任期終了後も地域において自主活動が継続できるよう、支援します。
- 食生活改善推進員や保健補導員の制度や社会的意義を周知し、市民の関心を高め、健康管理の担い手の確保を図ります。

(2) 健康づくり活動の推進

- ライフステージに応じた健康づくりや生活習慣の改善に向けた啓発活動により、市民の健康や疾病予防に関する正しい知識の習得と健康に対する意識の高揚を図ります。
- 歩行に着目した健康づくりなど、官民連携によるエビデンスに基づく運動プログラムの活用により、市民の主体的な健康づくりを促進します。
- 飲酒や喫煙による健康への影響についての情報提供や啓発を推進します。
- 保健補導員、食生活改善推進員などと連携し、市民の健康づくりを地域ぐるみで支える体制づくりを進めます。

- むし歯と歯周疾患の予防のため、ライフステージに応じた歯科検診や歯・口腔に関する正しい知識の普及を推進します。

(3) 食育の推進

- 健康的な食習慣の重要性を啓発するとともに、地場産品を活用したレシピの開発など農業分野との連携や、給食による食育など保育分野・教育分野との連携の強化を図ります。

保健活動

前期基本計画の主な取組

- 将来にわたり健康長寿であり続けるため、市民の生活習慣改善に向けた「新しい保健」の取組を推進しています。
- 健（検）診の受診率向上のため、基本7項目の健診受診に係る自己負担金を令和2年度から無料とし、費用負担を軽減したほか、佐久商工会議所や学校などでの受診勧奨を行っています。
- アジアを始めとする諸外国の保健・医療の充実と、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ*の実現による国際貢献に向け、地域の特徴である健康長寿を支える多様な技術やノウハウの発信を進めています。
- 感染症に対する知識の普及や「新しい生活様式」を始めとする予防意識の啓発を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の体制整備に当たり、令和3年3月に立科町と新型コロナワクチン接種の共同実施に関する協定を締結し、共同接種を進めています。
- 心といのちの相談に対応するため、電話相談窓口「心のほっとライン・佐久*」の設置や、市民、民生児童委員などを対象にゲートキーパー*の養成に取り組んでいます。

- 精神障がい者への支援として、家庭訪問や電話相談などに取り組むとともに、居場所づくりや社会復帰訓練の場としてデイケアや音楽療法を実施しています。

現状と課題

- 健康的な生活習慣の形成や改善に向けた課題は年代ごとに異なるため、ライフステージに合った取組を進める必要があります。
- 本市における死因別死亡割合は、生活習慣病が大きな割合を占めることから、疾病の早期発見・早期治療のため、健（検）診の受診率の向上を図る必要があります。
- 糖尿病や動脈硬化症を始めとする生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、放置すると重篤な合併症を発症することもあることから、重症化予防の取組の強化を図る必要があります。
- 高齢化の進行により、加齢に伴う身体・認知機能の低下や複数の慢性疾患など多様な課題を抱える高齢者の増加が懸念されることから、保健事業と介護予防を一体的に実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の脅威から市民の健康と命を守るために、感染防止対策を推進する必要があります。

* ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ: 全ての人が適切な予防、治療、リハビリなどの保健・医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態

* 心のほっとライン・佐久: 心といのちの相談に対応するための専用の電話相談窓口

* ゲートキーパー: 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる者

- こころの病気の原因・動機は多岐にわたっていることから、経済や労働、教育を始めとする日々の生活に関わる多様な分野の関係機関との連携を強化する必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 保健活動の充実

- 市民の生活習慣の改善に向けた「新しい保健」の取組を一層推進します。
- 疾病の早期発見のため、医療機関と連携し、健（検）診の必要性について普及啓発を図るとともに、受診しやすい環境づくりに努めます。
- 健診結果などのデータを活用し、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを適切に組み合わせた効率的・効果的な保健事業を推進します。
- 高齢者の健康寿命の延伸と自立した生活のため、生活習慣病の疾病予防・重症化予防やフレイル（虚弱）予防*など、保健事業と介護予防を一体化させた取組を推進します。
- アジアを始めとする世界の保健・医療の進展に貢献するため、地域の特徴である健康長寿を生かした保健・医療分野での海外からの視察研修の受け入れや海外展開などを推進します。

(2) 感染症予防対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザを始めとする新興感染症に対し、関係機関との連携により、感染症の発生状況の情報発信や検査体制・ワクチン接種体制の整備などにおいて迅速な対応が図れるよう、健康危機管理体制の確立を推進します。
- 感染症の罹患などを理由として、感染者やその家族、医療従事者、特定の地域に関する人の人権が損なわれないよう、感染症に関する正しい知識の普及に努めます。
- 新しい生活様式の実践などの感染予防対策について、様々な情報配信ツールによる普及を進めます。
- 感染症の予防や感染拡大防止のため、予防接種の実施や任意予防接種への費用助成を進めます。

(3) こころの健康づくり

- ゲートキーパーの育成を進めるとともに、関係機関と連携し、こころの病気に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。
- 精神障がい者とその家族が地域で安心して生活できるよう、生活相談などの支援に努めます。

*フレイル（虚弱）予防：筋力低下、低栄養などによる心身機能の低下予防

医療

前期基本計画の主な取組

- 休日・祝日などにおける地域医療体制の充実のため、休日小児科急病診療センター、在宅当番医や休日救急歯科診療所を開設しています。
- 平成 29 年 4 月に完成した佐久総合病院本院の改築に対する財政支援を行いました。
- 過疎地域における医療供給の安定化のため、川西赤十字病院への財政支援や出張診療所の設置を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、地域医療を維持・確保するため、県や関係機関などと連携した対応を継続的に行ってています。
- まちづくり講座において、かかりつけ医を持つことの重要性に関する講座を実施しています。
- 浅間総合病院では、令和 2 年 4 月から循環器内科診療を、同年 8 月から脳神経外科診療をそれぞれ再開しました。
- 予防医療・救急医療の充実のため、浅間総合病院南棟の改修により、健康診断とリハビリテーション機能を拡充するとともに、血管造影装置などを整備しました。

現状と課題

- 高齢化の進行により医療ニーズが増加傾向にある中、安心して医療を受けることができるよう、「病院完結型」から、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療体制*の構築を進める必要があります。
- コンビニ受診*の増加は、重症患者への対応が困難になり、救急医療体制の崩壊にもつながるおそれがあることから、症状に応じた医療機関への適切な受診を促進する必要があります。
- 浅間総合病院は、地域の中核病院のひとつとして質の高い医療を持続的・安定的に提供していくとともに、経営の健全化に努める必要があります。

*「地域完結型」の医療体制:医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体で必要な医療を提供する体制

*コンビニ受診:一般的に外来診療をやっていない休日や夜間に、緊急性のない軽症患者が病院の救急外来を自己都合で受診する行為

後期基本計画の主な取組

(1) 地域医療体制の充実

- 佐久医師会や佐久歯科医師会と連携し、休日などの救急患者に対する適切な医療体制の確保を進めます。
- 「地域完結型」の医療提供体制を確立するため、地域の病院と医療機関との相互の役割分担と連携強化を促進します。
- 過疎地域において安定した医療提供を図るため、公的病院への支援や、無医地区などへの出張診療所の運営を図ります。
- かかりつけ医を持つことなど医療機関のかかり方や適切な救急利用について普及や啓発を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の発生時においても市民が安心・安全に医療機関に受診することができるよう、県や関係機関と連携し、迅速な情報収集と適切な情報提供に努めます。

(2) 浅間総合病院の充実

- 医師や看護師不足などによる医療サービスの低下を防ぐため、医療従事者の確保・定着に努めます。
- 地域に必要な医療を継続して安定的に提供するため、経営の健全化を推進します。

○ 良質な医療を提供するため、地域や時代の要請に対応した医療機器や施設の計画的な更新を進めます。

○ 令和6年3月末で廃止予定である介護療養病床の介護医療院への転換を推進します。

医療保険・国民年金

前期基本計画の主な取組

- 国民健康保険の制度改正により、平成30年4月から、県と市町村が一体的に国民健康保険を運営しています。
- 国民健康保険税の収納率向上のため、口座振替やコンビニ納付などの利便性の高い納付方法の勧奨、専任徴収員による納め忘れへの対応、未納者との早期折衝に取り組んでいます。
- 医療費縮減のため、健診データやレセプトの分析結果などに基づき、生活習慣病重症化ハイリスク者に対する保健指導を行っています。
- 特定健診受診率の向上を図るため、令和2年度から、特定健診受診に係る自己負担金の無料化を行っています。
- 後期高齢者医療保険料の収納率向上のため、保険者である長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、口座振替、コンビニ納付などの利用促進や、早期の個別訪問を行っています。
- 日本年金機構と連携し、制度の周知や各種年金申請に対する支援を行っています。

現状と課題

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度や国民年金制度は、被保険者の高齢化、医療の高度化による1人当たりの医療費の増加、低所得者層の増加により、財政基盤の脆弱性が高まっていることから、制度の安定化に向けた取組を進めていく必要があります。

後期基本計画の主な取組

- (1) **国民健康保険の健全運営**
 - 国民健康保険税の適正賦課や納税相談・納付指導による収納率の向上により、財源の確保に努めます。
 - 医療費の抑制・適正化のため、特定健診受診率と特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、ジェネリック医薬品の利用促進、レセプト点検の強化や重複・頻回受診者への受診指導を推進します。
 - 国民皆保険の堅持のため、絶えず行われる国の医療保険制度改革の動向を注視し、状況の変化に応じて的確な対応を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の

適切かつ円滑な運営

- 長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知や保険料の収納率向上に努めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸と医療費の抑制に努めます。

(3) 国民年金事務の適正な処理

- 日本年金機構と連携し、制度の周知や加入促進に努めるとともに、複雑な年金制度についての身近な市民の窓口として、相談業務の充実を図ります。

第2節 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉

前期基本計画の主な取組

- 全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を目指し、平成30年3月に第三次佐久市地域福祉計画を策定しました。
- 令和2年4月から、複合的な課題を抱える市民の相談窓口となる市民生活相談窓口を設置しています。
- 社会福祉協議会と連携し、児童生徒を対象に、障がい者による講話や車いす体験を始めとした福祉体験教室などを開催しています。
- 区長会や民生児童委員協議会と連携し、市内全行政区で災害時住民支え合いマップを作成しています。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成、活動しやすい環境づくりや組織強化のための支援を行っています。
- 公共施設などを所管する関係機関と情報共有を図り、施設のバリアフリー化や多目的トイレへのユニバーサルシートの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した取組を進めています。
- 再犯防止の一翼を担う保護司会や更生保護女性会の活動に対する支援を行っています。

現状と課題

- 令和元年東日本台風を契機として地域福祉の重要性が一層高まっていることから、地域における助け合いの機能の強化を図る必要があります。
- 地域共生社会^{*}の実現に向け、多様な主体による支え合い活動を推進していく必要があります。
- 地域福祉の推進には、市民の福祉意識の醸成が重要であることから、全ての市民への啓発活動のほか、特に次世代の地域福祉の担い手となる子どもたちに対し、福祉の心の育成を図る必要があります。
- 公共施設の整備などにおいて、ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての人々が暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。
- 犯罪や非行をした人たちが、社会の一員として復帰し、再出発できるよう、更生について理解を深め、誰もがやり直し、活躍できる地域づくりを推進していく必要があります。

* 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が自発的に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて一体的につながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域とともに創っていく社会

後期基本計画の主な取組

(1) 地域福祉の推進

- 地域における助け合いが行われるよう、社会福祉協議会などと連携し、福祉やボランティアに関する啓発活動を行い、市民の地域福祉に関する意識の醸成を図ります。
- 子どもの頃から福祉に対する理解を深めるため、福祉学習の充実を図ります。
- 社会福祉協議会などと連携し、地域福祉活動の担い手となる人材や団体の発掘・育成に努めます。
- 地域での見守りや身近な相談支援体制の充実を図るため、民生児童委員や社会福祉協議会などの活動を支援します。
- 複合的な課題を抱える市民の自立の促進を図るため、保健・医療・福祉・介護などの多分野・多職種にわたる関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を進めます。

(2) ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会と連携し、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できるよう、ボランティアに関する情報提供や参加機会の充実に努めるとともに、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの発掘や育成、活動に関する相談支援などに努めます。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

- 誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、行政や事業者などがそれぞれユニバーサルデザインに配慮した取組を進めます。

(4) 再犯防止の推進

- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を促進するとともに、更生を支えるため、保護司会などの関係機関と連携し、必要な支援につなげる体制づくりを進めます。

介護・高齢者福祉

前期基本計画の主な取組

- 高齢者人口の増加に対応するため、日常生活圏域を5圏域から6圏域へ再編し、平成31年4月に佐久平・浅間地域包括支援センター*を新設しました。
- 地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが連携し、介護予防ケアマネジメント*など包括的支援を進めています。
- 認知症カフェ*の設立に対する支援を行っています。
- 介護予防を推進するため、運動教室、栄養相談や訪問指導に取り組んでいます。
- 高齢者の生きがいづくりを進めるため、創鍊の森 市民大学・大学院を開催するとともに、シニアクラブの活動やシルバー人材センターの運営などに対する支援を行っています。
- 住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、介護保険事業計画に基づき必要な施設整備に対する支援を行っています。
- 介護人材の確保・育成とアジアを中心とする諸外国の福祉・介護の充実への貢献を図るため、令和元年度から、外国人介護人材の受入れと地域包括ケアシステムの海外輸出に向けた取組を行っています。

- さく成年後見支援センター*や地域包括支援センターと連携し、成年後見制度*の周知を行うほか、身寄りがないなどの理由で制度の利用が困難な者に対し、制度の利用支援を行っています。

現状と課題

- 高齢者人口の増加により、介護ニーズは多様化・複雑化し、個別分野のみでの対応では困難となっていることから、ニーズに応じたサービスを切れ目なく提供できる体制づくりを進める必要があります。
- 核家族化の進行や家族観の変化などにより、ひとり暮らし高齢者などが増加し、外出支援や見守り支援といった日常生活に対する支援ニーズが高まっていることから、対応を図る必要があります。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症を発症する高齢者の増加が予想されることから、認知症になっても安心・安全に暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族を支援する体制づくりや取組を進める必要があります。
- 高齢者が生涯現役で社会的役割の担い手であり続けるため、一人ひとりの健康寿命の延伸を図るとともに、生きがいづくりを通じて地域の活力を支える担い手として活躍できる環境づくりを進める必要があります。

***地域包括支援センター**:高齢者に関して総合的な窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの支援などをを行う中核機関

***介護予防ケアマネジメント**:高齢者が要介護状態になることや、要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐため、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるようにするための支援

***認知症カフェ**:認知症の人やその家族、地域住民など誰もが、気軽に参加し集まる活動拠点

***さく成年後見支援センター**:認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利擁護支援を図るため、成年後見制度に関する利用相談や普及啓発を行う機関

***成年後見制度**:判断能力が十分でない者が法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所が選んだ援助者が財産と生活を守る制度

- 要支援・要介護認定者数が増加傾向にある一方、介護サービスを支える人材の確保が困難な状況であることから、高まる介護ニーズに対応できる体制づくりを進める必要があります。
- 高齢者本人の意思や尊厳が尊重されるよう、環境づくりを進める必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センターの機能充実に努めるとともに、多職種連携の強化を図ります。
- 在宅で生活しながら医療的ケアや介護を必要とする高齢者を支援するため、医療と介護の連携強化を図ります。
- 地域の実情に応じて地域住民や関係団体など様々な主体が参画し、地域で支え合う体制の整備を進めます。

(2) 高齢者支援サービスの推進

- 在宅生活を希望する高齢者が可能な限り在宅で暮らすことができるよう、緊急通報システムの運用、見守り支援や家庭ごみなどの収集支援などの実施により、高齢者の安否確認や生活支援を進めます。
- 認知症の正しい知識の普及や認知症サポーター*の養成を推進するとともに、認知症の早期発見や対応についての相談、地域での見守り体制づくりなど、本人とその家族への支援を進めます。
- 高齢者の自立した生活と健康寿命の延伸のため、フレイル（虚弱）予防や生活習慣病の疾患予防・重症化予防など、保健事業と介護予防を一体化させた取組を推進します。
- 学習・文化・スポーツや地域活動、就労を通して、地域社会に積極的に参加できる機会を提供し、生きがいづくりを進めます。

(3) 介護保険の適正な運営と介護基盤の整備

- 真に介護を必要とする人に必要な介護サービスを提供できるよう、介護保険制度の適正かつ安定的な運営に努めます。
- 円滑に介護サービスを利用できるよう、介護保険制度に関する情報発信を強化するとともに、各種イベントや講座などを通して制度の普及を進めます。
- 現在のサービス提供状況や要介護認定者数の推移などを踏まえ、今後の施設サービスの需要予測を行い、計画的な整備誘導に努めます。
- 介護職の魅力発信による人材の定着支援や、外国人人材の受入れによる新たな担い手づくりなどにより、高齢者を支える介護人材の確保・育成を図ります。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を守る取組を推進します。

* 認知症サポーター：認知症を理解し、認知症の人やその家族を地域で見守る者

障がい者福祉

前期基本計画の主な取組

- 障がい福祉サービス事業所、佐久広域連合障害者相談支援センターや相談支援専門員などと連携し、必要なサービスの提供と相談支援を行っています。
- 発達に課題がある児童の早期発見や家族支援のため、元気っ子クラブやはぐくみ相談などの相談支援事業を実施しています。
- 公共施設を有効活用し、就労継続支援B型事業所*である佐久の泉共同作業センターの移転整備を行いました。
- 障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、料理教室や陶芸教室などを行っています。
- 障がい福祉サービス事業所と連携し、個々の状況に応じた就労支援事業を行っています。
- 手話の普及や障がい者への理解を促進するため、平成29年12月に佐久市手話言語条例を制定するとともに、手話に関する講演会や研修を行っています。

現状と課題

- 障がい者手帳所持者や障がい福祉サービスの利用希望者が増加していること、障がいの多様化・重度化がみられるうことなどから、本人の希望や障がいの特性に応じた適切なサービスを提供していく必要があります。
- 障がい児の健やかな成長のため、早期発見や早期支援かつ適切な支援を進める必要があります。
- 障がい者の地域生活の場の確保のため、必要な施設整備に対し支援を行う必要があります。
- 障がい者の積極的な社会参加を促進するため、障がい者の社会参加の機会の充実を図る必要があります。
- 令和3年3月から、障がい者の法定雇用率が引き上げられ、障がい者の雇用・就労の機会の確保の推進が図られていることから、それらの取組への支援を進める必要があります。
- 障がい者が持てる能力を發揮し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を実現するため、個人や社会の障がいに対する理解を深める必要があります。

*就労継続支援B型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業所

後期基本計画の主な取組

(1) 障がい福祉サービスの充実

- 障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、ニーズに応じたサービスの提供を進めます。
- 適切なサービスを提供する体制づくりを進めるため、基幹相談支援センター*と連携し、地域の相談支援事業者に対し支援を図ります。

(2) 障がい児及び発達に課題がある児童などに対する支援

- 保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関と連携し、発達に課題がある児童の早期発見や児童発達支援など、ライフステージに応じた切れ目ない適切な支援を進めます。
- 発達に課題がある児童に対する正しい理解の普及を図るとともに、親子療育支援を推進します。

(3) 障がい者施設の充実

- 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、グループホームなどの整備を支援します。
- 生活介護事業所・就労継続支援B型事業所である野沢共同作業センターの移転整備を進めます。

(4) 障がい者の社会参加の支援

- 障がい者の自立や社会参加を促進するため、創作活動や地域社会との交流を行う機会の提供・充実に努めます。
- 就労を通して社会参加を促進するため、障がい福祉サービス事業所やハローワークなどの関係機関と連携し、就労支援体制の強化を図ります。
- 民間企業における障がい者雇用に関する理解の促進を図ります。
- 障がい者就労施設からの物品や役務などの優先調達を推進するとともに、地域における販路拡大を支援します。

(5) 障がいへの理解と権利擁護の推進

- 関係機関と連携し、障がいへの理解を促進するとともに、障がい者への適切な配慮や支援が図られるよう、ヘルプマークや災害時支援バンダナなどについて、様々な機会を捉え普及を図ります。
- 関係機関との連携を強化し、障がいを理由とした差別の根絶や虐待防止のための取組を推進します。
- 障がい者の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図ります。

* 基幹相談支援センター：地域における相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業等を実施する施設

ひとり親家庭支援・低所得者福祉

前期基本計画の主な取組

- 子ども特別対策推進員*、母子・父子自立支援員や就業支援員などによるひとり親家庭への相談支援を行っています。
- 佐久地域子ども応援プラットフォーム*において、こどもカフェの推進や学用品のリユースに取り組んでいます。
- 消費税増税や新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭に対し、臨時特別給付金を支給しました。
- 生活就労支援センターや佐久公共職業安定所などと連携し、生活困窮者の経済的・社会的自立に向けた総合的支援を実施しています。
- 平成 30 年度から、家計相談や子どもの学習・生活支援に取り組んでいます。
- ひきこもりの状態にある方への支援の強化を図るため、令和 2 年 4 月から、生活就労支援センターにおいてアウトリーチ型*の支援を行っています。

現状と課題

- 家事と育児の負担が大きいひとり親家庭の不安や負担を軽減し、安心して暮らせるよう支援していく必要があります。
- 子育てと生計維持をひとりで担うひとり親家庭では、家庭での負担が大きいために正規就労が難しく、子どもの貧困につながっているケースもあることから、大きな負担を抱えるひとり親に対し、きめ細やかな就労支援を行う必要があります。
- 社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に陥る原因が多様化していることから、自立に向けた支援の強化を図る必要があります。
- 生活困窮者の相談件数は近年増加傾向にあり、経済、家庭や健康といった複合的な問題を抱えていることから、相談支援体制の充実を図る必要があります。

* 子ども特別対策推進員：子どもの性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭環境での養育問題などについて、家庭相談員、関係機関と連携し、相談対応などの支援を行う者

* 佐久地域子ども応援プラットフォーム：県、市町村、民間団体など、地域と関係機関が一体となって子どもの居場所づくりを推進するための支援組織

* アウトリーチ型：援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない者に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援を行う形態

後期基本計画の主な取組

(1) ひとり親家庭への支援の充実

- 家庭生活における不安の解消と安定を図るため、子ども特別対策推進員、母子・父子自立支援員、就業支援員などによる相談体制や生活支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、関係団体と連携し、食事の提供や学習支援などの取組を促進します。
- 職業訓練や資格取得のための教育訓練、学び直しに係る費用の助成などによる就労支援や、児童扶養手当の支給や生活資金の貸付などによる経済的支援を図ります。

(2) 生活保障・自立支援の充実

- 生活保護法に基づき、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、生活就労支援センターなどと連携し、住居の確保、就労準備や子どもの学習支援など、本人の状況に応じた包括的な自立支援を進めます。
- ひきこもりの状態にある者に対し、相談体制の強化とアウトリーチ型の支援に取り組むとともに、関係機関とのネットワークの形成を図ります。

第3節 安心できる出産、子育て支援環境の整備

少子化対策・母子保健

前期基本計画の主な取組

- 結婚を望む未婚の男女を対象とした出会いと交流の機会を創出するイベントを開催するとともに、同様の事業を行う団体に対し支援を行っています。
- 早期から不妊・不育症治療を受けることができるよう、不妊治療と不育症に要する保険診療適用外の治療費を一部助成するコウノトリ支援事業*を実施しています。
- 早期適切な受療と経済的負担の軽減のため、妊娠婦に対する医療費助成を行っています。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、母子手帳交付時の個別面談、パパママ教室、妊婦歯科検診やこんにちは赤ちゃん事業などを行っています。
- 乳幼児の健やかな成長発達のため、健康診査やフォロー教室において、愛着形成や栄養に関する健康教育を行っています。
- 産後の母親の身体的不調や育児不安解消のため、平成31年4月からアウトリーチ型、令和3年7月から宿泊型の産後ケア事業をそれぞれ実施しています。

現状と課題

- 未婚化や晩婚化の進行が少子化の進行に大きく影響を与えることから、結婚の希望を実現するための環境づくりを進める必要があります。
- 核家族化の進展、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、妊娠・出産・育児を取り巻く環境が大きく変化していることから、安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠期から母子に寄り添う支援を提供するとともに、精神的・経済的負担の解消などを図る必要があります。

*コウノトリ支援事業:妊娠・出産の希望の実現に向け、不妊治療や不育症治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する保険診療外の費用の一部を助成する事業

後期基本計画の主な取組

(1) 結婚・妊娠の環境整備

- 企業や民間団体と連携し、結婚を希望する未婚の男女に対し、出会いと交流の機会の提供を図ります。
- 妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるよう、母子手帳交付時やパパママ教室などにおいて、各種制度、サービスや支援の普及を図るとともに、保健指導を推進します。
- 安心して不妊治療を受けられる環境づくりのため、不妊治療と不育症に要する保険診療適用外の治療費への一部助成を推進します。
- 妊産婦に対する経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費給付金の支給や妊娠健康診査に要する費用への助成などを推進します。
- 若い世代にライフプランを考えるきっかけづくりのため、中学生から大学生までを対象に、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど妊娠・出産・子育てに関する知識を提供する体験学習や講座の開催を推進します。

(2) 出産・育児の環境整備

- 産後も安心して子育てができる体制を整備するため、家庭でのサポート不足により心身とともに不安定な母子に対し、産後ケアを実施するなど、心身のケアや育児支援の充実を図ります。
- 乳幼児の健やかな成長と発達を支援するため、乳幼児健診や離乳食教室などにおける相談・指導の充実を図ります。
- 乳幼児全戸訪問や乳幼児健診などの機会を捉え、家庭における育児環境の把握に努めるとともに、ハイリスク家庭については早期に必要な支援につなげられるよう、関係機関との連携強化を図ります。
- 子どもの感染症を予防し健やかな育ちを支えるため、適切な時期に予防接種ができるよう、情報提供を図ります。

子育て支援・児童福祉

前期基本計画の主な取組

- 育児相談、児童館の午前中開放、子育てサロン*、つどいの広場*などの子育て支援事業を実施しています。
- 子どもの身近な疾病に対する対処法などを掲載した冊子・アプリケーション「教えて！ドクター」を配布しています。
- チャイルドライン*の運営に対する支援や、利用促進のための周知を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症により生活への影響を受ける子育て世帯に対し、臨時特別給付金を支給しました。
- 子ども未来館の展示物リニューアルを行うとともに、地域の学校との連携によるワークショップなどを実施しています。
- 中込地区における新しい保育所の移転整備を進めています。
- 乳児保育や病児・病後児保育などの保育サービスの提供や、信州やまほいく（信州型自然保育）*といった特徴ある保育を取り組んでいます。
- 平成31年4月に浅科幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しました。

- 全小学校区に児童館を整備し、放課後の児童の居場所を確保するとともに、地域の特徴を生かした運営を行っています。

現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する不安や負担感を感じる家庭の増加が懸念されることから、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを進める必要があります。
- 育児に対し不安感や焦燥感を抱える保護者の孤立化が育児放棄や虐待などの深刻な社会問題となっていることから、対応を図る必要があります。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進んでいることから、様々なニーズに応じた保育サービスを提供する必要があります。
- 施設の老朽化や今後の児童数の変化を考慮し、統合や民間活力の導入を含めた保育所の施設整備を計画的に進める必要があります。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、放課後や休校日における児童の居場所の継続的な確保を図る必要があります。

*子育てサロン：子育て中の保護者などが、子育てに関する相談や情報交換、交流が持てる場

*つどいの広場：就学前の乳幼児とその保護者が、つどい・交流ができる、子育てについて気軽に相談ができる場

*チャイルドライン：いじめや児童虐待など、悩みを持つ子どもからの相談に対し電話カウンセリングを行う活動

*信州やまほいく（信州型自然保育）：保育や幼児教育に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行う信州型自然保育の基本理念に基づき県が自然保育を行う保育園や幼稚園などを認定する制度

後期基本計画の主な取組

(1) 子育て支援サービスの充実

- 子育てサロンやつどいの広場を始めとする育児に関する相談、各種情報提供や、多くの親子が気軽に交流できる場の提供など、子育て家庭に対する育児支援の強化を図ります。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども福祉医療費の給付などを進めます。
- 子育て支援情報サイトなどの様々な情報配信ツールやイベント開催時などの機会を通じて、子育て支援に関する分かりやすい情報提供に努めます。
- 妊娠期から子育て期までの相談にワンストップで対応できる環境を整備するため、専門職による相談対応、子育て世代の遊び・交流・活動支援、児童館などの子育て支援機能を併せ持つ、子育て支援拠点施設の整備を進めます。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体などとの連携の強化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。
- 不安や悩みを抱える子どもの相談支援体制の充実を図るため、チャイルドラインの活動を支援します。
- 子ども未来館の計画的な修繕や設備の更新を進めるとともに、展示内容、各種講座やワーキングショップの充実を図ります。

- 子ども環境形成ガイドライン（仮称）を踏まえた公共施設や公共空間の整備に努めることにより、子どもにとってより良い環境の形成を図ります。

(2) 保育サービスの充実

- 乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育など、子育て家庭のニーズを踏まえた多様な保育サービスの提供を推進します。
- 保育の質の向上を図るため、保育人材の業務負担が軽減されるようＩＣＴの活用を進めるとともに、佐久市保育士修学資金貸与制度の運用など人材確保に向けた取組を推進します。
- 保育の供給量の確保や多様化する保育ニーズへの対応を図るため、私立保育所の施設整備や認定こども園への移行などを支援します。
- 保育所の適正な配置や民間活力の導入を検討するとともに、施設の改築や設備の充実など、公立保育所の整備を進めます。

(3) 児童館の整備と運営

- 児童が安心して遊び、学べる場を提供するため、地域と連携し、特徴ある児童館運営に努めます。
- 児童数の変動や地域のニーズを踏まえ、児童館の適正な配置を検討します。

第5章

快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり

第1節
豊かな自然環境との共生

第2節
良好な地球環境の確保

第3節
快適な生活環境の創出

第1節 豊かな自然環境との共生

環境保全

前期基本計画の主な取組

- 平成30年3月に第二次佐久市環境基本計画を策定し、環境保全に関する各種施策を総合的に推進しています。
- 佐久地域11市町村と東御市で組織する佐久地域流域水循環協議会を設立し、令和3年8月に佐久地域における流域水循環計画を策定しました。
- 定期的な環境保全パトロールや水質、大気などの各種調査を行い、自然環境の実態を把握するとともに、環境保全に対する市民意識の向上や公害防止に努めています。
- 市内の動植物の生息・生育の実態を把握するため、11種の指標生物種を定め、緑の環境調査*を行っています。
- 佐久市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地区内における開発行為の許可などを行っています。
- 特定外来生物（植物）の分布調査により基礎データを取得し、今後の駆除活動や被害拡大防止の方針となる駆除計画を作成しました。

現状と課題

- 本市はもとより我が国を取り巻く社会情勢や環境は日々変化することから、その状況に応じ、第二次佐久市環境基本計画の見直しを適宜行う必要があります。
- 佐久地域における流域水循環計画に基づき、各種計画に流域水循環に関する施策を反映する必要があります。
- 良好的な生活環境を維持するため、水質、大気などの各種調査や定期的な環境保全パトロールを実施し、引き続き環境保全や公害防止活動に取り組む必要があります。
- 良好的な生活環境や自然環境を保全するため、引き続き開発行為を行う者との協働により自然環境の保全に取り組む必要があります。
- 自然環境は、社会経済やライフスタイルの変化に伴い質・量ともに低下しつつあることから、緑の環境調査を始め、国・県などの各種調査も参考しながら、本市の自然環境の状態を継続して把握する必要があります。
- 人の生活や経済活動と自然との関わりを良好に保つため、引き続き生物多様性*に対する意識の高揚を図る必要があります。

* 緑の環境調査：市民に身近な動植物の生息などについて報告してもらうことにより、自然環境の状況を把握する調査

* 生物多様性：たくさんの種類の生き物が複雑に関わり合って存在している状態

後期基本計画の主な取組

(1) 総合的な環境保全施策の推進

- 「安心・安全社会の実現」、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」、「環境保全活動の拡大」の5つを基本目標とした第二次佐久市環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的に推進します。

(2) 環境保全対策の推進

- 健全な水循環を確保し、佐久地域流域における総合的かつ一体的な施策を実施するため、流域水循環計画に基づき、各種計画に流域水循環に関する施策を反映し、施策の推進を図ります。
- 自然環境の保全と公害防止を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁、大気汚染などの調査や監視活動を推進します。
- 良好的な生活環境や自然環境の維持・保全・保護を通じた次世代への自然環境の継承と災害の防止などを図るため、佐久市自然環境保全条例に基づき、自然環境や生活環境に影響を与える開発行為に対し、指導・誘導・監視を実施します。

(3) 生物多様性の保全

- 自然環境の状態を探るとともに、環境保全に対する意識の高揚を図るため、緑の環境調査を継続的に実施し分析を進めます。

- 自然共生社会を築いていくため、自然環境の保全や自然とのふれあいを通じて、生物多様性の保全に対する意識の高揚を図ります。
- 特定外来生物を始め、生物多様性への脅威となっている様々な要因の軽減に向けた取組を推進します。

街並み緑化・公園・景観形成

前期基本計画の主な取組

- 平成 31 年 3 月に緑の基本計画を改定し、緑地の保全と街並みの緑化を推進しています。
- 花苗の支給や地域緑化の講習会を行うなど、住民や団体との協働により、地域の緑化活動を推進しています。
- 地域住民などで組織された団体による自発的な河川の草刈りや清掃などの環境美化活動を支援しています。
- 27 公園において、アダプトシステムを活用し公園の維持管理を行うとともに、アダプトシステムへの参加を促進しています。
- 平成 31 年 3 月に佐久総合運動公園に野球場が完成し、令和 2 年 11 月にはクロスカントリーコースが完成しました。
- 市内の公園の設置状況や利用状況などを踏まえ、一本柳公園の新規整備を進めました。
- 公園施設長寿命化計画や日常点検などの結果を踏まえ、公園施設の計画的な補修・更新を進めています。
- 長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例や景観計画などに基づく規制・誘導により原風景の保全を図るとともに、原風景と調和した新風景の育成を推進しています。

現状と課題

- 人口減少・少子高齢化などの社会情勢や交通網などの整備により都市構造が日々変化していることから、その状況に応じ、緑の基本計画に影響を及ぼす事柄を的確に把握し、見直しを行う必要があります。
- 河川環境美化活動の担い手が不足していることから、活動への参加を促進するとともに、引き続き支援を推進していく必要があります。
- 地域の緑化活動やアダプトシステムへの参加団体が固定化しつつあることから、新たな団体の幅広い参加を促進する必要があります。
- 新規公園の整備完了や既存公園における公園施設長寿命化計画の策定から長期間が経過したことから、公園施設長寿命化計画の策定や見直しを実施する必要があります。
- 美しく豊かな景観を保全・育成するため、広がりのある優れた田園風景や周辺の山並みの眺望などの原風景を引き続き保全するとともに、原風景と道路や市街地などの都市の景観が調和した新風景を育成する必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 緑豊かな街並みの形成

- 緑の基本計画に基づき、地域ごとの住民ニーズを踏まえ、既存の緑の空間を生かしながら、人と自然が共生する多様な緑を育むまちづくりを推進します。
- 沿道などの公共空間を花や緑で彩るために必要な地域活動を支援するとともに、植栽講座の開催などにより緑化の手法を発信し、緑化活動を推進します。
- 適切な河川の維持管理により良好な河川環境の保全を目指し、河川に親しんでもらうよう、地域による自発的な環境美化活動を支援します。
- 地域の緑化活動や幅広い団体のアダプトシステムへの参加を促進するため、定期的な情報提供を図ります。

(2) 快適な暮らしを支える公園の整備

- 安全で快適な公園の利用環境を確保するため、公園施設長寿命化計画の策定や見直しを実施するとともに、同計画に基づく公園施設の計画的な補修・更新や適切な維持管理に努めます。

(3) 美しく豊かな景観の育成

- 長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例や景観計画などに基づく規制・誘導により、原風景の保全を図るとともに、原風景と調和した新風景の育成を推進します。

第2節 良好的な地球環境の確保

地球温暖化対策

前期基本計画の主な取組

- 平成30年3月に佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編、区域施策編）を策定し、市内における二酸化炭素排出量削減目標値を定め、家庭部門、業務部門を中心にさらなる省エネルギー行動を促進しています。
- 市内小学生を対象に「わが家のエコ課長*」を委嘱するとともに、その後のフォローアップとして、自然エネルギーなどについて学ぶ出前講座などを実施しています。
- 国が推進する「COOL CHOICE（賢い選択）*」に賛同し、佐久市COOL CHOICE宣言を行いました。
- 令和2年10月に佐久市気候非常事態宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向けた取組を推進しています。
- 市役所本庁舎と道の駅「ほっとば〜く・浅科」に電気自動車用急速充電器を設置し、環境負荷の少ない交通システムへの転換を推進しています。
- エネルギーの地産地消*の推進や再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電設備、蓄電システムや木質バイオマス熱利用設備の導入に対する支援を行っています。

- 環境負荷の少ない次世代自動車の普及を図るため、電気自動車の購入に対する支援を行っています。
- 家庭における省エネルギー化の普及を図るため、省エネ家電製品の買換えに対する支援を行っています。
- 佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱などにより、再生可能エネルギーの適切な利用を促進するとともに、豊かな自然環境の保全を図っています。
- 平成28年度に木質バイオマス燃料製造設備を市内企業へ導入したことにより、ペレットや木質チップの生産、製造から消費までが地域で循環する体制づくりが進んでいます。
- 佐久市水力発電施設基本計画に基づき、平根発電所のヘッドタンクや電気設備などの改修を行いました。

現状と課題

- 2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、現在の二酸化炭素削減目標値の見直しを行うとともに、二酸化炭素排出量削減のさらなる取組を推進する必要があります。

* **わが家のエコ課長**: 市長により委嘱された小学生で、省エネルギー活動の推進について、家族や友達、地域の人々に対する呼びかけや実践を行い、市民全体へ環境問題への意識の高揚を図る活動推進員

* **COOL CHOICE(賢い選択)**: 省エネ、低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動

* **エネルギーの地産地消**: 地域で生産されたエネルギーをその地域内において消費する取組

- 未来の環境の担い手となる児童生徒などに對して、環境学習の充実を図る必要があります。
- 地球温暖化による様々な影響を「自分のこと」として認識してもらうよう、「COOL CHOICE 運動」への取組を促進するとともに、省エネルギーなどの行動変容に繋がる情報提供を引き続き行う必要があります。
- 二酸化炭素排出量削減の取組として、省エネルギー行動の促進や、太陽光・木質バイオマス・水力などの再生可能エネルギーの積極的かつ適切な導入促進を図る必要があります。
- 地域で生産・製造された木質バイオマスが地域で消費されるよう、ペレットや木質チップの製造から消費までが地域で循環する体制づくりを引き続き進める必要があります。
- 気候変動により、自然災害や健康など様々な場面で影響が現れることから、適切に対応する「適応策」に取り組む必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 脱炭素社会の推進

- 近年の気候変動の状況や国内外の動向を踏まえ、第二次佐久市環境基本計画のうち、「低炭素社会の実現」について、改定を進めます。
- 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、エネルギーの利用効率を高めるなど省エネルギーの一層の推進と、二酸化炭素の排出削減に向けた省エネルギー行動を促進します。

- 学校や家庭、地域にエコ活動の輪を広げ、環境意識の高揚を図るために、市内全小学校 4 学年児童を対象に「わが家のエコ課長」を委嘱するとともに、その後のフォローアップ事業の充実を図ります。
- 国が推進する「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、低炭素型の製品、サービス、脱炭素型のライフスタイルを賢く選択する「COOL CHOICE 運動」への取組を促進します。

(2) 再生可能エネルギー施策の推進

- 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、エネルギーの地産地消のさらなる推進や、太陽光・木質バイオマス・水力などの再生可能エネルギーのさらなる利用促進を図ります。
- 佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱などにより、再生可能エネルギーの適切な導入を促進し、現在及び将来の豊かな自然環境の保全を図ります。

- 木質バイオマスを活用した熱利用機器の導入促進に加え、ペレットや木質チップの生産、製造から消費までが地域で循環する体制づくりを進めます。

(3) 気候変動への「適応策」の推進

- 市民、事業者と連携し、自然災害対策やヒートアイランド対策など、気候変動による影響への「適応策」の取組を推進します。

第3節 快適な生活環境の創出

環境衛生

前期基本計画の主な取組

- 分別方法に関するパンフレットの全戸配布、出前講座や事業所訪問などの実施により、ごみの減量化・資源化についての啓発を行っています。
- ごみの減量化の取組として、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用に対する補助金を交付するとともに、佐久市堆肥製造センターにおいて臼田地区の生ごみを堆肥化しています。
- うな沢第2最終処分場の適切な管理運営を行っています。
- 佐久市・北佐久郡環境施設組合において整備を進めていた佐久平クリーンセンターが、令和2年12月に稼働を開始しました。
- 令和3年3月から、LINEでより簡単にごみの分別・排出方法が確認できるようになります。
- 令和2年7月からのプラスチック製買物袋有料化に併せ、マイバッグ持参やプラスチックの過剰使用抑制について一層の啓発を行っています。
- 佐久警察署などと連携し、市内の主要幹線道路において、ドライバーに対しごみのポイ捨て禁止を呼びかける街頭啓発活動を実施しています。

- 令和元年東日本台風の経験を踏まえ、令和3年3月に佐久市災害廃棄物処理計画を策定しました。

- し尿処理施設は、延命化計画に基づく適正な管理を実施するとともに、包括管理運営業務委託*などによる効率的な運営を行っています。

現状と課題

- 本市の可燃ごみ排出量の削減が進んでいないことから、ごみの減量化・資源化についての啓発強化に引き続き努める必要があります。
- ごみ減量化の推進やごみ処理手数料の徴収を検討するなど、うな沢第2最終処分場の残余容量の確保を図る必要があります。
- ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、佐久警察署や佐久市衛生委員会と連携し、監視、啓発活動を引き続き推進する必要があります。
- ごみ出しやごみの適正な分別が困難な世帯に対する支援策を講じる必要があります。
- し尿処理施設の老朽化が進む中、計画的な修繕や効率的な運営を行っていく必要があります。

***包括管理運営業務委託:**受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託する手法

後期基本計画の主な取組

(1) 廃棄物処理対策の推進

- ごみの減量化を推進するため、分別の徹底、食品ロスの削減、生ごみの水切りや容器包装プラスチック資源化などの啓発を強化します。
- マイバックの持参やプラスチックの過剰使用抑制を促進するとともに、国が推進するプラスチック資源循環戦略の動向を見極め、プラスチックの循環利用を図ります。
- 生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器のさらなる利用促進を図るとともに、佐久市堆肥製造センターにおける臼田地区や学校給食センターなどの生ごみの堆肥化を推進します。
- うな沢第2最終処分場の残余容量の確保と処理施設の適正な維持管理に努めます。
- ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図ります。
- ごみ出しやごみの適正処分に支援が必要な世帯を支援します。

(2) し尿・汚泥対策の促進

- し尿処理施設の延命化計画に基づく適正な管理を実施するとともに、包括管理運営業務委託などによる効率的な運営に努めます。

上水道

前期基本計画の主な取組

- 長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づき、土地取引などを常に把握することにより適切な土地利用について指導・監視を行うため、水資源保全地域*の指定を推進しています。
- 佐久水道企業団や小諸市上水道事業者の徹底した水質管理や監視により、良質で安定した水の供給が図られています。
- 水の日や打ち水などのイベントを通じて、地域共有の貴重な財産である地下水の有限性や貴重さなど水資源に関する意識の向上を図り、節水の必要性などについての啓発を推進しています。
- 市が給水を行う小規模水道(飲料水供給施設*と簡易給水施設*)では、安全で良質な水の安定供給を図るため、定期的な水質検査や施設の点検、修繕を実施しています。

現状と課題

- 地域共有の貴重な財産である地下水等水資源の保全のため、地下水や土地利用の状況の把握に努めるとともに、継続して水資源に関する調査・研究を行う必要があります。
- 水道事業者と連携し、広域的な上水道施策を促進する必要があります。
- 健全な水循環によりもたらされる水資源の貴重さについて、理解や関心を深めるための啓発を引き続き推進する必要があります。

- 良質な水の安定的な供給を続けるため、老朽化した施設の更新や耐震化を図る必要があります。

後期基本計画の主な取組

- (1) **水資源の保全**
 - 土地利用の現況把握や地下水調査など、水源地の保全活動を継続して推進します。
 - 上水道事業者や水源地を保有する市町と連携し、広域的な上水道施策を引き続き促進します。
 - 有限で貴重な地下水等水資源について、周辺自治体や関係機関と連携し、地下水等水資源に関する理解や関心を深めるため、啓発活動を引き続き推進します。

(2) 上水道の整備・管理

- 市が給水を行う小規模水道(飲料水供給施設と簡易給水施設)では、安全で良質な水の安定供給を図るため、定期的な水質検査や施設の点検、修繕を推進します。

***水資源保全地域**:長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づき、県知事が水資源の保全のため必要な区域として指定する地域

***飲料水供給施設**:給水人口が50人以上100人以下である水道

***簡易給水施設**:給水人口がおおむね20人以上49人以下の水道

下水道

前期基本計画の主な取組

- 平成 30 年度に生活排水処理基本計画の見直しを行い、地域の特性などを十分考慮しながら、公共下水道*や合併処理浄化槽などの整備を計画的かつ効率的に推進しています。
- 下水道計画区域外への合併処理浄化槽の設置費用に対する支援を行い、合併処理浄化槽の設置を促進しています。
- 全戸水洗化を推進するため、公共下水道や合併処理浄化槽などの未水洗化世帯を対象とした戸別訪問を実施しています。
- 下水道使用料などの収納率の向上を図るため、民間のノウハウを取り入れるよう、下水道使用料徴収業務を民間委託しています。
- 下水道使用料の納付に係る利便性を高めるため、キャッシュレス決済を導入しました。
- 生活排水処理の効率化や合理化を図るため、第 1 期統廃合計画を策定し、農業集落排水処理施設*、コミュニティ・プラント*の統廃合を実施しています。
- 「北斗の拳」デザインマンホールの設置やマンホールカードの配布により、下水道事業への理解の促進と交流人口・関係人口の創出に努めています。

○ 令和元年東日本台風により下水道施設が被災したことを受け、災害時における必要な下水道機能を確保するため、佐久市下水道事業業務継続計画（下水道 B C P）の見直しを行いました。

○ 水害による被災リスクの高い下水道施設の耐水化を進めるため、令和 3 年 7 月に佐久市公共下水道耐水化計画を策定しました。

現状と課題

- 進行する人口減少を踏まえ、施設の老朽化や効率化対策として処理施設の統廃合を進める必要があります。
- 全戸水洗化を推進するため、下水道計画区域外への合併処理浄化槽の設置に対する制度の周知や費用の支援を引き続き行う必要があります。
- 公共下水道への接続が不可能な世帯や箇所については、下水道計画区域から除外を行うなど事業計画の見直しを検討する必要があります。
- 公共用水域の水質保全を図るため、未処理放流の生活排水処理施設への接続率向上を図る必要があります。
- 生活排水処理の効率化・合理化を図るため、第 2 期統廃合計画を策定し、処理施設の効率的な再配置と統廃合を引き続き行う必要があります。

***公共下水道**: 処理人口がおおむね 1,000 人未満で、水質保全上、特に必要な地区において行われる「特定環境保全公共下水道」を含む公共下水道

***農業集落排水処理施設**: 農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理システム

***コミュニティ・プラント**: 廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設

後期基本計画の主な取組

(1) 水洗化の促進

- 快適で豊かな水環境の創出による環境衛生の向上のため、生活排水処理基本計画に基づき、生活排水処理の現状を整理し、公共下水道などへの接続率向上に努めます。
- 全戸水洗化を推進するため、佐久市浄化槽協会などと連携し、下水道計画区域外の未水洗化世帯への合併処理浄化槽の設置を支援します。
- 物理的な条件や費用対効果などで下水道接続が不可能な地域の検証を行い、下水道計画区域の見直しを進めます。

(2) 下水道の健全経営の推進

- 下水道使用料の収納率向上を図るため、徴収業務を受託する民間事業者の料金徴収に関する手法などの活用や、上水道関係機関との連携強化を図ります。
- 生活排水処理の効率化や合理化を図るため、第2期統廃合計画を策定し、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントの統廃合を実施します。

第6章

暮らしを守る安心と安全のまちづくり

防災

前期基本計画の主な取組

- 佐久市国土強靭化地域計画、佐久市災害時支援計画、避難所運営マニュアル、佐久市業務継続計画（BCP）*をそれぞれ策定しました。
- 災害時の協力体制の強化のため、長野県弁護士会など9件の災害時応援協定を締結しました。
- 防災行政無線設備の市内統一デジタル化に伴う屋外拡声子局の設置、防災無線（無料）テレビジョンサービスの開始、雨量観測局の新設、公会場のケーブルテレビ視聴環境整備、全区長へのスマートフォンの貸与や一斉メール配信システムの整備などを行いました。
- 地域防災力の強化を図るため、消防団と自主防災組織（区）が地域の災害リスクを確認・共有する「さくの絆」作戦*を実施しています。
- 総合防災訓練、出前講座や自主防災組織における安否確認訓練、令和元年東日本台風の教訓や新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練などを実施しています。
- 河川・水路の危険箇所について、危険性・緊急性に応じた改修を行っています。

- 県による千曲川浸水想定区域図の作成・更新に伴い、防災マップの修正を行うとともに、千曲川洪水ハザードマップ*を作成し、該当地区へ全戸配布を行いました。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）*による情報伝達などの訓練を毎年6回実施しています。

現状と課題

- 全国的に頻発する大規模自然災害や浅間山火山災害など、あらゆる災害に対応できるよう、防災基盤や防災資機材などの計画的な整備を進める必要があります。
- 災害時には地域を含め多様な対応が必要となることから、自助*・共助*・公助*だけでなく近助*が適切かつ効果的に機能するよう、令和元年東日本台風の教訓を生かし、災害時における初動活動の強化や、平常時における減災活動などを推進する必要があります。
- 被災後、より早い復旧・復興が図られるよう、他市町村や各種団体などと災害時の協力体制を強化する必要があります。
- 多様な情報伝達手段により、あらゆる状況下でも迅速かつ正確に災害情報を伝える必要があります。

***業務継続計画(BCP)**: 災害時に行政自らも被災し、利用できる人や物などの資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画

***「さくの絆」作戦**: 自主防災組織である区と消防団とが各地域で想定される危険箇所を平時から確認情報共有し、災害発生時に備える取組

***千曲川洪水ハザードマップ**: 千曲川における想定最大規模降雨による浸水想定区域を示した図

***全国瞬時警報システム(Jアラート)**: 気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報などを、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム

***自助**: 災害発生時の自分の身を自分で守る行動 ***共助**: 災害発生時の地域で助け合う行動 ***公助**: 災害発生時の公的支援 ***近助**: 災害発生時の近隣など顔の見える近くの住民同士が助け合う行動

- 国や県と連携し、信濃川水系緊急治水対策プロジェクト*などに基づく総合的な治水対策を推進する必要があります。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）が発動した際に迅速な対応が図れるよう、国による情報伝達訓練に継続して参加する必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 防災体制の強化

- あらゆる災害に対応するため、地域防災計画の点検と見直しを継続的に行い、減災に向けた対策・体制の強化を推進します。
- 災害時の協力体制強化のため、国、県、他市町村、友好都市や各種団体などと連携し、相互応援体制の構築を推進します。
- 防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種防災情報システムの利用を促進します。
- 自主防災組織への防災士*の配置や災害知識の普及に加え、「さくの絆」作戦などの実施により、地域ぐるみの防災体制の確立を図ります。
- 浅間山火山災害における防災体制の強化のため、浅間山火山防災協議会の関係機関との広域的な連携強化を図ります。

(2) 防災対策の推進

- あらゆる災害を想定し、防災資機材などの備蓄品の計画的な整備を進めるとともに、年齢、性別、障がい、国籍などを問わず誰もが安心して避難ができるよう、適切な避難所運営を推進します。
- 地域の災害リスクや避難行動要支援者への対応など地域の実情に応じた、より実践的な防災訓練の実施を推進します。
- 災害に対する最新の情報を積極的に収集し、あらゆる状況を想定した災害時対応訓練を継続的に実施することで、行政の災害対応力の強化を図ります。
- 国や県と連携し、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに基づく千曲川流域における総合的な治水対策を始め、市内全域の防災・減災に向けた治水対策を推進します。
- 災害時における生活用水を確保するため、災害時協力井戸制度の普及を図ります。

(3) 市民の防災意識の高揚

- 自助・共助に加え、近助により命を守る迅速な避難行動ができるよう、防災訓練や出前講座などを通じ、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。

(4) 国民保護体制の整備

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報提供と事後の救援体制の充実を図ります。

* 信濃川水系緊急治水対策プロジェクト：令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した信濃川水系において、流域内の関係機関が連携して行う防災・減災対策の取組

* 防災士：減災と社会の防災力向上のための活動のために十分な意識・知識・技能を有する人を特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する資格

消防・救急

前期基本計画の主な取組

- 火災や救急・救助体制強化のため、経過年数などに応じた消防車両や高規格救急車などの資機材の計画的な更新と配備を行っています。
- 病院研修などに救急隊員が参加するなど、救急・救命に必要な専門知識・技術の習得を行っています。
- 救命率向上のため、自動体外式除細動器（AED）の使用方法や応急手当などの知識・技術の普及を目的とした講習会を開催しています。
- 機能別団員*制度の活用による女性消防団員の加入促進を含めた団員募集を行っています。
- 大規模災害などに備えるため、消防団員の安全確保の装備品や資機材を拡充配備し、地域消防体制の充実を図っています。
- 火災予防や防火意識を高めるため、放水訓練、住宅用火災警報器設置の普及促進や広報活動などを実施しています。

現状と課題

- 複雑化する火災や激甚化する自然災害、新興感染症や高度救急などに対応するため、消防・救急に係る車両や資機材などの計画的な更新と配備を行うとともに、適切な対応が取れるよう、隊員の知識と技術の習得を図る必要があります。
- 救急傷病者が発生した場合、現場に居合わせた人による応急手当が重要であることから、自動体外式除細動器（AED）の配備や使用方法を含めた救急法の講習会などを実施する必要があります。
- 消防団員を広く募集するとともに、班などの統合も行い、より効果的な災害に強い体制づくりを構築していく必要があります。
- 住宅火災による被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置状況の把握と設置の促進を図る必要があります。

* 機能別団員：能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員

後期基本計画の主な取組

(1) 広域消防・救急体制の強化

- 火災予防や被害軽減のため、消防車両や消防資機材などの計画的な更新と配備を図ります。
- 救急・救助体制の強化のため、救急車両や救助資機材などの計画的な更新と配備を進めます。
- 激甚化する自然災害、新興感染症や高度救急などに対応するため、救急隊員や救急救命士を育成するとともに、医療機関との連携強化を図ります。
- 救命率向上のため、自動体外式除細動器（AED）の効果的な配備、設置場所の周知や使用方法を含めた救急法の講習会の開催などを推進します。

(2) 地域消防体制の充実

- 組織の充実や消防団活動の強化のため、機能別団員制度の活用により、女性消防団員を含めた幅広い層からの消防団員の加入を引き続き促進します。
- 消防団員数の減少による地域防災力の低下を防ぐため、地域の実情に応じた班などの組織統合により、防災力を保持できる組織体制の構築を図ります。
- 消防団員の災害時における出動や、活動しやすい環境を整備するため、消防団協力事業所制度*や消防団応援事業所制度*を推進します。

- 有効な消火活動を行うため、消防水利の整備を進めるとともに、消防団員の安全確保のための装備や資器材、機動力向上のための小型動力ポンプ付軽積載車や施設などの計画的な更新と配備を推進します。

(3) 市民・民間の防火体制の充実

- 事業所などにおける防火管理や危険物管理体制の充実を促進します。
- 消防訓練や火災予防広報などの活動の実施により、市民や事業所の防火意識の高揚を図ります。
- 住宅火災の発生による被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置状況の把握と普及促進を図ります。

* 消防団協力事業所制度：消防団の活動に協力している事業所に対し、表示証を交付し、減税などの優遇措置を受けられる制度
* 消防団応援事業所制度：消防団員への割引サービスなどの優遇措置を通じて、消防団員を応援する制度

交通安全

前期基本計画の主な取組

- 交通安全指導力の向上を図るため、交通指導員対象の交通安全セミナーを開催しています。
- 幼稚園、保育園や小中学校における交通安全教室を開催しています。
- 交通安全意識の啓発のため、警察や交通安全協会と連携し、高齢者対象のナイトスクール*、交通安全教室の開催や高齢者宅への家庭訪問などを行っています。
- 安全な歩行空間の確保のため、道路管理者と連携し、通学路を始めとする歩道の整備などを進めています。
- 安心・安全な道路交通の実現に向け、区、保育施設や教育施設などからの要望に基づき、交通安全施設の設置を進めています。
- 長野県民交通災害共済の加入促進のため、制度のメリットを周知しています。
- 交通事故被害者の支援のため、関係機関との連携を強化し、相談者が気軽に相談できる体制づくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 本市の交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、さらなる交通事故減少のため、自分の身は自分で守り、安全に行動するという意識を高める必要があります。
- 高齢者が関わる交通事故が増加傾向にあることから、高齢者を対象とした啓発活動を強化する必要があります。
- 自転車の利用者が増加する中、交通事故死者数の2割が自転車利用中であることから、安全な利用方法について周知する必要があります。
- 子どもや高齢者にやさしい安全な歩行者空間の確保のため、関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 事故防止に効果的な交通安全施設の設置は、安心・安全な道路環境整備に欠かせないものであることから、関係機関と連携しながら整備を進める必要があります。
- 長野県民交通災害共済の加入率が年々低下していることから、加入促進のための啓発活動を強化する必要があります。
- 交通事故被害者となる相談者が気軽に相談できる環境づくりを進めるため、長野県交通事故相談所などの関係機関と連携し、相談内容に応じた適切な対応を行う必要があります。

*ナイトスクール：様々な体験を通して夜間の交通安全について学ぶ教室

後期基本計画の主な取組

(1) 交通安全意識の高揚

- 警察や交通安全協会と連携し、交通安全教室などの継続的な開催により、交通安全意識の啓発を進めます。
- 高齢者に対し、高齢者の特性や交通事故の実態に即した体験型の交通安全教室の開催を進めます。
- 佐久市交通安全対策協議会や各種地域団体などと連携し、地域全体の交通安全意識の高揚を図ります。
- 自転車利用者に対し、自転車利用時のヘルメット着用の推奨や交通ルールの遵守を図ります。

○ 交通事故被害者のプライバシーに配慮するとともに、関係機関と連携し、相談者が気軽に相談できる体制づくりを図ります。

(2) 交通安全環境の整備

- 通学路を始めとする歩道やグリーンベルト*を関係機関と連携しながら整備を進め、子どもや高齢者にやさしい安全な歩行者空間の確保を図ります。
- 交通事故の実態の的確な把握や、区要望などを踏まえ、カーブミラーなどの交通安全施設の設置と適切な維持管理を関係機関と連携し推進します。

(3) 相談・救済対策の充実

- 長野県民交通災害共済の活用状況やメリットを周知し、加入を促進します。

* グリーンベルト：歩行者保護のため、歩道と車道の区分がされていない道路の路側帯を着色し、通行車両に周知して注意を促し、歩行者の安全対策を図る施工

防犯

前期基本計画の主な取組

- 防災行政無線や佐久市情報配信サービス「さくネット」*などにより、特殊詐欺被害や不審者事案についての警戒に関する呼びかけを行っています。
- 警察や防犯協会と連携し、保育園や幼稚園における寸劇鑑賞、各学校における防犯訓練や防犯教室を開催するとともに、児童生徒に対して防犯ポスターコンクールへの参加を呼びかけています。
- 警察や防犯協会と連携し、高齢者が多く集まる地区の集会などで寸劇などによる特殊詐欺、悪質商法などの啓発活動を行うとともに、金融機関において特殊詐欺被害防止などの街頭啓発活動を行っています。
- 子どもへの声かけ事案が多くなる5、6月を強化月間と定め、青色防犯パトロール*を行っています。
- 防犯灯をLEDに一括更新するとともに、区の要望に応じて、必要箇所に防犯灯を設置しています。

現状と課題

- デジタル社会における犯罪の複雑化、高度化や多様化に対応するため、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域で守る」という意識を高める必要があります。
- 警察や防犯協会と連携し、子どもたちに対して地域全体で社会のルールを守ることの重要性や必要性など、防犯意識を醸成する必要があります。
- 高齢者を中心とした特殊詐欺が後を絶たないことから、引き続き未然防止や注意喚起などの啓発を推進する必要があります。
- 暗がりなどは犯罪発生の要因にもなりうることから、引き続き区要望に応じた防犯灯の整備を進める必要があります。

* 佐久市情報配信サービス「さくネット」：市内における防災・防犯情報や緊急情報を電話、FAX、メールで知らせるサービス
* 青色防犯パトロール：証明を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装備して地域の防犯のため行うパトロール

後期基本計画の主な取組

(1) 防犯意識の高揚

- 佐久警察署、地域メディアなどの関係機関との連携や、様々な情報配信ツールを利用し、広報活動を推進します。
- 地域全体の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会と連携し、各区への防犯情報のチラシ配布、寸劇や防犯教室など、年代に合わせた啓発活動の実施を図ります。

(2) 防犯体制・防犯活動の強化

- 防犯協会による出前講座などの活用を各区や民生児童委員などへ呼びかけるとともに、関係機関と連携し、特殊詐欺を未然に防ぐ支援や防災行政無線などによる注意喚起に努めます。
- 警察や防犯組織との情報共有などによる連携強化を図るとともに、関係機関と防犯パトロールを実施するなど、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(3) 防犯施設の整備

- 夜間における犯罪防止のため、引き続き区要望に応じて新規防犯灯を設置するとともに、適切な維持管理を図ります。

消費生活

前期基本計画の主な取組

- 消費者被害トラブルを防ぐため、各区やシニアクラブなどからの要望に基づき、特殊詐欺や悪質商法などからの被害防止教室を開催しています。
- 市民から寄せられる消費者相談について、佐久市消費生活センターにおいて、解決に向けたアドバイスを行っています。
- 国民生活センターや消費者庁などの関係機関と連携し、食品や消費生活製品など賢い消費生活を送るための消費者情報の周知を行っています。

現状と課題

- 様々な消費者被害の防止に向け、消費者生活のトラブル防止に関する学習の機会提供や相談体制の充実を図る必要があります。
- デジタル社会が到来する中、誰もがトラブルに巻き込まれるリスクが増大していることから、正しい知識を身に付け、自らを守る意識の高揚を図る必要があります。
- 悪質事業者の標的となりやすい高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者を対象とした情報提供を引き続きしていく必要があります。
- 食品の偽装表示、不正表示や製品事故などによる消費者被害が発生していることから、被害に遭わなかったための知識の普及や、被害に遭った場合の対処について情報提供する必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 消費者意識の高揚

- 複雑化・多様化する消費者生活トラブルの最新の事例について、様々な情報配信ツールを活用して周知を図ります。
- 消費者被害防止のため、高齢者を対象とした講座などにより、消費者生活のトラブルに関する知識の普及や、消費生活に関する意識の高揚を図ります。

(2) 消費者保護対策の推進

- 新しい生活様式における詐欺*や悪質商法契約などの消費生活トラブルについて、未然に防ぐ支援や、佐久市消費生活センターにおける的確な相談業務を推進します。
- 食品や製品などの欠陥や事故などに関し、関係機関と連携し、迅速かつ継続的な情報提供に努めます。

(3) 消費生活の改善

- 消費者が消費生活の改善について、自ら考え、主体的に行動する賢い消費生活を送れるよう、最新の事例などについて、迅速かつ継続的な情報提供に努めます。

*新しい生活様式における詐欺:コロナ禍ならではの不審な勧誘や悪質商法、またゲームの課金やショッピングに関するトラブル

第7章

ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

第1節

市民の力が生きる地域社会の実現

第2節

地域の力が生きる交流と連携の推進

第1節 市民の力が生きる地域社会の実現

市民協働・参加

前期基本計画の主な取組

- 令和4年3月に第二次佐久市協働のまちづくり計画を策定しました。
- 市民活動事業や市民と市との協働事業を周知し、情報の共有を行っています。
- 佐久市市民活動サポートセンターに登録する市民活動団体の活動内容の周知を行うとともに、市民協働に向けた市民活動団体同士の連携を進めています。
- 佐久市まちづくり活動支援金を活用しやすい制度となるよう見直しを行い、市民による自主的、主体的な市民活動を支援しています。
- 令和2年度から、佐久市まちづくり活動支援金を活用した事業のうち、市民参加型市政に有効な取組と認める事業に対して、優良事業表彰を行っています。
- ワークショップやパブリックコメントを実施するなど幅広い市民から意見を聴取し、市政への参加機会の充実に努めています。
- LINEを活用し、必要な情報を効果的に配信・収集できるシステムを運営しています。
- 地方公共団体初となる行政主導のSlackを活用したオンラインサロンとして、移住や暮らしなどの情報交換ができる「リモート市役所」を運営しています。

- 幅広い年齢層の市民から意見を聴取するため、子ども議会、住民説明会、インターネット市政モニターなどによる広聴活動を行っています。
- 情報公開請求の頻度が高い事項に関して、簡易な申込みにより、速やかな情報公開が行えるよう、手続の見直しを実施しました。
- 佐久市個人情報保護条例などの改正を行い、個人情報に係る用語の定義をより具体的に規定し、保護対象とする情報の明確化を図りました。

現状と課題

- 市民活動（協働）ネットワークを構築するため、市民、市民活動団体、企業など多様な主体による交流や連携を促進する必要があります。
- 市民活動を活性化するため、学生や子育て世代など若い世代の参加機会の充実を図る必要があります。
- 佐久市まちづくり活動支援金の活用を促進するため、引き続きニーズの把握を行い、制度の見直しを行っていく必要があります。
- 市民の市政参加を促進するため、多様な世代の市政参加機会の充実を引き続き図る必要があります。

- 市民への分かりやすい情報発信を行うため、様々な情報配信ツールを活用し、広報活動の充実を図る必要があります。
- より多くの市民から意見を聴取するため、引き続き広聴活動の充実を図る必要があります。
- 市が保有する情報の積極的な公開に努め、市政の透明性の確保と行政としての説明責任を果たしていく必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 市民協働のまちづくり

- 協働や市民活動のさらなる活性化を図るために、協働や市民活動に対する理解を促進とともに、学生や子育て世代など若い世代の参加機会の充実を図ります。
- 佐久市市民活動サポートセンターを拠点とした市民、市民活動団体、企業など多様な主体による交流や連携を促進し、協働による課題解決を目指したネットワークづくりを進めます。
- 市民活動団体の自主的な地域課題解決のための取組を促進するため、佐久市まちづくり活動支援金を交付し、様々な活動を支援します。

(2) 市民参加のまちづくり

- 多様な世代の市政参加機会の充実を図るため、ターゲットを定めた効果的な周知方法や意見聴取方法を検討します。

- 市民の市政参加を促進するため、共通の目標達成や地域課題解決のきっかけとなる参加しやすい対話の場づくりに取り組み、市民主体のまちづくりを支援します。

(3) 広報・広聴の充実

- 市民に対し分かりやすく、きめ細かな情報提供を行うため、様々な情報配信ツールを用いて、媒体に応じた分かりやすい広報活動に努めます。
- 幅広い年齢層、職種の市民から意見を聴取ため、広聴制度の周知を図り、出された意見に対する丁寧な対応に努めるとともに、市民ニーズの分析などを通じ、様々な施策への反映を図ります。

(4) 情報公開と個人情報保護

- 佐久市情報公開条例に基づき、情報公開制度を適正に運用するとともに、社会ニーズに応じた制度の見直しを検討します。
- 佐久市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度を適正に運用するとともに、国による個人情報保護法制の一元化を踏まえた制度の見直しを検討します。

地域コミュニティ

前期基本計画の主な取組

- 地域コミュニティの基本である区の活動に対して、区の規模などに応じた区等活動費交付金を交付し、地域活動を支援しています。
- 佐久市市民活動サポートセンターにおいて、地域課題の相談やニーズの把握を行い、課題解決に向け各機関などとのコーディネートを行っています。
- 区が行う公会場などの施設の維持・整備に対して、公共施設事業補助金を交付し、コミュニティ活動環境の充実を図っています。
- 地域の伝統文化の継承・保存などのコミュニティ活動に必要な経費を助成し、コミュニティ活動を支援しています。
- 地域おこし協力隊*による地域コミュニティの活性化を図っています。
- 地域住民による地域活動の充実を図るため、佐久市市民活動サポートセンターによる地域の支え合い組織に関する立ち上げの相談や支援を行っています。

現状と課題

- 少子高齢化や都市化などの影響により区の構成員が年々減少傾向にあることから、地域コミュニティを維持し、円滑な活動・運営ができるよう支援する必要があります。
- 多様化・複雑化している地域の課題やニーズに対応するため、様々な市民活動団体を支援するとともに、団体同士の連携強化を図る必要があります。
- コミュニティ活動の基盤となる公会場などが持続的に使用できるよう、引き続き維持・整備を行う区を支援する必要があります。
- 少子高齢化や地域社会への関わり方の希薄化が進み、地域活動への参加者が減少していることから、引き続き地域固有の特徴あるコミュニティ活動を促進し、自治意識の高揚を図っていく必要があります。
- 人口減少や高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下が懸念されることから、その担い手となる地域外の人材を積極的に受け入れ、定住・定着を図る必要があります。

* 地域おこし協力隊:都市地域から生活の拠点を移した「地域おこし協力隊員」が一定期間、地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援などの「地域協力活動」を行いながら、隊員のその地域への定住・定着を図る取組

後期基本計画の主な取組

(1) 地域自治組織の育成

- 地域コミュニティの基本である区の活動などに対する支援や、区の実情に合った体制づくりの取組を支援します。
- 佐久市市民活動サポートセンターにおいて、地域課題やニーズの把握をしながら、様々な団体間のコーディネートを図り、地域の課題解決のため自主的に取り組む地域コミュニティ活動を支援します。

(2) コミュニティ活動環境の充実

- 住民相互の連帯感を高め、自治意識の高揚を図るため、地域固有の活動や伝統文化の保存・継承など住民が自主的に行う地域コミュニティ活動を促進します。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民と連携し、地域おこし協力隊の活動の充実を図ります。

行財政経営

前期基本計画の主な取組

- 行政評価システムに基づき、施策評価、事務事業評価を行い、P D C Aサイクル*による事務事業の改善を行っています。
- 行政評価システムについて、評価シートをより簡素で分かりやすい形に見直すとともに、補助金制度を適正に運用するに当たり事業効果を評価する仕組みを導入しました。
- P P Pの一環として、民間事業者との直接対話により市場性の有無やアイデアを収集するサウンディング型市場調査を導入しました。
- 限られた財源の重点的・効率的な配分について、「選択と集中」に基づく中長期的な視点に立った計画的かつ健全な財政経営に努めています。
- 税負担の公平性と自主財源の確保を図るため、課税客体の的確な把握に努めているとともに、滞納者に対しては財産調査を行い、長野県地方税滞納整理機構や長野県東信県税事務所と連携し、滞納整理を実施しています。
- インターネット公売などを活用した未利用地の売却や貸付を推進するとともに、市役所本庁舎や南棟に広告入り庁舎案内板(デジタルサイネージ)の設置や、市広報紙、市ホームページや市で使用する封筒へ広告を掲載し、自主財源の確保に努めています。

- 業務を遂行する中で意識的・計画的・継続的に職員の意欲や能力を向上させるため、職員研修、人事評価や国、県や他の団体との人事交流を実施しています。
- 建設工事の品質確保と不良・不適格業者の排除を目的として、総合評価落札方式*において低入札価格調査制度*を実施しています。
- 電子入札の対象範囲を拡充し、一般競争入札のほか、指名競争入札にも範囲を広げ実施しています。
- 地元企業の育成や地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、地元企業への優先発注を実施しています。

現状と課題

- 第四次佐久市行政改革大綱に基づき、民間活力のさらなる活用や自治体D X (デジタル・トランスフォーメーション)などを推進していく必要があります。
- 社会保障関連経費などの義務的経費を中心とした財政需要の増加や普通交付税の合併特例措置終了など、厳しい財政状況が見込まれることから、一層の計画的・効率的な財政経営を行う必要があります。

* PDCAサイクル:Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の 4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法

* 総合評価落札方式:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する入札方式であり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者の決定方式

* 低入札価格調査制度:あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行った上で、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを決定する制度

- 税負担の公平性と自主財源の確保を図るため、引き続き課税客体の的確な把握に努めるとともに、市税収納率の向上を図る必要があります。
- 職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出し、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、市民サービスのさらなる向上を図るために、今後も職員の育成を図っていく必要があります。
- 公共工事の品質確保を引き続き図るとともに、入札・契約における透明性・競争性・利便性を向上させるため、社会情勢に対応した入札契約方法に見直していく必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 計画的・効率的な行政経営

- 民間活力のさらなる活用や自治体DXによりスマート自治体*への転換を図るため、AIやRPAなどのICTの活用を推進します。

(2) 計画的・効率的な財政経営

- 限られた財源の重点的・効率的な配分について、「選択と集中」に基づく中長期的な視点に立った計画的かつ健全な財政経営に努めます。
- 未利用地の売却や広告事業などにより、新たな自主財源の確保に努めます。

- 税負担の公平性と自主財源確保のため、課税客体の的確な把握に努めるとともに、納税環境の整備を図り、納税者の納税意識の高揚と収納率のさらなる向上を図ります。

(3) 適正な人事管理と職員能力発揮

- 人事評価制度を人材育成や能力・業績に基づく人事管理に活用し、職員の能力向上を図るとともに、職場の活性化を図るために、人事評価結果の処遇への適切な反映を推進します。
- 時代とともに変化する市政課題に積極的かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、職員研修や国、県や他の団体との人事交流などにより職員の意欲や能力の向上を図ります。

(4) 入札・契約の適正化

- 公共工事などの円滑な施工と品質確保が図られるよう、より適正な入札や契約の方法を検討するとともに、入札や契約の透明性・利便性の向上のため、引き続き電子入札などの事務の電子化を推進します。

(5) 地元企業優先発注の推進

- 地元企業の育成や地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、地元企業への優先発注や市内産品の優先活用を推進します。

*スマート自治体:ICTを活用することで、住民の利便性向上と行政事務の効率化を図り、付加価値の高い仕事をしている地方公共団体

高度情報通信ネットワーク

前期基本計画の主な取組

- 来訪者や市民が情報収集に活用できる公衆無線LANを、観光や防災の拠点となる41公共施設に整備しました。
- 高速大容量通信の活用などによる市民サービスの拡充を図るため、令和2年度から佐久ケーブルテレビの伝送路網の光化（F T T H化）整備を支援しています。
- 令和2年12月に開設された佐久ケーブルテレビの防災専門チャンネル（地上 11ch）や、エフエム佐久平のFM++（エフエムプラぷら）サービスを通じ、防災や防犯関係の地域情報の発信を拡充しました。
- A I 防災協議会との共同研究により、災害情報を報告・集約・公開できるシステムの整備を進めています。
- ながの電子申請・届出システム*の利用項目を拡充し、利用者の利便性向上を図りました。
- 令和2年度から、R P Aを導入し業務の自動化を進めています。
- 総務省が発表した自治体情報システム強靭性モデルに基づき、庁内ネットワークを3分割して適切な強靭化を実施しています。
- 高度なセキュリティ対策を施したインターネット接続を提供する自治体情報セキュリティクラウドを県内の市町村と共同利用することにより、情報資産の流出や外部からの不正アクセスを防いでいます。

現状と課題

- デジタル化に伴う電子申請などの操作に不慣れな人でも、便利で簡単に使えるシステムやサービスの拡充を図るとともに、誰もがサービスを受けられるよう、対策を講じる必要があります。
- 地域間・地域内・個人間の情報格差を是正するため、地域に密着した情報の発信や超高速インターネット接続などのサービスを提供している佐久ケーブルテレビへの一層の加入促進を図る必要があります。
- 自治体D Xを推進するとともに、必要となる体制整備や人材確保を図る必要があります。
- 自治体における標準準拠システム*への移行に対応していく必要があります。

* ながの電子申請・届出システム：県及び県内市町村と共同で運用する、インターネットを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから原則として24時間、申請・届出を行うことができるサービス

* 標準準拠システム：自治体の主要な17業務（基幹系システム）を処理するシステムを、国が作成する標準仕様に準拠して開発されたシステム

後期基本計画の主な取組

(1) 地域情報化の推進

- 誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル機器の利活用サポートや新たな技術の導入など、ソフト・ハード両面から環境を整え、情報格差（デジタルデバイド）の是正に努めます。
- 必要な情報を確実に伝達・共有するため、多様な情報発信ツールの周知と活用を図ります。
- 市民生活を安心・安全で快適なものとするため、5Gなどの高速大容量通信への対応や、災害時などに詳細な情報を届ける手段として、市内伝送路網の光化（FTTH化）整備と佐久ケーブルテレビへの加入を促進します。
- 市民サービスの向上や地域経済を活性化するため、官民データの利活用を推進します。

(2) 行政DXの推進

- 市民の利便性向上と負担軽減を図るため、様々な行政手続のデジタル化やオンライン化を推進します。
- 職員の働き方を改革し、質の高い行政サービスを提供するため、AI・RPAなどのデジタル技術の利活用を推進します。

- DX推進の実効性を高めるため、専門的な人材配置を含めた推進体制を整備するとともに、職員のデジタルリテラシー*向上に努めます。

(3) 情報システムの最適化と

セキュリティ確保

- 情報システムの標準化・共通化への対応や業務の見直しに合わせ、調達方法やシステム全体の最適化を図ります。
- 情報資産を不正アクセスなどから防御しつつ、新たな働き方など状況の変化にも対応するため、情報セキュリティ対策の適正な運用と必要な見直しを推進します。

* デジタルリテラシー：情報通信技術を理解し、適切に使いこなすことができる能力

第2節 地域の力が生きる交流と連携の推進

地域間交流・国際交流

前期基本計画の主な取組

- 佐久市シティプロモーション基本方針に基づき、交流人口・関係人口・定住人口を創出するため、医療・環境・高速交通網などの本市の卓越性をウェブメディアやSNSなどを用いて情報発信するシティプロモーション事業を推進しています。
- 移住希望者の住宅ニーズと不動産会社などが持つ情報とのマッチングを図る「お住まいオーダー」サービスを開始し、空き家バンクでは満たすことのできない住宅ニーズに対応するほか、登録数が減少している空き家バンク物件を掘り起こし、空き家バンク事業の拡充を図っています。
- 本市への移住や二地域居住を促進するため、各種補助金を交付しています。
- 諸外国の保健・医療・福祉・介護の分野の進展に寄与するため、地域の特徴である健康長寿を生かし、海外からの研修を受け入れるとともに、多言語による海外向け健康長寿プロモーション映像やパンフレットを制作しました。
- 市内中学生の海外研修による人材育成事業として、モンゴル国、エストニア共和国に中学生を派遣しています。

- 小中学生の国際理解の推進や異文化コミュニケーション能力を育成するため、モンゴル国やエストニア共和国の子どもたちを受け入れ、本市の子どもたちと交流を深めています。
- 地域の国際化を推進するため、国籍や民族などの異なる人々が交流できる場として、国際交流フェスティバル、国際交流サロンを開催しています。
- 令和元年5月、エストニア共和国サク市と、教育・文化・芸術・経済その他幅広い分野において、両市の市民や関係団体の親善交流をさらに促進していくため、姉妹都市協定を締結しました。
- 定住外国人支援推進員の生活相談などにより、新型コロナウイルス感染症の影響などで増加している外国籍住民の生活相談に応じるなど、在住する外国人が暮らしやすい環境づくりを推進しています。
- 外国籍住民の生活支援や日本語を教える市内ボランティア団体の活動に対し、広報活動や会場提供などの支援を行い、多文化共生社会の構築に努めています。

現状と課題

- 交流人口・関係人口・定住人口の増加につなげるため、シティプロモーション事業のターゲット層である20代から40代までの東京圏在住者へ必要な情報を的確に届ける必要があります。
- 移住希望者の住宅ニーズにマッチした物件情報の提供を推進していくため、物件を所有する不動産会社や個人所有者と連携し、引き続き物件の掘り起こしを図る必要があります。
- 本市への移住や二地域居住の後押しとなるよう、移住ニーズに見合った制度設計を図る必要があります。
- 大きく変化する社会情勢下における効率的・効果的な移住施策を推進するため、本市への移住の動向を正確に捉える必要があります。
- 進学などで本市を転出する者に対し、将来にわたり本市との関係を維持してもらうための対策を検討する必要があります。
- 進展するグローバル化社会に対応できる人材を育成するため、交流を通じて異なる言語や文化に触れ、コミュニケーション能力の向上や国際理解を深める取組を引き続き推進していく必要があります。

- 特定技能*の創設などにより今後も増加が見込まれる外国籍住民が暮らしやすくなるよう、多言語による情報発信、日本語学習機会の提供、生活相談窓口の充実などを図る必要があります。

後期基本計画の主な取組

- (1) 交流人口・関係人口・定住人口の創出
 - 交流人口・関係人口の創出、シビックプライドの醸成や移住者を増加させるため、県内外に向けた本市の魅力や卓越性などの積極的な情報発信を推進します。
 - 移住希望者の住宅ニーズに対応するため、空き家の家主と市が直接交渉するなど、新たな方法による物件の掘り起こしを図ります。
 - 移住ニーズの把握や各種データなどを分析することにより、移住検討段階・移住段階・定住段階のフェーズごとに応じた、効率的・効果的な移住施策を推進します。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により地方移住への関心が高まってきておりことから、テレワーカーや子育て世帯など、ターゲット層を意識した施策を推進します。
 - 転出抑制やUターンを促進するため、本市の将来を担う若者のシビックプライドを醸成するなどの施策の構築を図ります。

***特定技能:**我が国の深刻な労働力不足に対応するため、一定の技能や日本語能力基準を満たした外国人を「特定技能」として在留を許可する在留許可制度

(2) 国際性豊かな人材育成

- 異文化交流やコミュニケーション能力の向上を促進するため、国際交流フェスティバルの開催、中学生海外研修や子ども交流研修などによる交流の充実に努めます。

(3) 在住する外国人が暮らしやすい

まちづくり

- 外国籍住民からの相談や生活情報の提供に対応するため、定住外国人支援推進員の増員や自動翻訳機の導入により対応言語を拡大するとともに、医師、司法書士などの専門家を交えた相談会を開催するなど、暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 県と共に実施する日本語教室や、日本語学習を支援する日本語交流員の養成教室を通して、市内に在住する外国籍住民に日本語能力を習得できる環境づくりを推進します。

広域連携

前期基本計画の主な取組

- 佐久地域の社会・経済の活性化を図るため、地域内融和を進めるとともに、圏域市町村の適切な機能分担と連携により、住民の暮らしに根ざした施策展開しています。
- 佐久地域の一体的な振興・発展のため、令和3年3月に佐久広域連合において新たな広域計画が策定されました。
- 社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、第二次佐久地域定住自立圏共生ビジョンを毎年度更新し、ビジョンに基づく取組を佐久地域11市町村と東御市で連携して推進しています。
- 関係市町村と連携・協力し、健康増進啓発活動による特定健康診査受診率の向上など、圏域全体の生活機能の強化や、共同利用型コンピュータシステムの導入などによるネットワークの強化を進めています。
- 事務処理の効率化を図るため、施設の老朽化などに伴う食肉流通センターの廃止や、各医療機関の供給体制の充実により血液保管事業を廃止するなど、事業の整理を行いました。

現状と課題

- 行政分野においては、一市町村単位で行うより圏域的な運営の方が経済的かつ効果的なサービスの提供が可能となる分野もあることから、各市町村が保有する様々な資源を生かした広域連携を進める必要があります。
- 人口減少社会の中で、佐久広域圏全体として人口流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成を図るために、広域圏における地域内の融和を進めるとともに、広域連携を推進する必要があります。
- 佐久圏域の人口減少が進み、地域の活力が低下するおそれがあることから、佐久地域定住自立圏の中心市として、引き続き構成市町村との連携を密接に図りながら圏域をリードし、全体の発展を目指した取組を推進していく必要があります。
- 多様化する広域行政ニーズに適切に対応するため、佐久広域連合を核として、一部事務組合や佐久地域定住自立圏構想の推進などにより、市町村間の連携を深めながら広域行政を推進していく必要があります。

後期基本計画の主な取組

(1) 広域行政の推進

- 佐久地域全体の社会・経済の活性化を図るため、地域内での融和を進めるとともに、関係市町村の適切な機能分担と連携により、人口減少下でも必要な行政サービスを提供できる地域構造を構築しながら、住民の暮らしに根ざした施策展開を促進します。
- 佐久広域連合広域計画に基づき、関係市町村が一体となって、地域が持つ特徴を生かしながら、活力ある地域づくりを促進します。

(2) 定住自立圏構想の推進

- 社会経済情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、第三次佐久地域定住自立圏共生ビジョンを毎年度更新し、ビジョンに基づく取組を佐久地域 11 市町村と東御市で連携して推進します。

(3) 広域行政の組織機能強化

- 多様化する広域行政ニーズに適切に対応できる組織体制の強化・充実を促進します。

第二次佐久市総合計画後期基本計画 施策目標一覧

N.o.	章	施策名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
1		幼児教育	3.46	3.48
2		学校教育	3.38	3.50
3		高校教育・高等教育	3.28	3.38
4		青少年健全育成	3.26	3.32
5	1	文化・芸術	3.21	3.30
6		生涯学習	3.31	3.37
7		スポーツ	3.26	3.35
8		人権尊重社会	3.20	3.26
9		男女共同参画社会	3.21	3.33
10		土地利用	2.99	3.00
11		市街地	3.14	3.26
12		公共施設	3.21	3.22
13	2	住宅	3.00	3.01
14		高速交通ネットワーク	3.32	3.38
15		地域交通ネットワーク	3.01	3.13
16		農業	3.11	3.21
17		林業	2.99	3.03
18		水産業	3.10	3.16
19	3	商業・サービス業	2.96	3.05
20		観光	3.04	3.10
21		工業	3.12	3.24
22		就労・雇用	2.95	3.05
23		健康増進	3.34	3.46
24	4	保健活動	3.32	3.44
25		医療	3.40	3.52

No.	章	施策名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
26		医療保険・国民年金	3.11	3.17
27		地域福祉	3.18	3.26
28		介護・高齢者福祉	3.22	3.32
29		障がい者福祉	3.11	3.17
30	4	ひとり親家庭支援・ 低所得者福祉	3.05	3.15
31		少子化対策	2.94	3.06
31		母子保健	3.22	3.34
32		子育て支援・児童福祉	3.24	3.36
33		環境保全	3.05	3.11
34		街並み緑化・公園・ 景観形成	3.24	3.26
35	5	地球温暖化対策	2.99	3.11
36		環境衛生	3.15	3.21
37		上水道	3.41	3.45
38		下水道	3.35	3.40
39		防災	3.27	3.39
40		消防・救急	3.45	3.51
41	6	交通安全	3.27	3.37
42		防犯	3.23	3.33
43		消費生活	3.14	3.20
44		市民協働・参加	3.13	3.19
45		地域コミュニティ	3.10	3.16
46		行財政経営	2.97	3.03
47	7	高度情報通信ネットワーク	3.10	3.22
48		地域間交流・国際交流	3.10	3.22
49		広域連携	3.17	3.23
全体			3.18	3.26

第 **二** 次佐久市総合計画
後 期 基 本 計 画
第 **5** 部

総合計画と SDGs



総合計画とSDGs

SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsは、17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されており、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を基本理念として、国際社会全体が、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しています。

令和2年の世界のSDGsランキングにおける日本の順位は、世界166か国中17位であり、ジェンダー間の格差や気候変動への対策といった分野で達成の度合いが低く、課題があるとされており、目標の達成に向けてさらなる取組が求められています。

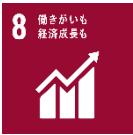


総合計画と SDGs

自治体に期待される SDGs の取組

国際的な地方公共団体の連合組織である U C L G (United Cities and Local Governments) では、SDGs の 17 のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	自治体行政の果たし得る役割
 1 貧困をなくす	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 2 餓餓をゼロに	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 3 すべての人に健康と福祉を	<p>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 4 質の高い教育をみんなに	<p>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 5 ジェンダー平等を実現しよう	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 6 安全な水とトイレを世界中に	<p>【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>

ゴール	自治体行政の果たし得る役割
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<p>【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 8 働きかいも 経済成長も	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 9 産業と技術革新の基盤をつくる	<p>【目標9】強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 10 人や国の不平等をなくそう	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 11 住み続けられるまちづくりを	<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
 12 つくる責任 つかう責任	<p>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。</p>
 13 気候変動に具体的な対策を	<p>【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけではなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 14 海の豊かさを守ろう	<p>【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>

ゴール	自治体行政の果たし得る役割
 15 陸の豊かさも や暮ら	<p>【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 16 平和と公正を すべての人に	<p>【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	<p>【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

(資料) 私たちのまちにとっての SDGs (持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン-

3

第5部

総合計画と SDGs

総合計画における SDGs の考え方

総合計画においては、本市として実現に向け取り組んでいく、市民、事業者と行政とで共有していくべきまちの姿を基本構想に示すとともに、基本計画において、その実現に向けて 49 施策に分類した取組の方向性を示しています。

それらの、総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs の目指す 17 のゴールとスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることで SDGs の目標達成にも資するものと考えます。

		1 幼児教育	2 学校教育	3 高校教育・高等教育	4 職業・高等専門学校	5 性別平等	6 女性の社会参画	7 太陽エネルギー	8 地域活性化	9 地域資源活用	10 地域活性化・まちづくり	11 地域開発	12 地域連携	13 地域情報化	14 地域農業	15 地域森林	16 地域生物多様性保全	17 地域文化活性化
第1章	1 幼児教育	○																○
	2 学校教育	○	○ ○				○					○					○ ○	
	3 高校教育・高等教育	○																○
	4 青少年健全育成	○																○
	5 文化・芸術	○									○							○
	6 生涯学習	○																○
	7 スポーツ																	○
	8 人権尊重社会	○ ○					○	○									○ ○	
	9 男女共同参画社会	○ ○					○	○									○ ○	
第2章	10 土地利用	○								○						○		○ ○
	11 作耕地							○	○									○
	12 公共施設							○	○									○
	13 住宅							○	○									○
	14 高速交通ネットワーク							○	○									○
	15 地域交通ネットワーク							○	○									○
第3章	16 農業	○					○ ○	○	○	○	○	○ ○						○
	17 林業					○	○ ○		○			○	○				○ ○	
	18 水産業	○					○ ○		○			○	○					○ ○
	19 内需・サービス業						○ ○		○			○						○ ○
	20 花火						○ ○		○			○						○ ○
	21 工業		○				○ ○		○			○						○ ○
	22 就労・雇用	○					○											○ ○
第4章	23 健康増進	○ ○																○ ○
	24 保健活動	○																○ ○
	25 医療	○																○ ○
	26 住環境・国長年会	○							○									○ ○
	27 地域福祉	○							○									○ ○
	28 介護・高齢者福祉	○							○									○ ○
	29 喫煙者福祉	○ ○						○	○									○ ○
	30 ひとり親家庭支援・低所得者福祉	○ ○							○									○ ○
	31 少子化対策・出子保護	○ ○ ○																○ ○ ○
	32 子育て支援・児童福祉	○ ○ ○																○ ○ ○
第5章	33 環境保全	○ ○				○	○ ○	○	○	○	○	○ ○						○ ○
	34 街並み活性化・公園・景観形成									○								○ ○
	35 地球温暖化対策	○ ○					○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○						○ ○ ○
	36 落葉街樹									○	○	○	○					○ ○ ○
	37 上水道					○		○										○ ○ ○
	38 下水道					○		○										○ ○ ○
第6章	39 防災	○				○			○		○	○						○ ○ ○
	40 消防・救急																	○ ○ ○
	41 交通安全	○																○ ○ ○
	42 烈焰															○	○ ○ ○	
	43 消費生活											○						○ ○ ○
第7章	44 市民協働・参加										○							○ ○ ○
	45 地域コミュニティ					○		○	○									○ ○ ○
	46 行財政運営							○	○	○	○					○	○ ○ ○	
	47 地域情報通信ネットワーク		○					○									○ ○ ○	
	48 地域間交流・国際交流	○							○									○ ○ ○
	49 地域振興																	○ ○ ○

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。		
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用機会の確保と人材育成 ● 就労機会の確保 ● ひとり親家庭への支援の充実 ● 生活保障・自立支援の充実
該当ターゲット	関連施策	22,30,35,39
該当ターゲット	1,2,3,4,5	

	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。		
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な秩序ある土地利用の推進 ● 農業生産基盤の整備と維持 ● 安全・安心な食料の供給
該当ターゲット	関連施策	2,10,16,18,23,33,35
該当ターゲット	8,9,10,11,15	

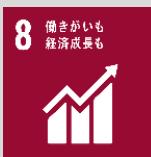
	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。		
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり活動の推進 ● 感染症予防対策の推進 ● 地域完結型医療体制の構築 ● 妊娠から出産、育児の環境整備
該当ターゲット	関連施策	23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,41
該当ターゲット	16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,27,28	

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の教育の充実 ● 多様な子どもの学習機会の保障
該当ターゲット	関連施策	1,2,3,4,5,6,8,9,21,29,31,32,48
該当ターゲット	該当ターゲット	29,30,31,32,33,34,35,36,37,38

 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発の推進 ● 男女がともに活躍できる環境づくり
該当ターゲット	関連施策	2,8,9,31,32,47
該当ターゲット	該当ターゲット	39,40,41,42,43,44,46

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 水資源の保全 ● 上水道・下水道の整備と管理
該当ターゲット	関連施策	17,33,37,38,39,45
該当ターゲット	該当ターゲット	48,49,50,52,53,55

 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー施策の推進 ● 脱炭素社会の推進
	関連施策	35
該当ターゲット	56,57,58,59	

 8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	
	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業経営基盤の確立 ● 工業経営基盤の確立 ● 働きやすい環境づくり
	関連施策	2,8,9,16,17,18,19,20,21,22,29,33,35,46
該当ターゲット	61,62,63,64,65,66,67,68,69	

 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能の集約とネットワーク化 ● 商業経営基盤の確立 ● 工業経営基盤の確立
	関連施策	11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,33,35,37,38,45,47
該当ターゲット	73,74,76,77,79,80	

10 人々の不平等 をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発の推進 ● 男女がともに活躍できる環境づくり ● 障がい者への理解と権利擁護の推進 ● 國際性豊かな人材育成と外国人が暮らしやすいまちづくり
該当ターゲット	関連施策 8,9,26,27,28,29,30,46,48 82,83,84	

11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能の集約とネットワーク化 ● 良好的な市街地・住環境空間の形成
該当ターゲット	関連施策 5,10,11,12,13,14,15,16,33,34,36,39,44,45 91,92,93,94,95,96,97,98	

12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。	
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産基盤の整備と維持 ● 商業経営基盤の確立 ● 脱炭素社会の推進 ● 気候変動への適応策の推進
該当ターゲット	関連施策 16,17,18,19,20,21,33,35,36,43,46 101,103,104,105,106,107,108,110	

13 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>		
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素社会の推進 ● 再生可能エネルギー施策の推進 ● 気候変動への適応策の推進 	
関連施策	2,35,39	
該当ターゲット	112,113,114	

14 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>		
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な環境保全施策及び対策の推進 ● ごみの減量化と適切な廃棄物処理対策の推進 	
関連施策	16,18,33,35,36	
該当ターゲット	117,118,119	

15 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>		
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な秩序ある土地利用の推進 ● 農業生産基盤の整備と維持 ● 林業生産基盤の整備と維持 ● 生物多様性の保全 	
関連施策	10,16,17,33,35	
該当ターゲット	127,128,130,131,134,135	

 16 平和と公正を すべての人に	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組 <ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発の推進 ● 多様な子どもの学習機会の保障 ● 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応
関連施策	2,8,9,31,32,42,46,47

 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>
第二次佐久市 総合計画 後期基本計画	主 な 取 組 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働・市民参加のまちづくり ● 広域行政の推進
関連施策	44,49 +ALL

該当ターゲット

164,165,166,167

【17の目標の該当ターゲットと総合計画とのリンク】

目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる				後期基本計画	
章	施策	該当		3	22
		章	施策	4	30
1	1-1	2030年までに、現在1日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる	○	5	35
2	1-2	2030年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる	○	6	39
3	1-3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する	○		
4	1-4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する	○		
5	1-5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する	○		
6	1-a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する			
7	1-b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する			

				後期 基本 計画	
章	施策				
目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する				該当	
8 2-1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする	○	1	2	
9 2-2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う	○	2	10	
10 2-3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる	○	3	16	
11 2-4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する	○	3	18	
12 2-5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する		4	23	
13 2-a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る		5	33	
14 2-b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する		5	35	
15 2-c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする	○			

目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する					後期基本計画	
章	施策	該当				
		4	23			
16	3-1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する	○		4	23
17	3-2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する	○		4	24
18	3-3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する	○		4	25
19	3-4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する	○		4	26
20	3-5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する	○		4	27
21	3-6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる	○		4	28
22	3-7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする	○		4	29
23	3-8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する	○		4	30
24	3-9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる	○	4	31	
25	3-a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する	○	5	33	
26	3-b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである		6	41	
27	3-c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる	○			
28	3-d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する	○			

目標4 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する						4 質の高い教育をみんなに	後期基本計画
章	施策						
29	4-1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする	<input type="radio"/>			1	1
30	4-2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする	<input type="radio"/>			1	2
31	4-3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする	<input type="radio"/>			1	3
32	4-4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる	<input type="radio"/>			1	4
33	4-5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする	<input type="radio"/>			1	5
34	4-6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする	<input type="radio"/>			1	6
35	4-7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	<input type="radio"/>			1	8
36	4-a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする	<input type="radio"/>			1	9
37	4-b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる	<input type="radio"/>		3	21	
38	4-c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる	<input type="radio"/>	4	29		
					4	31	
					4	32	
					7	48	

目標5 ジェンダー平等を達成し、 全ての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う					5 ジェンダー平等を 実現しよう 	後期 基本 計画
				該当		
章	施策					
39	5-1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	<input type="radio"/>	1	2	
40	5-2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する	<input type="radio"/>	1	8	
41	5-3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する	<input type="radio"/>	1	9	
42	5-4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する	<input type="radio"/>	4	31	
43	5-5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する	<input type="radio"/>	4	32	
44	5-6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する	<input type="radio"/>	7	47	
45	5-a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各國法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する				
46	5-b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する	<input type="radio"/>			
47	5-c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する				

目標 6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する					6 安全な水とトイレを世界中に	後期基本計画	
章	施策					該当	
						3	17
48	6-1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する		○			
49	6-2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う		○		5	33
50	6-3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する		○		5	37
51	6-4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる				5	38
52	6-5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する		○		6	39
53	6-6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帶水層、湖沼を含む水に関する生態系の保護・回復を行う		○		7	45
54	6-a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する					
55	6-b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する		○			

目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する						7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	後期 基本 計画
				該当			
章	施策						
56	7-1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する	<input type="radio"/>	5	35		
57	7-2	2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる	<input type="radio"/>				
58	7-3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる	<input type="radio"/>				
59	7-a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する	<input type="radio"/>				
60	7-b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギー・サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う					

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長、 及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と 働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク） を促進する				8 働きがいも 経済成長も	後期 基本 計画		
		該当					
章	施策						
61	8-1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ	○		1	2	
62	8-2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する	○		1	8	
63	8-3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する	○		1	9	
64	8-4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る	○		3	16~22	
65	8-5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する	○		4	29	
66	8-6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす	○		5	33	
67	8-7	強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する	○		5	35	
68	8-8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する	○		7	46	
69	8-9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する	○				
70	8-10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する					
71	8-a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する					
72	8-b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する					

目標 9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーション の推進を図る			9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	後期 基本 計画	該當	章	施策
73	9-1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する	○		2	11～ 15	
74	9-2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる	○		3	16～ 21	
75	9-3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する			5	33	
76	9-4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う	○		5	35	
77	9-5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学技術研究を促進し、技術能力を向上させる	○		5	37	
78	9-a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する			5	38	
79	9-b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する	○		7	45	
80	9-c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る	○		7	47	

目標10 各国内および各国間の不平等を是正する			10 人や国の不平等 をなくそう	後期 基本 計画
章	施策	該当		
		1	8	
81	10-1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる		
82	10-2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する	○	1 9
83	10-3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する	○	4 26
84	10-4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する	○	4 27
85	10-5	世界金融市场と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する		4 28
86	10-6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する		4 29
87	10-7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する		4 30
88	10-a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する		7 46
89	10-b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する		7 48
90	10-c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する		

目標11 包括的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市 および人間居住を実現する				11 住み続けられる まちづくりを	後期 基本 計画		
章	施策	該当					
		1	5				
91	11-1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する	○				
92	11-2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	○		2	10~15	
93	11-3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する	○		3	16	
94	11-4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する	○		5	33	
95	11-5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす	○		5	34	
96	11-6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する	○		5	36	
97	11-7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する	○		6	39	
98	11-a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する	○		7	44	
99	11-b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う			7	45	
100	11-c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する					

目標12 持続可能な生産消費形態を確保する				12 つくる責任 つかう責任 	後期 基本 計画		
		該当					
章	施策						
101	12-1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる	○		3	16	
102	12-2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する			3	17	
103	12-3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる	○		3	18	
104	12-4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する	○		3	19	
105	12-5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する	○		3	20	
106	12-6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する	○		3	21	
107	12-7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する	○		5	33	
108	12-8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする	○		5	35	
109	12-a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する			5	36	
110	12-b	雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する	○		7	43	
111	12-c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する			7	46	

目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる				13 気候変動に 具体的な対策を	後期 基本 計画	
		該当	章 施策			
112	13-1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する	<input type="radio"/>		1	2
113	13-2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む	<input type="radio"/>		5	35
114	13-3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	<input type="radio"/>		6	39
115	13-a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる				
116	13-b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する				

目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する				14 海の豊かさを守ろう	後期基本計画
章	施策	該当			
117	14-1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する	○		3 16
118	14-2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う	○		3 18
119	14-3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する	○		5 33
120	14-4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する			5 35
121	14-5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する			5 36
122	14-6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する			
123	14-7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる			
124	14-a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う			
125	14-b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する			
126	14-c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する			

目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、 持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに 土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する					後期 基本 計画	
章	施策	該当				
		2	10			
127	15-1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する	○			
128	15-2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる	○		3	16
129	15-3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する			3	17
130	15-4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う	○		5	33
131	15-5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる	○		5	35
132	15-6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する				
133	15-7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する				
134	15-8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う	○			
135	15-9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む	○			
136	15-a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う				
137	15-b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する				
138	15-c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する				

目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する				16 平和と公正をすべての人に	後期基本計画	該当
		章	施策			
139	16-1		○		1	2
140	16-2		○		1	8
141	16-3		○		1	9
142	16-4		○		3	31
143	16-5		○		3	32
144	16-6		○		6	42
145	16-7		○		7	46
146	16-8				7	47
147	16-9		○			
148	16-10		○			
149	16-a					
150	16-b		○			

目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する				17 パートナーシップで 目標を達成しよう	後期 基本 計画		
		該当 章 施策					
章	施策						
151	17-1	課税及び徵税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する			7	44	
152	17-2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する			7	49	
153	17-3	複数の財源から、開発途上国そのための追加的資金源を動員する				ALL	
154	17-4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する					
155	17-5	後発開発途上国そのための投資促進枠組みを導入及び実施する					
156	17-6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進めること					
157	17-7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する					
158	17-8	2017年までに、後発開発途上国そのための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する					
159	17-9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力を通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぶった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する					
160	17-10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する					
161	17-11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国シェアを倍増させる					
162	17-12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する					
163	17-13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する					
164	17-14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する	○				
165	17-15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各の政策空間及びリーダーシップを尊重する	○				
166	17-16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識・専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する	○				
167	17-17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する	○				
168	17-18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる					
169	17-19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する					

第二次佐久市総合計画 後期基本計画 資料編

佐久市総合計画審議会委員名簿

第二次佐久市総合計画後期基本計画策定の経過

質問

答申



佐久市総合計画審議会委員名簿

役職	氏名 (任期)	推薦団体名等		所属部会
会長	堀内 ふき	佐久大学 佐久大学信州短期大学部	学長	第1部会
副会長 (～R3.3)	丸山 和之	浅科地区区長会 (佐久市区長会)	会長	第2部会
副会長 (R3.4～)	竹内 正明	臼田地区区長会 (佐久市区長会)	会長	第1部会
委員	桃井 貞美	長野県工科短期大学校	特任教授	第1部会
	土谷 豊 (～R3.3)	佐久市P T A連合会	会長	
	加藤 由香 (R3.4～)		副会長	
	伊坂 倉一	佐久市体育協会	会長	
	井出 時子	佐久市男女共生ネットワーク	会長	
	駒村 泰義 (～R3.3)	中込地区区長会	会長	
	石山 道泰 (R3.4～)		会長	
	田原 實夫 (～R3.3)	臼田地区区長会	会長	
	依田 今朝幸 (～R3.3)	望月地区区長会	会長	
	柴平 忠春 (R3.4～)		会長	
	小畠 政喜	公募委員		第2部会
	木内 朋華	公募委員		
	吉沢 久 (～R3.3)	長野県佐久地域振興局	局長	
	高橋 功 (R3.4～)		局長	
	堤 大輔	日本貿易振興機構 長野貿易情報センター	所長	
	田村 善子	佐久浅間農業協同組合	非常勤理事	
	相馬 栄治郎	佐久商工会議所	副会頭	
	大島 直之	佐久市金融団	代表	
	小池 竜昇 (～R2.12)	佐久青年会議所	理事長	
	土屋 充 (R3.1～12)		理事長	
	金澤 忍 (R4.1～)		理事長	
	春原 晃夫 (～R3.3)	佐久市観光協会	副会長	副部会長 (～R3.3)
	臼田 行孝 (R3.4～)		副会長	
	小林 直人 (～R3.3)	野沢地区区長会	会長	
	木内 民雄 (R3.4～)		会長	
	笠井 直幸	公募委員		

土屋 珠江	佐久市民生児童委員協議会	副会長	
宇治川 誠	佐久市保育園保護者会連合会	会長	
岩田 有正		会長	
藤牧 元	佐久圏域介護保険事業者連絡協議会	理事	
井出 進	佐久市シニアクラブ連合会	会長	
小林 壽夫	佐久市身体障害者福祉協会	会長	
小平 多賀子	佐久市保健補導員会	理事	
臼田 章一		理事	
雨宮 雷太	佐久医師会	副会長	第3部会 部会長 (～R3.3)
野村 裕行 (～R3.3)	佐久歯科医師会	専務理事	
木次 大介 (R3.4～)		専務理事	部会長 (R3.4～)
沖津 博人	佐久市環境審議会	副会長	
金澤 英人 (～R3.3)	浅間地区区長会	会長	
山崎 恭介 (R3.4～)		会長	
市川 邦一 (～R3.3)	東地区区長会	会長	副部会長 (～R3.3)
安原 隆雄 (R3.4～)		会長	副部会長 (R3.4～)
依田 ますみ	公募委員		

第1部会（総務文教）：教育・文化分野（後期基本計画第1章）、防災・安全分野（同第6章）、協働・交流分野（同第7章）

第2部会（経済建設）：都市基盤分野（後期基本計画第2章）、経済・建設分野（同第3章）

第3部会（社会）：保健・福祉分野（後期基本計画第4章）、自然環境・生活環境分野（同第5章）

第二次佐久市総合計画後期基本計画策定の経過

1 佐久市総合計画審議会

開催日	会議名	審議内容等
令和2年7月3日	全体会①	・策定諮問
令和2年9月24日	全体会②	・策定方針
令和2年12月24日	全体会③	・策定基礎資料 ・市民アンケート結果（速報） ・後期基本計画策定に係る意見聴取実施概要
令和3年3月26日	全体会④	・市民アンケート結果報告 ・中学生ワークショップ結果報告 ・高校生ワークショップ結果報告 ・子育て世代インタビュー結果報告 ・後期基本計画フレーム（案）
令和3年7月5日	全体会⑤	・佐久市からの提出者アンケート結果報告
新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催	全体会⑥	・後期基本計画（骨子案）
令和3年10月～12月	第1部会①～③ 第2部会①～③ 第3部会①～③	・後期基本計画（骨子案） ・後期基本計画に係る施策目標設定 ・後期基本計画に係る重点プロジェクト ・後期基本計画（素案）
新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催	全体会⑦	・後期基本計画（素案）
新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催	全体会⑧	・後期基本計画（案）
令和4年3月10日		・策定答申

2 佐久市議会

開催日	会議名	内容等
令和3年8月24日	全員協議会	・後期基本計画（骨子案）
令和4年2月14日	全員協議会	・後期基本計画（素案）

3 市民アンケート・パブリックコメント・住民説明会

開催日	会議名	内容等
令和2年11月12日 ～12月4日	市民アンケート	・後期基本計画策定に関する市民アンケート (調査対象：16歳以上の男女 3,000人 有効回答：1,721人 回収率：57.4%)
令和4年1月19日 ～2月4日	パブリック コメント	・後期基本計画（素案）
新型コロナウイルス感染 症の影響により、中止	住民説明会	・後期基本計画（素案）に係る説明動画をYouTube「佐久市チ ヤンネル」に掲載

4 庁内会議

開催日	会議名
令和2年7月 ～令和4年1月	・企画調整委員会、企画調整幹事会など

諮詢

2佐企第47号
令和2年7月3日

佐久市総合計画審議会
会長 堀内 ふき 様

佐久市長 柳田 清二

第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定及び第二次国土利用計画 (佐久市計画) の改訂について(諮詢)

本市は、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「第二次佐久市総合計画」において定めた将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向け、各種施策を展開しています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進行など、社会経済情勢は大きく変化し、新たな市民ニーズも発生してきています。

のことから、長期的なまちづくりの指針となる基本構想は生きしつつ、本市を取り巻く状況の変化に対応し、市民との協働のまちづくりをさらに進めるため、第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定及び第二次国土利用計画(佐久市計画)の改訂を行いたいので、佐久市総合計画審議会条例第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。

答 申

3 佐 総 審 第 2 号
令和4年3月10日

佐久市長 柳田 清二 様

佐久市総合計画審議会
会長 堀内 ふき

第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定及び第二次国土利用計画
(佐久市計画) の改訂について (答申)

令和2年7月3日付け2佐企第47号で諮問がありました「第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定及び第二次国土利用計画(佐久市計画)の改訂」について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりまとめましたので、答申します。

なお、市民目線又は専門的な見地から、多くの意見が出されましたので、今後の各施策の取組に反映し、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、より一層の努力をされることを期待します。

なお、詳細については、市当局において検討の上、計画を樹立してください。

快適健康都市 佐久
～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

第二次佐久市総合計画後期基本計画

令和4年3月
発行 佐久市
〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 番地
編集 企画部企画課
